

## 令和5年度新宿区個人情報保護管理運営会議における審議案件一覧

新宿区個人情報保護管理運営会議で令和5年7月から令和6年1月に審議した案件について、下記のとおり報告する。

## 記

## 1 個人情報保護管理運営会議における審議案件及び結果

No.	事業名	担当課	区分	付議日	審議結果
1	東京共同電子申請・届出サービスの利用に係る外部結合等について（手続の追加）	行政管理課、情報システム課、子ども家庭支援課、保健予防課、ごみ減量リサイクル課、防災都市づくり課	外部結合、業務委託	7月28日	承認
2	広報新宿個別配達のLINEを活用した電子申請に係るシステムの構築等について	区政情報課	電算処理、外部結合、業務委託	7月28日	承認
3	地方公共団体情報システム標準化に対応した住民記録及び印鑑登録システムへの移行等について	戸籍住民課	電算処理、外部結合、業務委託	7月28日	承認
4	地方公共団体情報システム標準化に対応した国民年金システムへの移行等について	医療保険年金課	電算処理、外部結合、業務委託	7月28日	承認
5	新宿区要保護児童対策地域協議会における児童虐待に関する情報の警視庁への提供について	子ども家庭支援課	外部提供	7月28日	承認
6	次期国保情報集約システム（クラウド移行後のシステム）との外部結合等について	医療保険年金課	外部結合、業務委託	7月28日	承認
7	東京共同電子申請・届出サービスの利用に係る外部結合等について（手続の追加）	行政管理課、情報システム課、区政情報課、生涯学習スポーツ課、消費生活就労支援課、保健予防課	外部結合、業務委託	9月1日	承認
8	ふるさと納税返礼品の導入に係る外部結合等について	総務課	外部結合、業務委託	9月1日	承認
9	新宿区物価高騰対策臨時給付金給付事業に係るシステム改修について（特定個人情報保護評価の報告）	総務課	電算処理	9月1日	承認
10	税務システムの再整備等について	税務課	電算処理、業務委託	9月1日	承認

11	地方公共団体情報システム標準化に対応した国保標準システムへの移行等について	医療保険年金課	電算処理、外部結合、業務委託	9月1日	承認
12	地方公共団体情報システム標準化に対応した住民記録システムへの移行について（特定個人情報保護評価の報告）	戸籍住民課	電算処理	9月6日	承認
13	地方公共団体情報システム標準化に対応した国民年金システムへの移行について（特定個人情報保護評価の報告）	医療保険年金課	電算処理	9月6日	承認
14	地方公共団体情報システム標準化に対応した国保標準システムへの移行等について（特定個人情報保護評価の報告）	医療保険年金課	電算処理	9月6日	承認
15	地方公共団体情報システム標準化に対応した保健情報システム（事務名：予防接種）への移行について（特定個人情報保護評価の報告）	保健予防課	電算処理	9月6日	承認
16	東京共同電子申請・届出サービスの利用に係る外部結合等について（情報項目の追加）	行政管理課、情報システム課、子ども家庭支援課	外部結合、業務委託	10月20日	承認
17	税務システムの再整備について（特定個人情報保護評価の報告）	税務課	電算処理	10月20日	承認
18	新宿区立大久保公園周辺における防犯カメラの設置等について	危機管理課	防犯カメラ	10月20日	承認
19	医療扶助におけるオンライン資格確認導入に係る生活保護システムの改修等について（委託内容の変更）	生活福祉課、保護担当課、情報システム課	業務委託	10月20日	承認
20	管理計画認定手続支援システムの利用に係る外部結合について	住宅課	外部結合	10月20日	承認
21	児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく外部提供について	教育指導課	外部提供	10月20日	承認
22	マイナポータルぴったり電子申請サービスの利用に係る外部結合について（手続の追加）	学校運営課	外部結合	10月20日	承認
23	心電図データの学術研究目的のための外部提供について	学校運営課	外部提供	10月20日	承認
24	区立幼稚園・区立学校一斉連絡事業に係る外部結合等について	学校運営課	外部結合、業務委託	10月20日	承認
25	ふるさと納税返礼品の導入に係る業務の委託について（委託内容の追加）	総務課	業務委託	11月16日	承認
26	保健情報システム（対人系）等の地方公共団体情報システム標準化に対応した健康管理システムへの移行について	健康政策課、健康づくり課、保健予防課、牛込保健センター、四谷保健センター、東新宿保健センター、落合保健センター	電算処理、外部結合、業務委託	11月16日	承認
27	地域広帯域移動無線アクセス（地域BWA）システムによる無料公衆無線LAN環境の運用保守業務の委託等について	行政管理課、区政情報課	業務委託	12月21日	承認
28	新宿区物価高騰対策臨時給付金給付事業に係るシステム改修等について（対象要件の変更等）	総務課	電算処理、外部結合、業務委託	12月21日	承認

29	新宿区物価高騰対策臨時給付金給付事業に係るシステム改修について（特定個人情報保護評価のパブリック・コメント等の実施結果）	総務課	電算処理	12月21日	承認
30	税務システムの再整備等について（特定個人情報保護評価のパブリック・コメント等の実施結果）	税務課	電算処理	12月21日	承認
31	地方公共団体情報システム標準化に対応した住民記録及び印鑑登録システムへの移行等について（委託内容の変更）	戸籍住民課	業務委託	12月21日	承認
32	地方公共団体情報システム標準化に対応した住民記録システムへの移行について（特定個人情報保護評価のパブリック・コメント等の実施結果）	戸籍住民課	電算処理	12月21日	承認
33	地方公共団体情報システム標準化に対応した生活保護システムへの移行等について	生活福祉課、保護担当課	電算処理、外部結合、業務委託	12月21日	承認
34	生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業の業務の委託について（対象者の拡充及び委託内容の変更）	生活福祉課、保護担当課、子ども家庭課、子ども家庭支援課	業務委託	12月21日	承認
35	社会保障・税番号制度の導入に伴う団体内統合宛名等システム及び新宿区自治体中間サーバの開発について（事務の追加）	生活福祉課、保護担当課、子ども家庭課、情報システム課	電算処理、外部結合、業務委託	12月21日	承認
36	健康診査・がん検診業務等の外部結合等について（一部変更）	健康づくり課	外部結合、業務委託	12月21日	承認
37	特定健康診査受診者に対する保健指導及び利用勧奨業務等の委託について（情報項目の追加及び委託内容の変更）	健康づくり課	業務委託	12月21日	承認
38	地方公共団体情報システム標準化に対応した国民年金システムへの移行等について（委託内容の変更）	医療保険年金課	業務委託	12月21日	承認
39	地方公共団体情報システム標準化に対応した国民年金システムへの移行について（特定個人情報保護評価のパブリックコメント等の実施結果）	医療保険年金課	電算処理	12月21日	承認
40	地方公共団体情報システム標準化に対応した国保標準システムへの移行等について（特定個人情報保護評価のパブリック・コメント等の実施結果）	医療保険年金課	電算処理、外部結合	12月21日	承認
41	予防接種予診票等の印字業務の委託について（委託内容の追加）	保健予防課	業務委託	12月21日	承認
42	東京共同電子申請・届出サービスの利用に係る外部結合等について（手続の追加）	行政管理課、情報システム課、交通対策課、教育支援課	外部結合、業務委託	1月15日	承認
43	クラウド型研修システム（eラーニング）の導入等に係るシステム開発等について	人材育成等担当課	電算処理、外部結合	1月15日	承認
44	一時保育システム導入及びコンビニ収納等に係る外部結合等について	保育課	電算処理、外部結合、業務委託	1月15日	承認

45	保育業務支援システムの開発等について	保育課	電算処理、外部結合、業務委託	1月15日	承認
46	(仮称) 児童相談システムの開発等について	子ども家庭支援課	電算処理、業務委託	1月15日	承認
47	バースデーサポート事業に係る業務の委託について	健康づくり課	業務委託	1月15日	承認
48	狂犬病予防注射済票交付等業務の委託について	衛生課	業務委託	1月15日	承認
49	自転車用ヘルメット購入費助成事業委託について (委託内容の変更)	交通対策課	業務委託	1月15日	承認
50	地方公共団体情報システム標準化に対応した選挙人名簿管理システムへの移行等について	選挙管理委員会事務局	電算処理、外部結合、業務委託	1月15日	承認
51	私立学校就学者等支援給付金給付事業に係るシステム構築等について	教育調整課	電算処理、業務委託	1月15日	承認

※各事業に係る事項の詳細については、別紙のとおり。

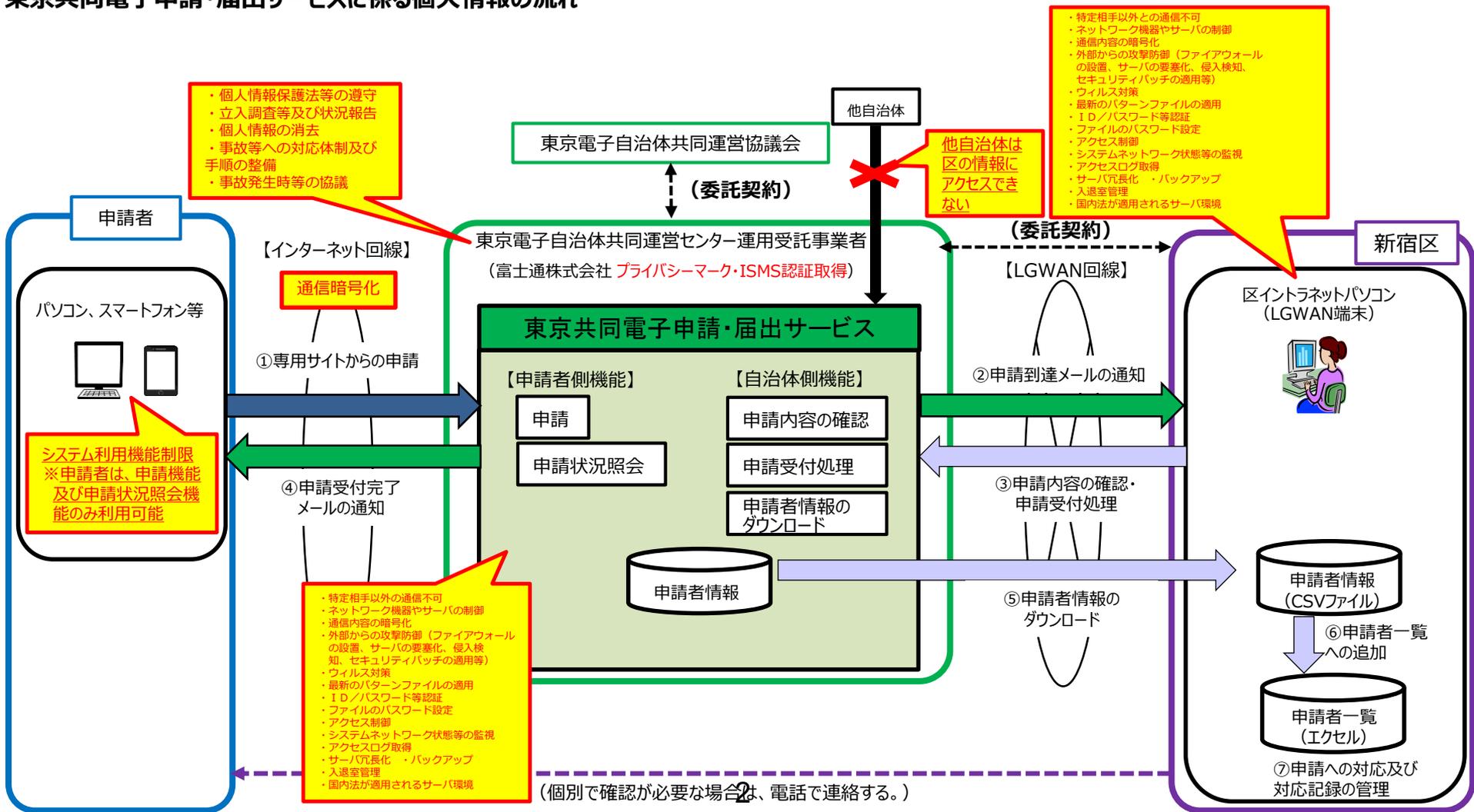
## 2 その他

個人情報保護管理運営会議にて審議した案件については、区ホームページで公開

東京共同電子申請・届出サービスの利用に係る外部結合等について（手続の追加）（No.1）

事業名	行政手続のオンライン化等の推進
担当課	行政管理課、情報システム課外4課
区分	外部結合、業務委託
目的	申請者が窓口に来庁することなく、24時間申請手続を可能とするため、行政手続のオンライン化を推進し、区民の利便性の向上を図るため。
対象者	手続の申請者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>区では、平成16年度から東京都及び都内区市町村で構成される東京電子自治体共同運営協議会（東京電子自治体共同運営センター）が提供する「東京共同電子申請・届出サービス」を活用し、住民票の写しの交付請求や乳幼児・子ども医療証の申請などの手続をオンラインで受け付けている。</p> <p>この度、新たに手続を追加することで、さらなる区民の利便性の向上を図ることとする。</p> <p>2 外部結合及び業務委託の付議内容</p> <p>（1）外部結合</p> <p>既に外部結合を行っている「東京共同電子申請・届出サービス」において、手続の追加を行う。</p> <p>（2）業務委託</p> <p>「東京共同電子申請・届出サービス」の運用管理業務を委託する富士通株式会社が取扱う手続の追加を行う。</p> <p>3 対象者</p> <p>約3,120件</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

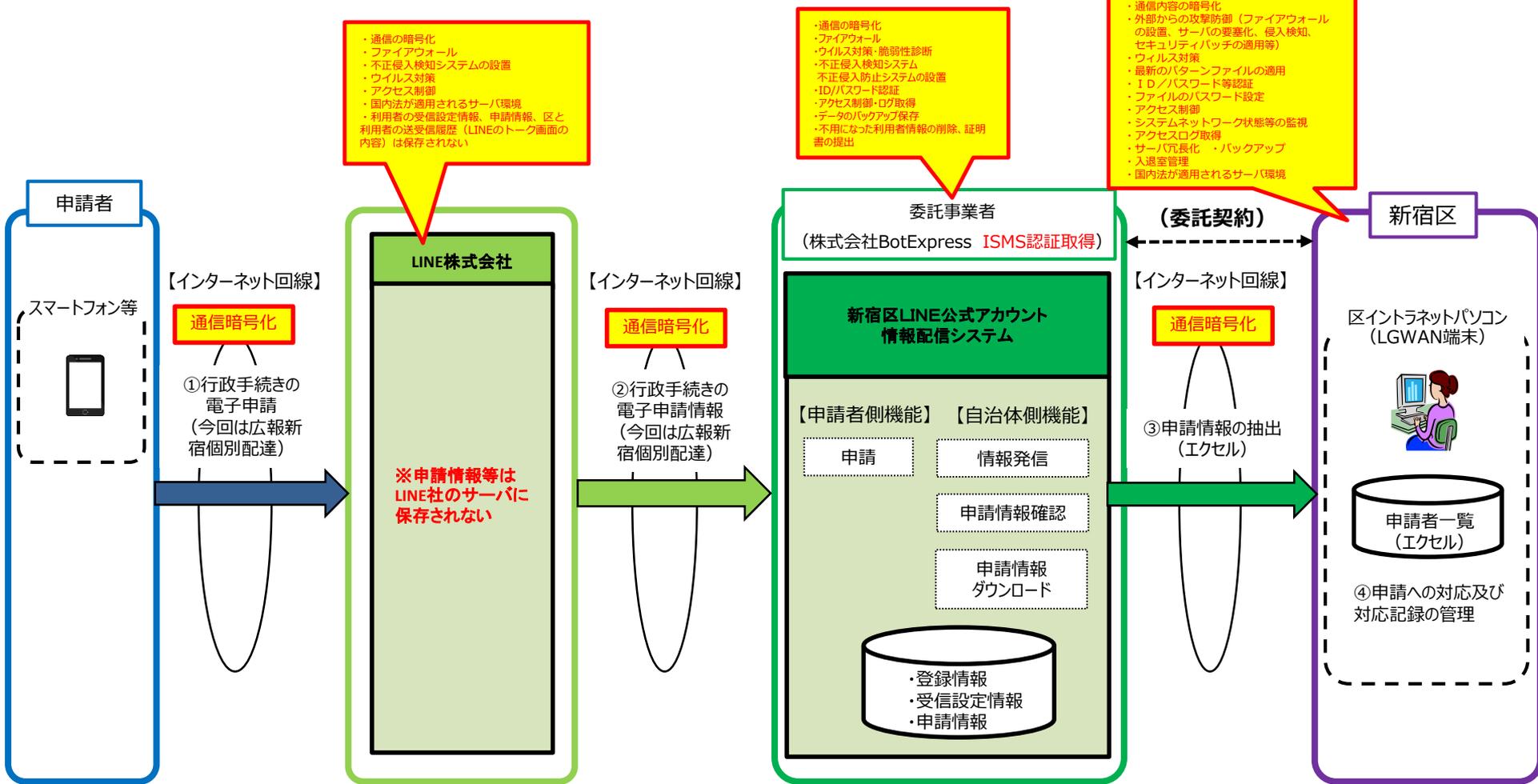
# 東京共同電子申請・届出サービスに係る個人情報の流れ



広報新宿個別配達のLINEを活用した電子申請に係るシステムの構築等について  
(No. 2)

事業名	広報新宿個別配達のLINEを活用した電子申請に係るシステムの構築等
担当課	区政情報課
区分	電算処理、外部結合、業務委託
目的	幅広い世代に利用されている無料通信アプリ「LINE」（以下「LINE」という。）を活用した、行政手続の電子申請の受付を開始し、区民の利便性の向上を図る。
対象者	「LINE」で新宿区LINE公式アカウントを登録した区民等で、行政サービスの申請を行う者
事業内容	<p>1 概要 区では、令和4年7月から、「LINE」を活用し、新宿区LINE公式アカウントを登録した区民等（以下「利用者」という。）に対して、区が実施するイベントやくらしに役立つ事業等の情報を配信している（令和3年度第9回新宿区情報公開・個人情報保護審議会承認・了承済）。これまで区が行ってきたLINEを活用した配信業務に加え、行政手続の電子申請の受付を開始することにより、区民の利便性の向上を図る。今回、広報新宿の個別配達について電子申請受付を開始する。なお、LINEについては、過去に、システム開発や運用の一部が、中国を拠点とする関連会社において行われ、日本のサーバにある利用者の個人情報へのアクセスが可能となっていた事案が発生したが、総務省及び個人情報保護委員会からの指導を受け、日本ユーザーの個人情報を取り扱う業務の中国からの撤退、データ保存場所の国内への移転等のセキュリティ対策を行い、同様の事案が発生する懸念はなくなった。また、社内システムへのアクセス管理の強化、開発プロセス及び組織開発のガバナンスの強化、社内システムに関するリスク評価等を通じた透明性・アカウントセキュリティの向上に努めるなど、個人情報保護対策がなされている。</p> <p>2 電算処理、外部結合、業務委託の付議内容 (1) 電算処理 LINEを活用した情報配信システムにおいて、行政手続の電子申請受付機能の追加を行う。 (2) 外部結合 LINEを活用した情報配信システムと区イントラネットとの結合により、対象者の情報を取得する。 (3) 業務委託 上記(1)の機能の追加業務を委託するとともに、取得情報項目を追加する。</p> <p>3 利用者数の想定 (1) LINEの登録者数 5,839人（令和5年6月末現在） (2) 広報新宿個別配達申込者数 約1,000人/年（令和5年6月末の個別配達登録者数8,489人）</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

# 広報新宿個別配達のLINEを活用した電子申請に係る個人情報の流れ

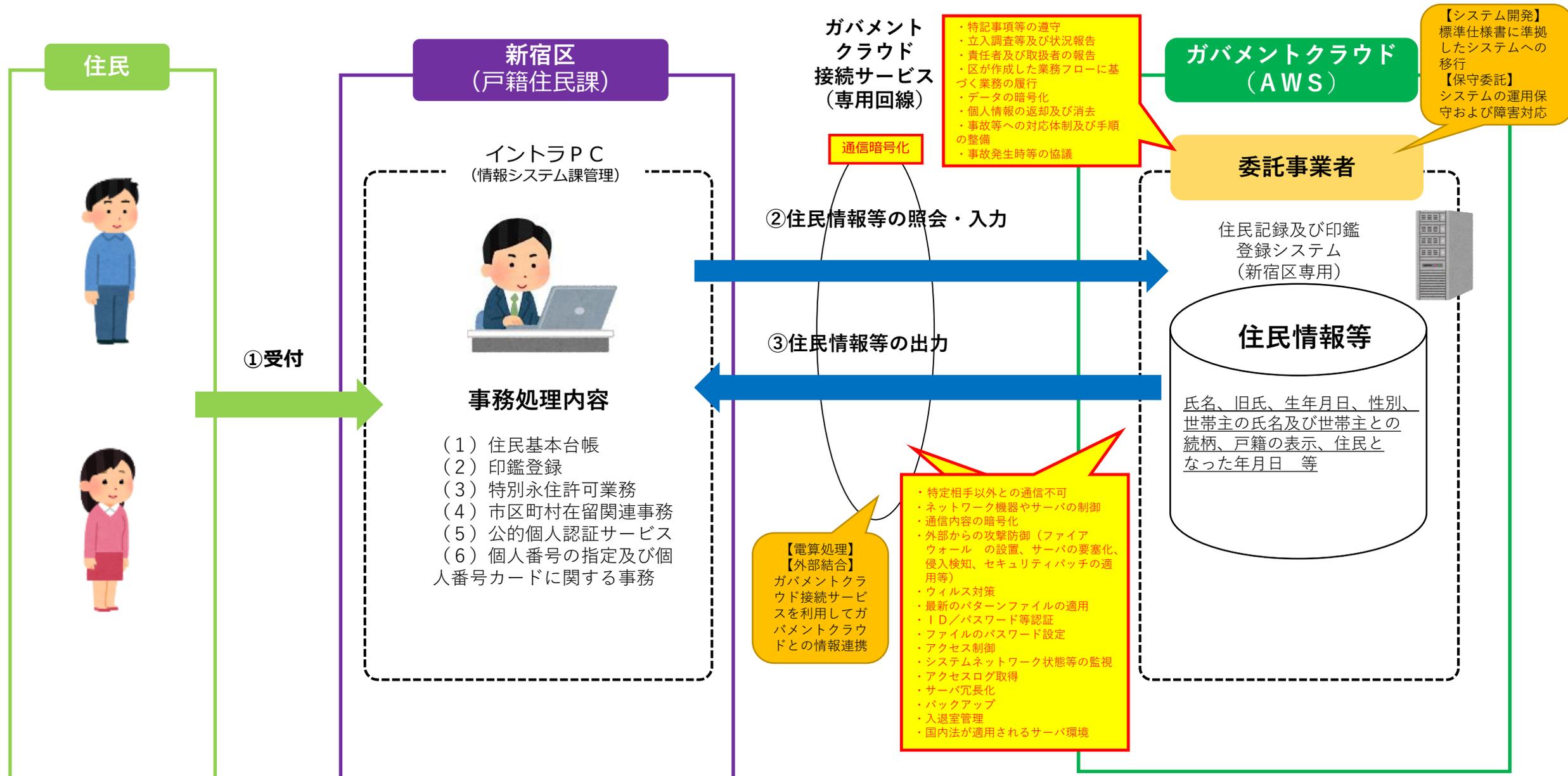


地方公共団体情報システム標準化に対応した住民記録及び印鑑登録システムへの移行等について (No.3)

事業名	地方公共団体情報システム標準化に対応した住民記録及び印鑑登録システムへの移行
担当課	戸籍住民課
区分	電算処理、外部結合、業務委託
目的	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年法律第40号)(以下「標準化法」という。)に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に対応し、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。
対象者	新宿区(以下「区」という。)の住民基本台帳に記録されている者及び区が備える住民基本台帳に記録されていた者であって区が保存する削除された住民票に記録されている者並びに「新宿区住民基本台帳制度の適正な運用に関する条例」に規定する請求等を行った者
事業内容	<p>1 概要  住民記録及び印鑑登録システムは、区において設計・開発し、昭和61年2月3日から稼働している。その後、いくつかの改修を経て、現在に至っている。その一方、自治体ごとの情報システムのカスタマイズによって次の事態が生じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 維持管理や制度改正時の改修において、個別の対応を余儀なくされ負担が大きい。</li> <li>② 情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない。</li> <li>③ 住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国に普及させることが難しい。</li> </ul> <p>このような状況を踏まえ、地方公共団体に対し、住民記録及び印鑑登録事務をはじめとする標準化対象事務について、標準化基準(標準仕様書)に適合した情報システム(以下「標準準拠システム」という。)の利用を義務付ける、「標準化法」が令和3年9月1日に施行され、令和7年度末までに住民記録及び印鑑登録システムを標準化へ対応することが求められている。</p> <p>併せて、標準化法第10条により、標準準拠システムの利用において、ガバメントクラウドの利用を第一に検討することとされている。セキュリティ面やコスト面等が優れていることから、デジタル庁が提供するガバメントクラウドシステムを利用し、運用を行う。</p> <p>2 電算処理、外部結合、業務委託の付議内容</p> <p>(1) 電算処理  「標準化法」に基づき下記の事務を処理するシステムを「住民記録システム標準仕様書」及び「印鑑登録システム標準仕様書」に準拠したシステムへ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 住民基本台帳</li> <li>イ 印鑑登録</li> <li>ウ 特別永住許可業務</li> <li>エ 市区町村在留関連事務</li> <li>オ 公的個人認証サービス</li> <li>カ 個人番号の指定及び個人番号カードに関する事務</li> </ul> <p>(2) 外部結合  住民記録及び印鑑登録システム標準化にあたり、デジタル庁が提供するガバメントクラウド上に事業者が構築する標準準拠システムを運用し、ガバメントクラウドとの結合を行う。</p>

	<p>(3) 業務委託</p> <p>① 住民記録及び印鑑登録システム標準化にあたり、前項(1)電算処理および(2)外部結合に係るシステムへの移行業務を委託する。</p> <p>② 前項①において移行した住民記録及び印鑑登録システムについて、運用保守業務を委託する。</p> <p>3 対象人数</p> <p>(1) 住民基本台帳人口 (令和5年4月1日現在)  346,313人 日本人住民：306,484人  外国人住民： 39,829人</p> <p>(2) 印鑑登録件数 (令和5年4月1日現在)  17,231件</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

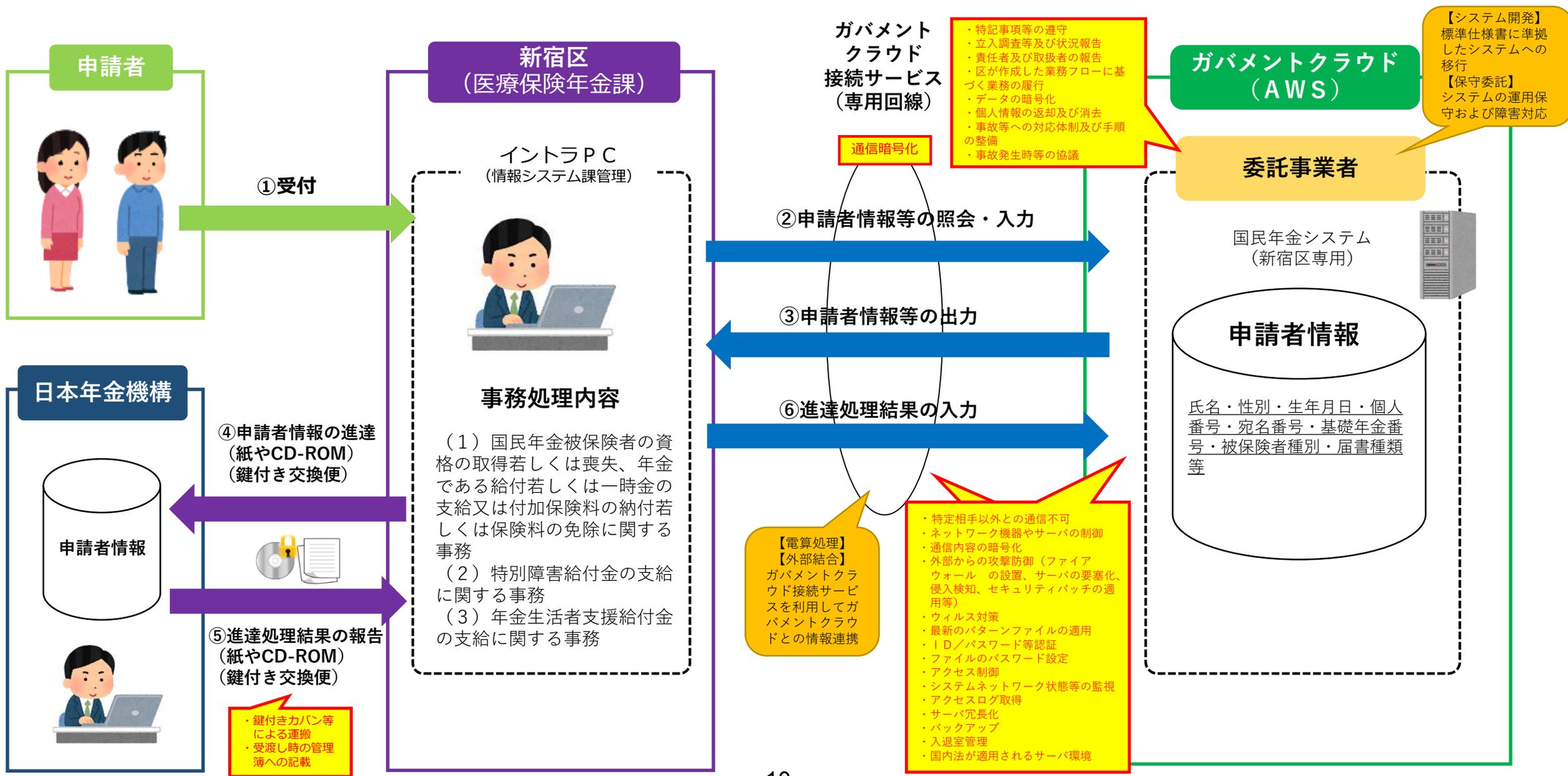
# 地方公共団体情報システム標準化に対応した住民記録及び印鑑登録システムへの移行等に係る個人情報の流れ



事業名	地方公共団体情報システム標準化に対応した国民年金システムの移行
担当課	医療保険年金課
区分	電算処理、外部結合、業務委託
目的	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年法律第40号)(以下「標準化法」という。)に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に対応し、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。
対象者	国民年金被保険者、免除者及び受給権者(日本国籍を有しない者を含む)
事業内容	<p>1 概要 国民年金システムは、区情報システム課が提供するホストコンピュータにより稼働している。 その一方、自治体ごとの情報システムのカスタマイズによって次の事態が生じている。</p> <p>① 提供先から受けた個人情報については、維持管理や制度改正時の改修において、個別の対応を余儀なくされ負担が大きい。 ② 情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない。 ③ 住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国に普及させることが難しい。</p> <p>このような状況を踏まえ、地方公共団体に対し、国民年金事務をはじめとする標準化対象事務について、標準化基準(標準仕様書)に適合した情報システム(以下「標準準拠システム」という。)の利用を義務付ける、「標準化法」が令和3年9月1日に施行され、令和7年度末までに国民年金システムを標準化へ対応することが求められている。 本法律に基づき、国民年金システムを標準化することで、今後見込まれる様々な制度改正などの際には、その都度、国が標準仕様書を改版し、各自治体に提供することで、人的、財政的な負担が軽減され、行政運営が効率化される。 併せて、標準化法第10条により、標準準拠システムの利用において、ガバメントクラウドの利用を第一に検討することとされている。セキュリティ面やコスト面等が優れていることから、デジタル庁が提供するガバメントクラウドシステムを利用し、運用を行う。</p> <p>2 電算処理、外部結合、業務委託の付議内容</p> <p>(1) 電算処理 「標準化法」に基づき、国民年金システムの標準化を行い、下記の事務を処理するシステムへ移行する。 ア 国民年金被保険者の資格の取得若しくは喪失、年金である給付若しくは一時金の支給又は付加保険料の納付若しくは保険料の免除に関する事務 イ 特別障害給付金の支給に関する事務 ウ 年金生活者支援給付金の支給に関する事務</p> <p>(2) 外部結合 国民年金システム標準化にあたり、デジタル庁が提供するガバメントクラウド上に事業者が構築する標準準拠システムを運用し、ガバメントクラウドに個人番号を含む個人情報を保管する。</p> <p>(3) 業務委託 ① 国民年金システム標準化にあたり、前項(1)システム開発および(2)外部結合に係るシステムへの移行業務を委託する。 ② 前項①において移行した国民年金システムについて、運用保守業務を委託する。</p>

	<p>3 対象者数</p> <p>国民年金（基礎年金）</p> <p>被保険者（第1号被保険者） 64,744名（令和5年3月末現在）</p> <p>免除者 25,109名（令和5年3月末現在）</p> <p>受給権者 62,837名（令和5年3月末現在）</p>
<p>個人情報の 流れ及び情 報保護対策</p>	<p>別紙のとおり</p>

# 地方公共団体情報システム標準化に対応した国民年金システムへの移行等に係る個人情報の流れ



新宿区要保護児童対策地域協議会における児童虐待に関する情報の警視庁への提供について (No.5)

事業名	新宿区要保護児童対策地域協議会における児童虐待に関する情報の警視庁への提供
担当課	子ども家庭支援課
区分	外部提供
目的	子ども総合センター及び子ども家庭支援センターで扱う児童虐待事案のうち、緊急性・危険性の高い事案について、子ども家庭相談管理システムで保有する個人情報情報を警視庁と情報共有することで、早期発見、早期対応により児童の安全確保を図る。
対象者	要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦
事業内容	<p>1 概要  新宿区（以下「区」という。）では、平成17年に新宿区要保護児童対策地域協議会を「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」として設置し、区内警察署（新宿・四谷・牛込・戸塚）を含む関係機関と要保護児童について情報共有し、連携してきた。「要保護児童等に係る個人情報の要保護児童対策地域協議会への外部提供について」は、平成17年度第2回新宿区情報公開・個人情報保護審議会にて要保護児童等に関する情報の紙での外部提供を開始することを諮問し、平成24年度第7回同審議会にて対象者（要保護児童等）に特定妊婦が追加されたことを諮問し、それぞれ承認された。</p> <p>さらに、警察署との連携について、令和元年6月に区内4警察署と「児童虐待の未然防止と早期発見に向けた情報共有に関する協定書」を締結し、区と警察署との児童虐待にかかる情報共有の強化を行ってきた。</p> <p>この度、児童虐待事案に係る児童の安全確認及び保護等を行っている警視庁生活安全部少年育成課から、東京都全体で、厚生労働省が定める「市町村子ども家庭支援指針」（ガイドライン）及び警察庁が定める「児童相談所等との実質的な情報共有による連携の強化について（通達）」（以下「ガイドライン等」とする）に沿った統一的対応を行うため、全都共通様式による協定書を区と締結したいとの申し入れがあった。協定書（案）では、従来行ってきた紙媒体や電話等口頭による情報提供に加えて、LGWAN メールにより、随時または例月のデータによる情報提供を行う内容となっている。</p> <p>今回、新たに警視庁とガイドライン等に沿った協定を結び、区と警察署との児童虐待にかかる情報共有について明確にし、一層の連携の強化を行っていく。</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

# 新宿区要保護児童対策地域協議会における児童虐待に関する情報の警視庁への提供に係る個人情報の流れ

新宿区  
子ども総合センター  
子ども家庭支援センター

【区イントラPC  
(情報システム課管理)】

虐待事案のうち以下の情報を抽出

- 緊急の対応が必要
- 危険性が高くなる可能性
- 児童の安全確認ができない
- 自治体間ケース移管

システム統合基盤  
(情報システム課管理)

子ども家庭相談管理  
システム

提供内容 (Excelデータ)

虐待種別、相談経路、  
児童氏名、生年月日、  
性別、主たる虐待者、  
住所・連絡先、家族状  
況、相談内容 等

## 区と警視庁との協定書 に基づくデータ提供

- ・他の行政機関等に保有個人情報を提供することについて、相当又は特別な理由があると判断できるか、関係部署と慎重に協議する。また、必要に応じて、個人情報保護委員会へ助言を求める。
- ・利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について提供先との間で書面を取り交わす。
- ・提供先に対し、次に掲げる措置を講ずるよう求める。
  - (1)利用目的又は方法の制限
  - (2)取扱者の範囲の限定
  - (3)第三者への再提供の制限又は禁止
  - (4)消去、返却等利用後の取扱いの指定
  - (5)取扱状況に関する所要の報告の要求
  - (6)訂正の決定を行った場合において、当該訂正に応じる。
  - (7)適切な情報保護対策、情報セキュリティ対策の実施
- ・必要があると認めるときは、外部提供を行う前又は随時に実地の調査等を行うことにより、当該措置の状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等を行う。
- ・提供する個人情報の取扱者を指定する。
- ・提供する個人情報については、保存期間を定め、適切な管理を行う。
- ・提供する個人情報については、情報の正確性を図るため、適時、情報の更新を行う。

警視庁

【警視庁PC】

虐待事案のうち以下の情報を抽出

- 警察が取扱った児童虐待情報

警視庁システム

提供内容 (Excelデータ)

児童及び保護者の  
住所、氏名、生年  
月日、性別

LGWAN回線を用いた  
メール (月1回、随時)  
※インターネット回線は  
利用しない。

添付ファイル暗号化

緊急時の同行申請等  
(電話連絡)

区内各警察署

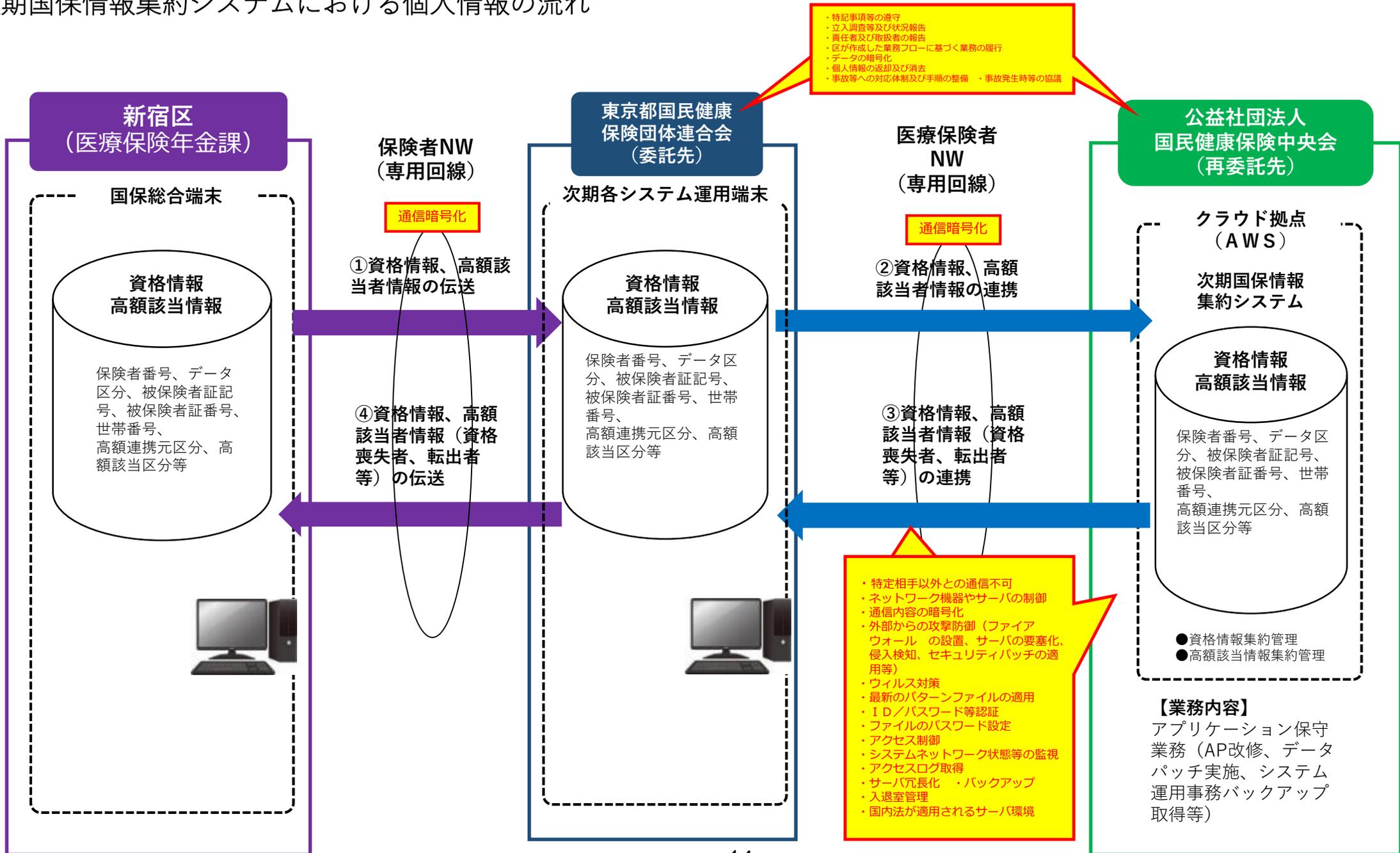
(新宿・四谷・牛込・戸塚)  
※児童虐待対応の連携強化に関する覚書の  
締結

要保護児童対策地域協議会 (サポートネットワーク) の枠組み

次期国保情報集約システム（クラウド移行後のシステム）との外部結合等について（No.6）

事業名	次期国保情報集約システム（クラウド移行後のシステム）との外部結合等
担当課	医療保険年金課
区分	外部結合、業務委託
目的	国民健康保険事務の安定運用の継続
対象者	新宿区国民健康保険の被保険者（元被保険者を含む）及びその世帯員
事業内容	<p>1 概要</p> <p>平成30年度からの国民健康保険法の改正により、都道府県単位で「被保険者の資格管理」と「高額療養費多数回管理」を行うこととされた。都道府県単位での事務を行うため、国が開発し、東京都国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）が運用する国保情報集約システムへ外部結合を行い、資格情報や高額該当情報を伝送すること、当該システムの運用管理を国保連に委託することについて、平成29年度第2回情報公開・個人情報保護審議会に諮問・報告し、承認・了承された。</p> <p>令和6年3月末で現行の国保情報集約システムの保守期限を迎え、次期システムへの更改が必要とされる中、政府は、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」及び「デジタル・ガバメント推進方針」（平成29年5月30日閣議決定）において、政府情報システムを整備する際に、クラウドサービスの利用を第一候補とする、クラウド・バイ・デフォルト原則を策定し、政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針を定めた。この度、当該方針に基づき、次期国保情報集約システム（※）についてもクラウド化されることが決定された。</p> <p>引き続き、国民健康保険事務の安定運用を図るため、クラウド移行後の次期国保情報集約システムへの外部結合を行う。</p> <p>※ 国の委託により、公益社団法人国民健康保険中央会（以下「中央会」という。）が開発し、国保連に使用許諾されたシステムをいう。</p> <p>2 外部結合及び業務委託の付議内容</p> <p>（1）外部結合</p> <p>国保総合端末とクラウド上に構築される、次期国保情報集約システムとの専用線（LAN）を介した外部結合を行う。</p> <p>（2）業務委託・再委託</p> <p>東京都下の各市区町村と国保連との間で共同委託契約を締結する（継続）。</p> <p>再委託については、処理させる情報項目の記録媒体をAWSのクラウド上のサーバに移行するため、国保連が中央会と委託契約を締結する。</p> <p>3 対象者数</p> <p>約9万人（令和5年6月1日現在）</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

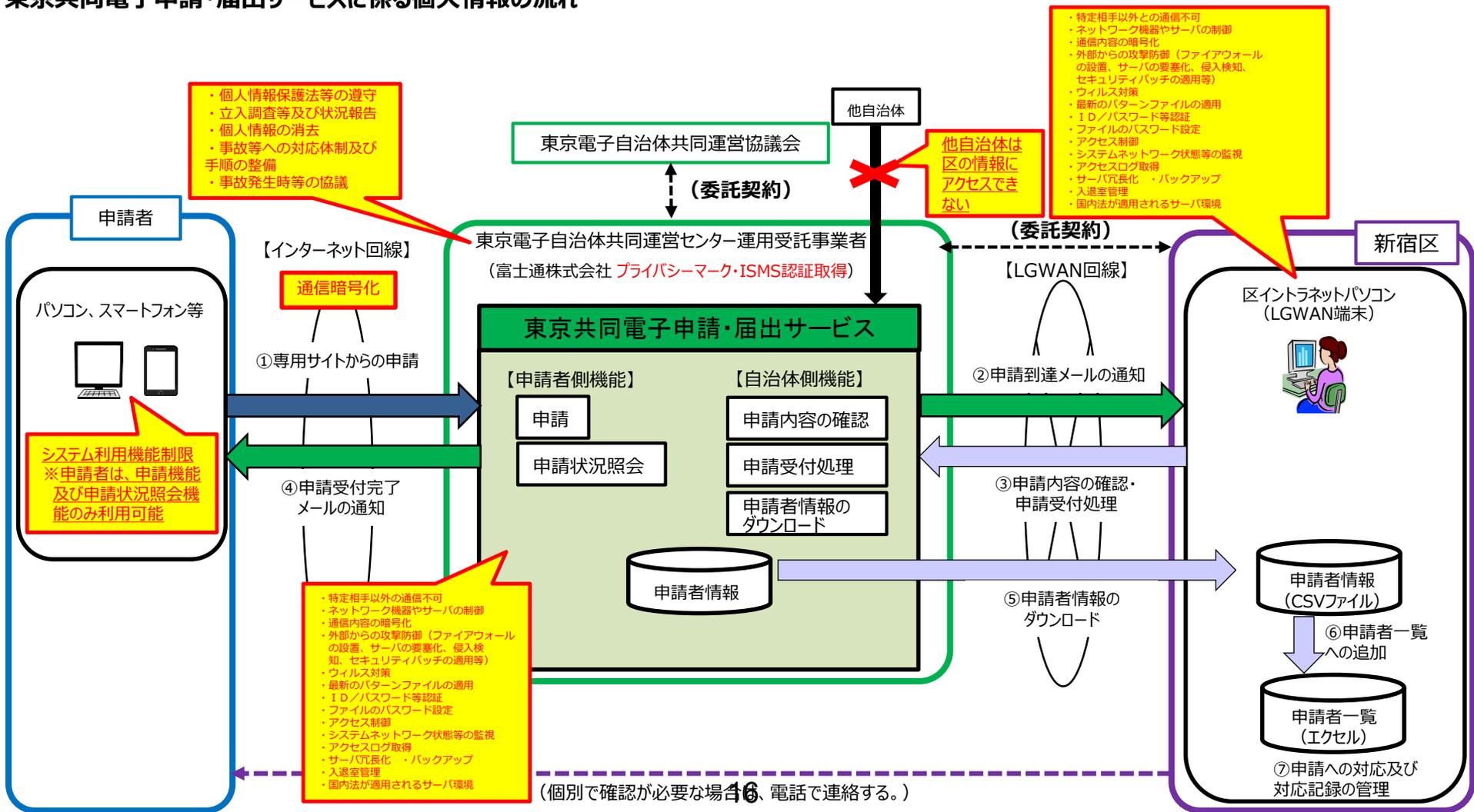
# 次期国保情報集約システムにおける個人情報の流れ



東京共同電子申請・届出サービスの利用に係る外部結合等について（手続の追加）（No.7）

<b>事業名</b>	行政手続のオンライン化等の推進
<b>担当課</b>	行政管理課、情報システム課外4課
<b>区分</b>	外部結合、業務委託
<b>目的</b>	申請者が窓口に来庁することなく、24時間申請手続を可能とするため、行政手続のオンライン化を推進し、区民の利便性向上を図るため。
<b>対象者</b>	手続の申請者
<b>事業内容</b>	<p>1 概要</p> <p>区では、平成16年度から東京都及び都内区市町村で構成される東京電子自治体共同運営協議会（東京電子自治体共同運営センター）が提供する「東京共同電子申請・届出サービス」を活用し、子どもや健康、防災、景観などに関する申請やイベントの申込みなどの手続をオンラインで受け付けている。</p> <p>この度、新たに手続を追加することで、さらなる区民の利便性の向上を図ることとする。</p> <p>2 外部結合及び業務委託の付議内容</p> <p>（1）外部結合</p> <p>既に外部結合を行っている「東京共同電子申請・届出サービス」において、手続の追加を行う。</p> <p>（2）業務委託</p> <p>「東京共同電子申請・届出サービス」の運用管理業務を委託する富士通株式会社が取扱う手続の追加を行う。</p> <p>3 対象者</p> <p>約1,635件</p>
<b>個人情報の流れ及び情報保護対策</b>	別紙のとおり

# 東京共同電子申請・届出サービスに係る個人情報の流れ



ふるさと納税返礼品の導入に係る外部結合等について (No.8)

事業名	ふるさと納税管理業務
担当課	総務課
区分	外部結合、業務委託
目的	ふるさと納税の返礼品の在庫・配送状況の管理、寄附者への対応等の一連の業務を円滑に行うため。
対象者	新宿区へ寄附した方（返礼品の対象となるのは区外在住者のみ）
事業内容	<p>1 概要</p> <p>区では令和5年10月よりふるさと納税の返礼品を導入する。返礼品の導入にあたっては、返礼品協力事業者との連絡調整、ふるさと納税ポータルサイトへの情報掲載管理・PR、返礼品の在庫・配送状況の管理等の新たな業務が発生する。また、返礼品の導入に伴い、寄附者からの問い合わせ対応や寄附金受領証明書の発送、ワンストップ特例申請の受付処理等の業務量が大幅に増加することが見込まれる。</p> <p>本事業においては、新たな業務が発生し、職員だけで対応することが困難であり、業務を円滑かつ効率的に遂行する必要があることから業務委託を実施する。</p> <p>2 外部結合及び業務委託の付議内容</p> <p>(1) 外部結合</p> <p>区が寄附情報や返礼品配送状況等を一元的に管理・把握するため、シフトプラス株式会社が運用するふるさと納税管理システムとの外部結合を行う。</p> <p>(2) 業務委託</p> <p>ふるさと納税管理業務については、シフトプラス株式会社に委託する。</p> <p>3 対象者数</p> <p>2,000人</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

# ふるさとと納税に係る業務の委託に係る個人情報の流れ

**寄 附 者**



①寄附 (ポータルサイト経由)

**ふるさと納税ポータルサイト**

【インターネット回線】  
問い合わせ対応  
【電話又はメール】

④受領証明書送付

**シフトプラス株式会社**  
(プライバシーマーク・ISMS認証取得)

【インターネット回線】  
②情報の連携  
・API連携  
・通信暗号化

個人情報を含む紙文書は鍵付き  
キャビネットに保管する

**ふるさと納税管理システム 「LedgHOME」**

【寄附情報】

寄附者氏名、住所、電話番号、  
メールアドレス、寄附金額、  
決済種別、決済日

【返礼品情報】

寄附者氏名、受取人氏名、  
配送先住所、電話番号、  
返礼品名称、配送状況

【インターネット回線】

⑦返礼品の送付

【インターネット回線】

⑤返礼品  
配送依頼  
(メール)  
※個人情報なし

**ワンストップ特例申請管理システム 「motiONE」**

【ワンストップ申請情報】

寄附者氏名、住所、電話番号、生年月日  
個人番号、寄附金額、寄附受領年月日

⑥返礼品情報  
(配送先)の確認  
⑧配送状況  
の登録

**ファイルストレージサービス 「ownCloud」**

【問合せ対応情報】

**返礼品事業者**

- ・個人情報の保護に関する法律及び関連法令の遵守
- ・セキュリティソフトの導入等のセキュリティ対策

【インターネット回線】  
問い合わせ対応  
情報の共有  
通信暗号化

- ・特定相手以外との通信不可
- ・ネットワーク機器やサーバの制御
- ・通信内容の暗号化
- ・外部からの攻撃防御 (ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等)
- ・ウイルス対策
- ・最新のパターンファイルの適用
- ・ID/パスワード等認証
- ・ファイルのパスワード設定
- ・アクセス制御
- ・システムネットワーク状態等の監視
- ・アクセスログ取得
- ・サーバ冗長化 ・バックアップ
- ・入退室管理
- ・国内法が適用されるサーバ環境

⑤'-1【希望者のみ】  
ワンストップ  
特例申請書提出

【インターネット回線】

③寄附情報・返礼品情報の確認 (随時)

通信暗号化

【LGWAN】

⑤'-2【希望者のみ】  
ワンストップ申請データ  
及び申請書送付

紙資料はセキュリティ便での郵送  
データはLGWAN回線を通じて  
システムからダウンロード

**新宿区**

【区イントラネット】

寄附情報

返礼品情報

ワンストップ申請情報

問合せ対応情報

新宿区物価高騰対策臨時給付金給付事業に係るシステム改修について（特定個人情報保護評価の報告）(No.9)

事業名	新宿区物価高騰対策臨時給付金給付事業									
担当課	総務課									
区分	電算処理（特定個人情報保護評価の報告）									
目的	電力・ガスをはじめとしたエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響による負担増を踏まえ、給付金を支給することにより、物価高騰の家計への影響が大きい世帯の生活を支援する。									
対象者	<p>（1）令和5年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯          令和5年6月1日（以下、「基準日」。）において新宿区の住民基本台帳に記録されており、同一世帯に属するもの全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和5年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下、「住民税」。）均等割が課されていない者又は市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより住民税均等割を免除された者である世帯の世帯主</p> <p>（2）世帯に属するもの全員の令和5年度分の住民税課税所得の合計が300万円未満の世帯</p> <p>（1）に該当する世帯以外の世帯のうち、基準日において新宿区の住民基本台帳に記録されており、同一世帯に属するもの全員の令和5年度分の住民税課税所得（令和4年の合計所得金額）の合計が300万円未満である世帯の世帯主</p> <p>ただし（1）、（2）とも世帯に属する者全員が令和5年1月1日にいずれの区市町村の住民基本台帳にも記録されていなかった世帯は対象にならない。</p>									
事業内容	<p>1 概要          令和5年6月より、電力・ガスをはじめとしたエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響による負担増を踏まえ、物価高騰の家計への影響が大きい世帯を支援するため、上記支給対象者に対する給付金の給付事業を開始した。          事業の開始にあたっては、効率的かつ効果的に事務を行うため、区システム（ホストコンピュータ）における支給対象者データベース、支給判定プログラム及び照会用データ作成プログラムの構築や、給付状況を一元管理するための給付管理システムの構築を行った（令和5年度第3回個人情報保護管理運営会議承認済）。          本事業において使用する区システム（ホストコンピュータ）については、特定個人情報ファイル（個人番号をその内容に含む個人情報ファイル）を取り扱うため、特定個人情報保護評価（全項目評価）を実施する。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容          パブリック・コメントの実施にあたり行った特定個人情報保護評価（全項目評価）の内容について報告する。</p> <p>3 対象者数</p> <table border="0"> <tr> <td>（1）</td> <td>上記対象者（1）</td> <td>67,852件</td> </tr> <tr> <td>（2）</td> <td>上記対象者（2）</td> <td>54,974件</td> </tr> <tr> <td>（3）</td> <td>合計</td> <td>122,826件</td> </tr> </table>	（1）	上記対象者（1）	67,852件	（2）	上記対象者（2）	54,974件	（3）	合計	122,826件
（1）	上記対象者（1）	67,852件								
（2）	上記対象者（2）	54,974件								
（3）	合計	122,826件								

税務システムの再整備等について (No. 1 0)

事業名	税務システムの再整備
担当課	税務課
区分	電算処理、業務委託
目的	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年法律第40号)(以下、「標準化法」という。)に基づき、令和7年度末までに標準化基準(標準仕様書)に適合した情報システム(以下、「標準準拠システム」という。)への移行が求められている。将来的なシステムの移行を見据え、移行するまでの間は、既存の税務システムをシステムベンダが提供するパッケージシステムに再整備し、区民サービスの質を下げることなく現行の業務を行うため。
対象者	住民登録のある者及び住民登録外登録者(転出者、住民登録外課税者、特別徴収義務者、納税管理人等)
事業内容	<p>1 概要</p> <p>現在、特別区民税・都民税(令和6年度より森林環境税を含む。以下、「個人住民税」という。) ・軽自動車税(種別割)の賦課徴収業務は、ホストシステムを中心に業務を行っているが、国から地方公共団体に対し、個人住民税・軽自動車税(種別割)の賦課徴収業務などの標準化対象業務について、標準準拠システムの利用を義務付ける、標準化法が令和3年9月1日に施行され、令和7年度末までにシステムを標準化へ対応することが求められている。</p> <p>そのため、上記、区の現状及び国の方針等に則り、標準準拠システムへの移行を見据え、ホストシステムから区の統合基盤上に構築するパッケージシステムへの移行を行う。これに係る電算処理、当該システムのサービス提供にかかる業務委託及び当該システムの保守にかかる再委託を行う。</p> <p>2 電算処理、業務委託の付議内容</p> <p>(1) 電算処理</p> <p>新たな税務システム(賦課・収納システム、滞納整理支援システム及び課税資料管理システム)として委託事業者パッケージシステムを区の統合基盤上に構築させ、既存システムからデータ移行を行う。当該システムを用い、個人住民税及び軽自動車税(種別割)の賦課徴収業務を行う。</p> <p>(2) 業務委託</p> <p>事業者により新たな税務システムを区の統合基盤上に構築させる業務委託及び当該事業者が構築したシステムを、区民サービスを低下させず安定的に利用するためのシステムのサービス提供・保守にかかる業務委託を行う。</p> <p>(3) 再委託</p> <p>現在プロポーザルで提案されている税務システムは、いずれも委託先以外が開発したシステムが含まれており、より効果的かつ効率的に業務を進めるため、当該システムの開発元に構築及び保守の一部を再委託する。</p> <p>3 単年度あたりの対象者数</p> <p>住民登録のある者、住民登録外登録者 約35万人</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

# 税務システムの再整備に係る個人情報の流れ

## 委託事業者 (パッケージシステム 提供事業者)

- ・パッケージシステム全体の構築
- ・サービス提供・保守



## 再委託事業者

- ・滞納整理支援システムの構築
- ・滞納整理支援システムの保守

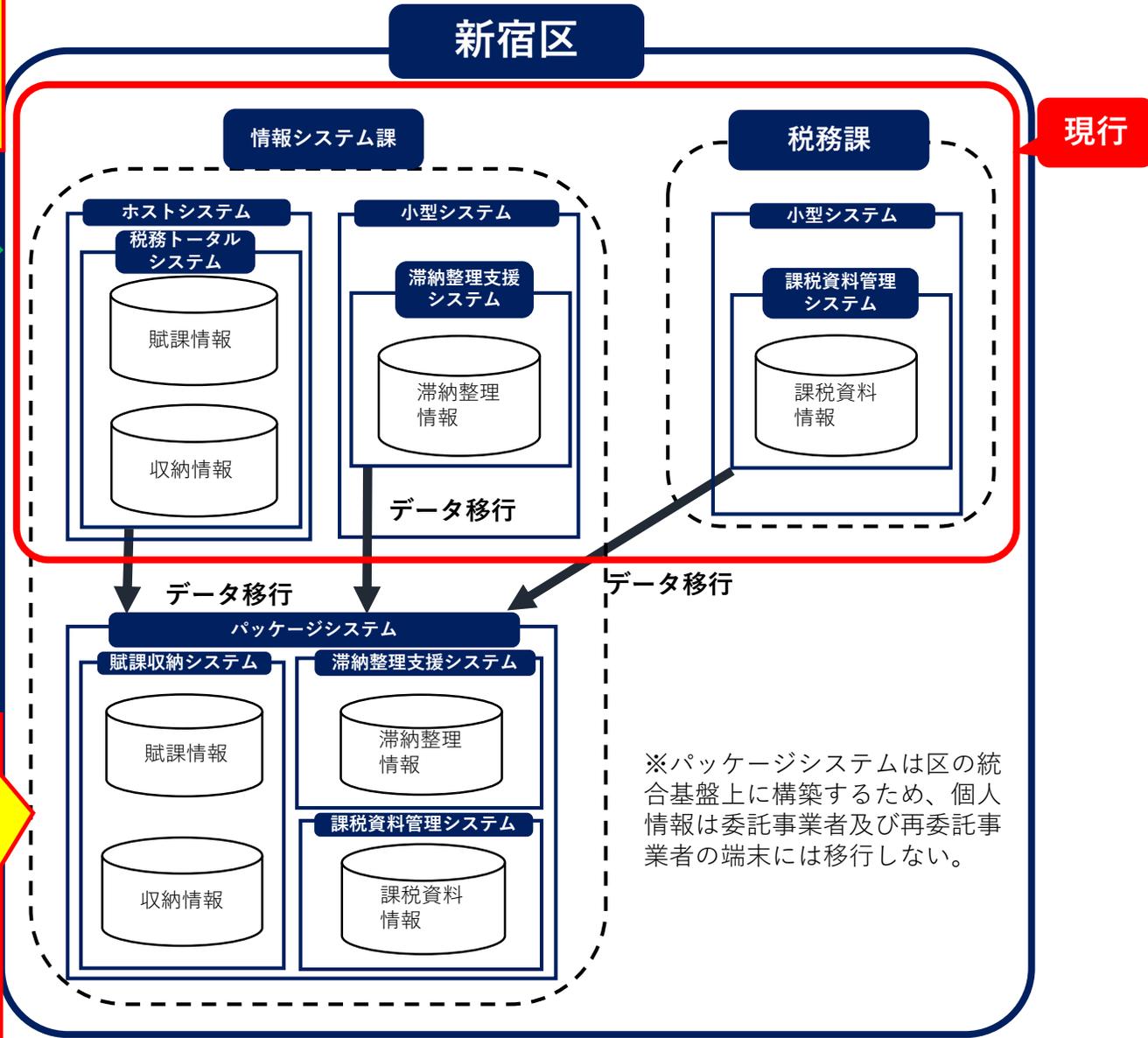
※パッケージシステム提供事業者以外が開発したシステム（滞納整理支援システム）について開発元に再委託を行う。



- ・特記事項等の遵守
- ・立入調査等及び状況報告
- ・責任者及び取扱者の報告
- ・区が作成した業務フローに基づく業務の履行
- ・データの暗号化
- ・個人情報の返却及び消去
- ・事故等への対応体制及び手順の整備
- ・事故発生時等の協議
- ・リモートでシステム構築・保守を行う際は専用回線を使用
- ・リモートでの区のデータの取り込み、移行は不可

パッケージシステム構築・サービス提供・保守契約

- ・特定相手以外との通信不可
- ・ネットワーク機器やサーバの制御
- ・通信内容の暗号化
- ・外部からの攻撃防御（ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等）
- ・ウイルス対策
- ・最新のパターンファイルの適用
- ・ID/パスワード等認証
- ・ファイルのパスワード設定
- ・アクセス制御
- ・システムネットワーク状態等の監視
- ・アクセスログ取得
- ・サーバ冗長化
- ・バックアップ
- ・入退室管理
- ・国内法が適用されるサーバ環境

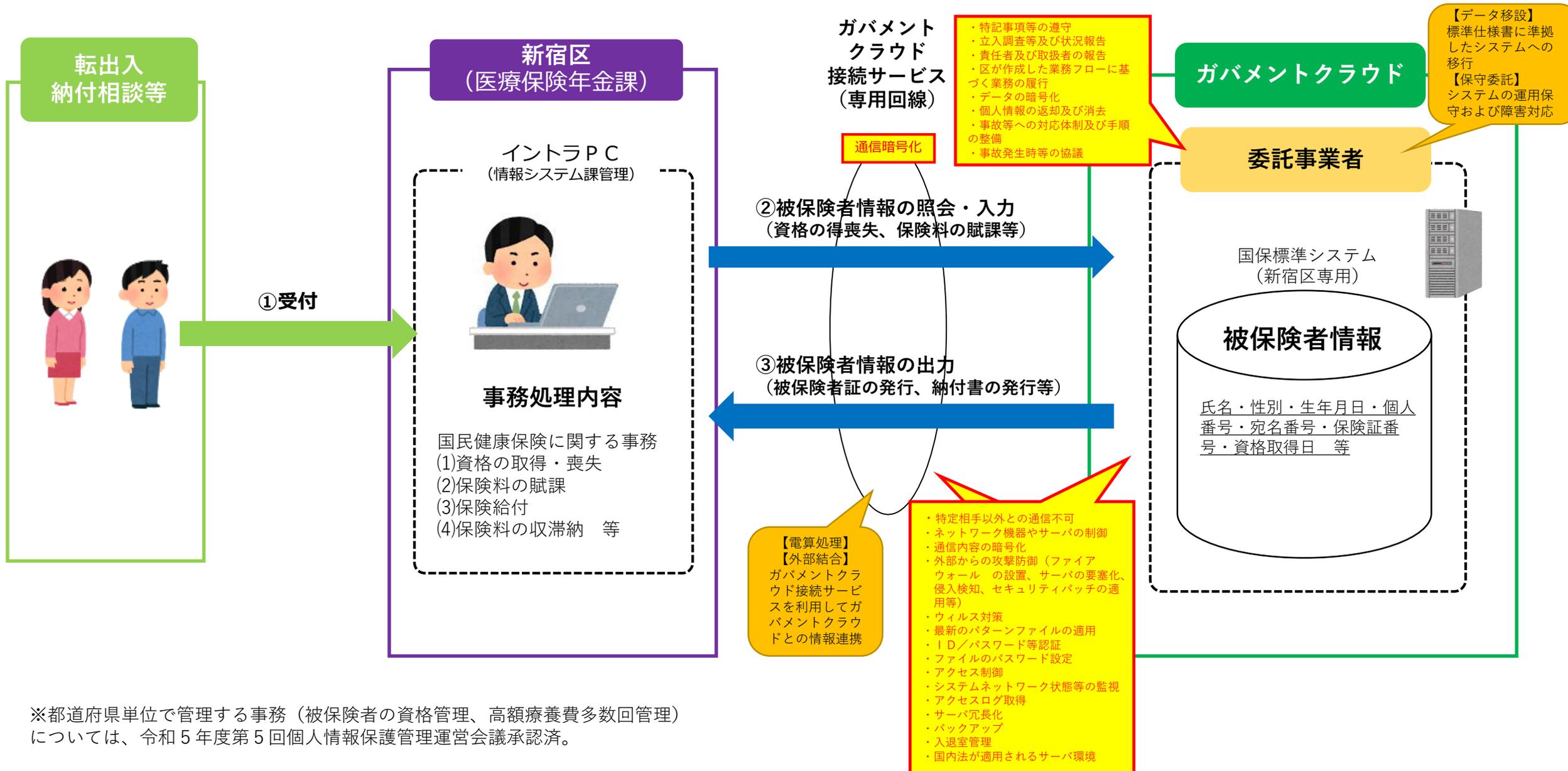


※パッケージシステムは区の統合基盤上に構築するため、個人情報等は委託事業者及び再委託事業者の端末には移行しない。

地方公共団体情報システム標準化に対応した国保標準システムへの移行等について  
(No. 1 1)

事業名	地方公共団体情報システム標準化に対応した国保標準システムのガバメントクラウドへの移行
担当課	医療保険年金課
区分	電算処理、外部結合、業務委託
目的	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年法律第40号)(以下「標準化法」という。)に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に対応した国保標準システムをガバメントクラウドへ移行し、安定した国民健康保険事務の継続及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。
対象者	新宿区国民健康保険の被保険者(元被保険者を含む)及びその世帯員
事業内容	<p>1 概要 国民健康保険事務で使用している「市町村事務処理標準システム(以下「国保標準システム」という。)」は、平成31年2月から導入しており、国の委託により、公益社団法人国民健康保険中央会が開発したシステムである。 令和3年9月に公布された「標準化法」において、国民健康保険事務をはじめとする標準化対象事務については、標準化基準(標準仕様書)が示され、各市区町村はその基準を満たしたシステムを使用することが義務付けられており、令和7年度末までに標準化へ対応することが求められている。一方、国民健康保険に係る業務支援システムについては、「国保標準システムの導入意義や効果を広く周知するとともに、導入地方公共団体を広げるための機能改善を図るほか、公開されている設計書等について記載の粒度や活用実績等を踏まえ、令和4年夏までに標準仕様書の“見直し”を行う」とされている。標準仕様書と国保標準システムの一部の機能要件で生じている乖離部分については、適宜、標準仕様書に適合させるための改修が行われるため、新たな業務システムの調達は行わない。 なお、標準化法第10条により、標準準拠システムの利用においてはガバメントクラウドの利用を第一に検討することとされており、セキュリティ面やコスト面等が優れていることから、デジタル庁が提供するガバメントクラウドシステムを利用し、運用を行う。</p> <p>2 電算処理、外部結合、業務委託の付議内容 (1) 電算処理 現在、国民健康保険に関する事務(資格の取得・喪失、保険給付、保険料の収滞納等)で運用している国保標準システムを、デジタル庁が提供するガバメントクラウド上に構築する。 (2) 外部結合 国保標準システムの継続利用にあたり、ガバメントクラウド上に構築した同システムに個人番号を含む個人情報を保管する。 (3) 業務委託 外部結合に係るシステムへの移行業務及び、運用保守業務を委託する。</p> <p>3 対象者数 被保険者数 85,200名(令和5年4月1日時点) ※本人数は現存のみであり、管理している全データは10万人以上</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

# 地方公共団体情報システム標準化に対応した国保標準システムへの移行に係る個人情報の流れ



※都道府県単位で管理する事務（被保険者の資格管理、高額療養費多数回管理）については、令和5年度第5回個人情報保護管理運営会議承認済。

地方公共団体情報システム標準化に対応した住民記録システムへの移行について（特定個人情報保護評価の報告）(No.1 2)

事業名	地方公共団体情報システム標準化に対応した住民記録及び印鑑登録システムへの移行
担当課	戸籍住民課
区分	電算処理（特定個人情報保護評価の報告）
目的	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年法律第40号)（以下「標準化法」という。）に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に対応し、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。
対象者	新宿区（以下「区」という。）の住民基本台帳に記録されている者及び区が備える住民基本台帳に記録されていた者であって区が保存する削除された住民票に記録されている者並びに「新宿区住民基本台帳制度の適正な運用に関する条例」に規定する請求等を行った者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>地方公共団体に対し、住民記録及び印鑑登録事務をはじめとする標準化対象事務について、標準化基準（標準仕様書）に適合した情報システム（以下「標準準拠システム」という。）の利用を義務付ける、「標準化法」が令和3年9月1日に施行され、令和7年度末までに住民記録及び印鑑登録システムを標準化へ対応することが求められている。</p> <p>それに伴い、標準準拠システムの利用において、デジタル庁が提供するガバメントクラウドシステムを利用し、運用を行う必要があることから、令和5年度第5回個人情報保護管理運営会議において、電算処理等について審議し、承認された。</p> <p>地方公共団体情報システム標準化に対応した住民記録システムの移行に係る特定個人情報保護評価書の見直しについては、個人情報保護委員会の指針に定める「重要な変更」に該当するため、特定個人情報保護評価（全項目評価）を再実施する。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>パブリック・コメントにより住民への意見聴取を行う特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（素案）の内容について報告する。</p> <p>3 対象者数</p> <p>住民基本台帳人口（令和5年4月1日現在）</p> <p>346,313人 日本人住民：306,484人</p> <p>外国人住民：39,829人</p> <p>※本人数は現存のみであり、管理している全データは80万人以上</p>
全項目評価書の主な変更内容	別紙のとおり

# 標準準拠システムの概要及び全項目評価書（素案）の主な変更内容

## I 標準準拠システムの概要

### 標準準拠システムとは

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）」に基づき、国が定める方針、基準、要件（標準仕様書）等を踏まえたシステム

### ガバメントクラウド

標準準拠システムへの移行に伴い、地方公共団体情報システム標準化基本方針に定めるガバメントクラウド（政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービスの利用環境）を活用する

## II 全項目評価書（素案）の主な変更内容

### ○標準仕様書に準拠した住民記録システムの開発・保守委託

全項目評価書の主な変更点は、次に掲げる項目である。

- ・ II 特定個人情報ファイルの概要
  - 4. 特定個人情報ファイルの取扱い委託  
委託事項4

### ○ガバメントクラウドにおける特定個人情報保護評価について

全項目評価書の主な変更点は、次に掲げる項目である。

- ・ II 特定個人情報ファイルの概要
  - 6. 特定個人情報の保管・消去
    - ①特定個人情報の保管場所、③消去方法
- ・ III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
  - ⑤物理的対策等、⑥技術的対策
- ・ IV その他のリスク対策

※ 各項目にガバメントクラウドにおける措置内容を追記

なお、デジタル庁及びクラウドサービス事業者は特定個人情報にはアクセスしないため、クラウドサービス事業者は番号法上の「委託」先には当たらないと解され、委託に関する以下の項目に関しては変更を想定していない。

- ・ II 特定個人情報ファイルの概要
  - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無
    - 取扱いを委託する特定個人情報保護ファイルの対象となる本人の範囲
    - 特定個人情報ファイルの取扱いの再委託の有無

地方公共団体情報システム標準化に対応した国民年金システムへの移行について（特定個人情報保護評価の報告）（No.13）

事業名	地方公共団体情報システム標準化に対応した国民年金システムへの移行						
担当課	医療保険年金課						
区分	電算処理（特定個人情報保護評価の報告）						
目的	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）（以下「標準化法」という。）に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に対応し、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。						
対象者	新宿区（以下「区」という。）の住民基本台帳に記録されている者及び区が備える住民基本台帳に記録されていた者であって区が保存する削除された住民票に記録されている者並びに「新宿区住民基本台帳制度の適正な運用に関する条例」に規定する請求等を行った者						
事業内容	<p>1 概要</p> <p>地方公共団体に対し、国民年金事務をはじめとする標準化対象事務について、標準化基準（標準仕様書）に適合した情報システム（以下「標準準拠システム」という。）の利用を義務付ける、「標準化法」が令和3年9月1日に施行され、令和7年度末までに国民年金システムを標準化へ対応することが求められている。</p> <p>それに伴い、標準準拠システムの利用において、デジタル庁が提供するガバメントクラウドシステムを利用し、運用を行う必要があることから、令和5度第5回個人情報保護管理運営会議において、電算処理等について審議し、承認された。</p> <p>地方公共団体情報システム標準化に対応した国民年金システムの移行に係る特定個人情報保護評価書の見直しについては、個人情報保護委員会の指針に定める「重要な変更」に該当するため、特定個人情報保護評価（全項目評価）を再実施する。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>パブリック・コメントにより住民への意見聴取を行う特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（素案）の内容について報告する。</p> <p>3 対象者数</p> <p>国民年金（基礎年金）（令和5年3月末現在）</p> <table border="0"> <tr> <td>被保険者（第1号被保険者）</td> <td>64,744名</td> </tr> <tr> <td>免除者</td> <td>25,109名</td> </tr> <tr> <td>受給権者</td> <td>62,837名</td> </tr> </table>	被保険者（第1号被保険者）	64,744名	免除者	25,109名	受給権者	62,837名
被保険者（第1号被保険者）	64,744名						
免除者	25,109名						
受給権者	62,837名						
全項目評価書の主な変更内容	別紙のとおり						

# 標準準拠システムの概要及び全項目評価書（素案）の主な変更内容

## I 標準準拠システムの概要

### 標準準拠システムとは

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）」に基づき、国が定める方針、基準、要件（標準仕様書）等を踏まえたシステム

### ガバメントクラウド

標準準拠システムへの移行に伴い、地方公共団体情報システム標準化基本方針に定めるガバメントクラウド（政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービスの利用環境）を活用する

## II 全項目評価書（素案）の主な変更内容

### ○標準仕様書に準拠した国民年金システムの開発・保守委託

主な変更点は、次に掲げる項目である。

- ・ II 特定個人情報ファイルの概要
  - 4. 特定個人情報ファイルの取扱い委託  
委託事項4

### ○ガバメントクラウドにおける特定個人情報保護評価について

主な変更点は、次に掲げる項目である。

- ・ II 特定個人情報ファイルの概要
  - 6. 特定個人情報の保管・消去
    - ①保管場所、③消去方法
- ・ III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
  - 7. 特定個人情報の保管・消去
    - ⑤物理的対策等、⑥技術的対策
- ・ IV その他のリスク対策
  - 各項目にガバメントクラウドにおける措置内容を追記

なお、デジタル庁及びクラウドサービス事業者は特定個人情報にはアクセスしないため、クラウドサービス事業者は番号法上の「委託」先には当たらないと解され、委託に関する以下の項目に関しては変更を想定していない。

- ・ II 特定個人情報ファイルの概要
  - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無
    - 取扱いを委託する特定個人情報保護ファイルの対象となる本人の範囲
    - 特定個人情報ファイルの取扱いの再委託の有無

地方公共団体情報システム標準化に対応した国保標準システムへの移行等について（特定個人情報保護評価の報告）（No.14）

事業名	地方公共団体情報システム標準化に対応した国保標準システムへの移行等
担当課	医療保険年金課
区分	電算処理（特定個人情報保護評価の報告）
目的	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年法律第40号)（以下「標準化法」という。）に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に対応した国保標準システムに移行し、住民の利便性の向上及び地方公共団体運営の効率化に寄与することを目的とする。また、クラウド移行後の次期国保情報集約システムの利用を継続することで、国民健康保険事務の安定運用の継続を図る。
対象者	新宿区国民健康保険の被保険者（元被保険者を含む）及びその世帯員
事業内容	<p>1 概要</p> <p>地方公共団体に対し、国民健康保険事務をはじめとする標準化対象事務について、標準化基準（標準仕様書）に適合した情報システムの利用を義務付ける「標準化法」が令和3年9月1日に施行され、令和7年度末までに国民健康保険の業務システムを標準化へ対応することが求められている。標準準拠システムの利用において、デジタル庁が提供するガバメントクラウドシステムを利用し、運用を行う必要があることから、令和5年度第6回新宿区個人情報保護管理運営会議において、電算処理等について審議し、承認された。</p> <p>また、「被保険者の資格管理」、「高額療養費多数回管理」の一部の国民健康保険事務を都道府県単位で行う等の目的で使用している国保情報集約システムが令和6年度末で保守期限を迎え、この機器更改にあわせて次期国保情報集約システムがクラウド化されることが決定された。クラウド移行後の次期国保情報集約システムの利用を継続する必要があることから、第5回新宿区個人情報保護管理運営会議において、外部結合等について審議し、承認された。</p> <p>これらのシステムの移行に係る特定個人情報保護評価書の見直しについては、個人情報保護委員会の指針に定める「重要な変更」に該当するため、特定個人情報保護評価（全項目評価）を再実施する。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>パブリック・コメントにより住民へ意見聴取を行う特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（素案）の内容について報告する。</p> <p>3 対象者数</p> <p>85,200人（被保険者数）</p> <p>※本人数は現存のみであり、管理している全データは10万人以上</p>
全項目評価書の主な変更内容	別紙のとおり

# 標準準拠システムの概要及び全項目評価書（素案）の主な変更内容

## I 標準準拠システムの概要

### 標準準拠システムとは

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）」に基づき、国が定める方針、基準、要件（標準仕様書）等を踏まえたシステム

### ガバメントクラウド

標準準拠システムへの移行に伴い、地方公共団体情報システム標準化基本方針に定めるガバメントクラウド（政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービスの利用環境）を活用する

### 国保情報集約システム

「被保険者の資格管理」、「高額療養費多数回管理」を都道府県単位で行うこと、オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバ等への被保険者異動情報の提供を目的として、全国の市区町村が使用しているシステム。東京都下の市区町村は、東京都国民健康保険団体連合会と委託契約を交わし、各市区町村から同連合会には、他のネットワークが介入できない専用線で接続しており、被保険者の資格情報等を伝送している。

このシステムがクラウドに移行するため、移行後のシステムに係るアプリケーション保守業務やシステム運用事務について、新たに同連合会に委託し、その業務を公益社団法人国民健康保険中央会に再委託する。

## II 全項目評価書（素案）の主な変更内容

### ○ガバメントクラウドにおける特定個人情報保護評価について

主な変更点は、次に掲げる項目である。

- ・ II 特定個人情報ファイルの概要（国保賦課ファイル、国保資格ファイル、国保給付ファイル、国保収滞納ファイル）
  6. 特定個人情報の保管・消去
    - ①保管場所、③消去方法
- ・ III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
  7. 特定個人情報の保管・消去
    - ⑤物理的対策、⑥技術的対策

## ○国保情報集約システムのクラウド移行における特定個人情報保護評価について

主な変更点は、次に掲げる項目である。

- ・ II 特定個人情報ファイルの概要（国保資格ファイル、国保給付ファイル）
  - 4. 特定個人情報ファイルの取扱い委託  
委託事項 7
- ・ III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
  - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
    - 特定個人情報ファイルの閲覧・更新者の制限の具体的方法
    - 特定個人情報ファイルの取扱いの記録の具体的方法
    - 特定個人情報の消去ルール内容及びルール遵守の確認方法
    - 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保の具体的な方法
    - 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

なお、デジタル庁及びクラウドサービス事業者は特定個人情報にはアクセスしないため、クラウドサービス事業者は番号法上の「委託」先には当たらないと解され、委託に関する以下の項目に関しては変更を想定していない。

- ・ II 特定個人情報ファイルの概要
  - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無
    - 取扱いを委託する特定個人情報保護ファイルの対象となる本人の範囲
    - 特定個人情報ファイルの取扱いの再委託の有無

地方公共団体情報システム標準化に対応した保健情報システム（事務名：予防接種）への移行について（特定個人情報保護評価の報告）（No.15）

事業名	地方公共団体情報システム標準化に対応した保健情報システム（事務名：予防接種）への移行（特定個人情報保護評価の報告）
担当課	保健予防課
区分	電算処理（特定個人情報保護評価の報告）
目的	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）（以下「標準化法」という。）に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に対応し、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。
対象者	新宿区民
事業内容	<p>1 概要  地方公共団体に対し、予防接種事務をはじめとする標準化対象事務について、標準化基準（標準仕様書）に適合した情報システム（以下「標準準拠システム」という。）の利用を義務付ける、「標準化法」が令和3年9月1日に施行され、令和7年度末までに保健情報システム（予防接種）を標準化へ対応することが求められている。</p> <p>標準準拠システムの利用においては、デジタル庁が提供するガバメントクラウドシステムを利用し、運用を行う必要がある。保健情報システム（予防接種事務）については、特定個人情報ファイル（個人番号をその内容に含む個人情報ファイル）を取り扱うことから、個人情報保護委員会の指針に定める「重要な変更」に該当するため、特定個人情報保護評価（全項目評価）を再実施する。</p> <p>※電算処理、当該システムのサービス提供にかかる業務委託における個人情報の適正な取扱いについては、別途個人情報保護管理運営会議に報告する。</p>
	<p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容  パブリック・コメントにより住民への意見聴取を行う特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（素案）の内容について報告する。</p>
	<p>3 対象者  約35万人（令和5年10月1日現在）</p>
全項目評価書の主な変更内容	別紙のとおり

# 標準化システムの概要及び全項目評価書（素案）の主な変更内容

## I 標準化システムの概要

### 標準準拠システムとは

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）」に基づき、国が定める方針、基準、要件（標準仕様書）等を踏まえたシステム

### ガバメントクラウド

標準準拠システムへの移行に伴い、地方公共団体情報システム標準化基本方針に定めるガバメントクラウド（政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービスの利用環境）を活用する。

## II 全項目評価書（素案）の主な変更内容

### ○ガバメントクラウドにおける特定個人情報保護評価について

ガバメントクラウド上にシステムを構築するにあたり、全項目評価書の変更点は、次に掲げる項目である。

- ・ II 特定個人情報ファイルの概要
  - 6. 特定個人情報の保管・消去
    - ①特定個人情報の保管場所、③消去方法
- ・ III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
  - ⑤物理的対策等
- ・ IV その他のリスク対策
  - ※ 各項目にガバメントクラウドにおける措置内容を追記

なお、デジタル庁及びクラウドサービス事業者は特定個人情報にはアクセスしないため、クラウドサービス事業者は番号法上の「委託」先には当たらないと解され、委託に関する以下の項目に関しては変更を想定していない。

- ・ II 特定個人情報ファイルの概要
  - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無
    - 取扱いを委託する特定個人情報保護ファイルの対象となる本人の範囲
    - 特定個人情報ファイルの取扱いの再委託の有無

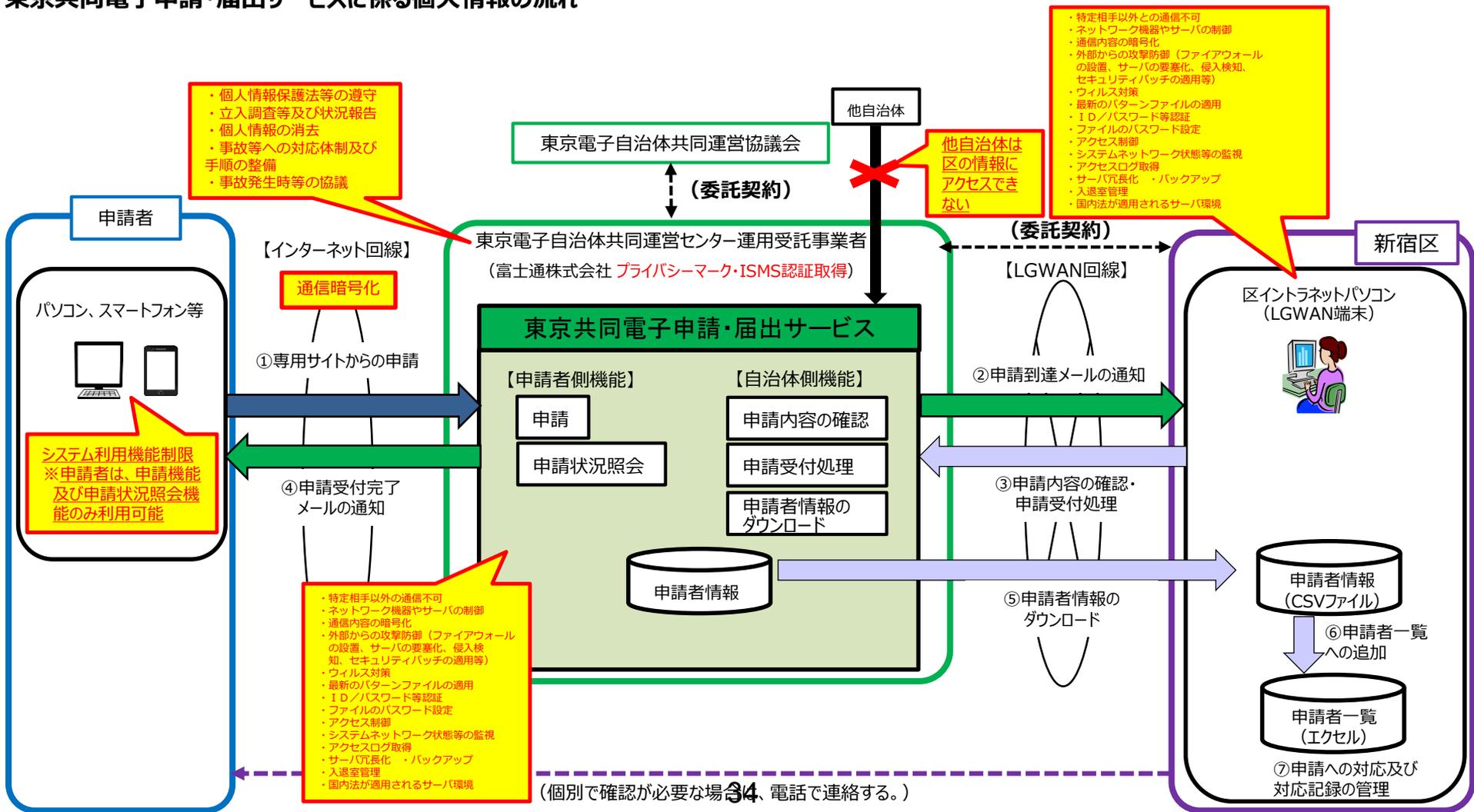
### ○その他の修正

ワクチン接種記録システムの運用変更に係る記載内容の変更、個人情報の保護に関する法律の改正に伴う根拠法令の修正、その他文言の軽微な修正等

東京共同電子申請・届出サービスの利用に係る外部結合等について（情報項目の追加）  
 (No.16)

事業名	行政手続のオンライン化等の推進
担当課	行政管理課、情報システム課、子ども家庭支援課
区分	外部結合、業務委託
目的	申請者が窓口に来庁することなく、24時間申請手続を可能とするため、行政手続のオンライン化を推進し、区民の利便性の向上を図るため。
対象者	手続の申請者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>区では、平成16年度から東京都及び都内区市町村で構成される東京電子自治体共同運営協議会（東京電子自治体共同運営センター）が提供する「東京共同電子申請・届出サービス」を活用し、子どもや健康、防災、景観などに関する申請やイベントの申込みなどの手続をオンラインで受け付けている。</p> <p>この度、既存手続に新たな情報項目を追加することで、さらなる区民の利便性の向上を図ることとする。</p> <p>2 外部結合及び業務委託の付議内容</p> <p>（1）外部結合</p> <p>既に外部結合を行っている「東京共同電子申請・届出サービス」において、情報項目の追加を行う。</p> <p>（2）業務委託</p> <p>「東京共同電子申請・届出サービス」の運用管理業務を委託する富士通株式会社が取扱う手続の追加を行う。</p> <p>3 対象者</p> <p>約4,600件</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

# 東京共同電子申請・届出サービスに係る個人情報の流れ



税務システムの再整備について（特定個人情報保護評価の報告）（No.1 7）

事業名	税務システムの再整備
担当課	税務課
区分	電算処理（特定個人情報保護評価の報告）
目的	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）（以下、「標準化法」という。）に基づき、令和7年度末までに標準化基準（標準仕様書）に適合した情報システム（以下、「標準準拠システム」という。）への移行が求められている。将来的なシステムの移行を見据え、移行するまでの間は、既存の税務システムをシステムベンダが提供するパッケージシステムに再整備し、区民サービスの質を下げることなく現行の業務を行うため。
対象者	住民登録のある者及び住民登録外登録者（転出者、住民登録外課税者、特別徴収義務者、納税管理人等）
事業内容	<p>1 概要</p> <p>現在、特別区民税・都民税（令和6年度より森林環境税を含む。以下、「個人住民税」という。）・軽自動車税（種別割）の賦課徴収業務は、ホストシステムを中心に業務を行っているが、国から地方公共団体に対し、個人住民税・軽自動車税（種別割）の賦課徴収業務などの標準化対象事務について、標準準拠システムの利用を義務付ける、標準化法が令和3年9月1日に施行され、令和7年度末までにシステムを標準化へ対応することが求められている。</p> <p>そのため、上記、区の現状及び国の方針等に則り、標準準拠システムへの移行を見据え、ホストシステムから区の統合基盤上に構築するパッケージシステムに移行し、運用を行う必要があることから、令和5年度第6回個人情報保護管理運営会議において、電算処理等について審議し、承認された。</p> <p>税務システムの再整備に係る特定個人情報保護評価書の見直しについては、個人情報保護委員会の指針に定める「重要な変更」に該当するため、特定個人情報保護評価（全項目評価）を再実施する。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>パブリック・コメントにより住民への意見聴取を行う特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（素案）の内容について報告する。</p> <p>3 単年度あたりの対象者数</p> <p>住民登録のある者、住民登録外登録者 約35万人</p>
全項目評価書の主な変更内容	別紙のとおり

## I 税務システム再整備の概要

標準化（「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）に基づき、令和7年度末までに標準化基準（標準仕様書）に適合した情報システムへ移行すること）を見据え、ホストシステムからシステムベンダが提供するパッケージシステムに移行する。パッケージシステムは区の統合基盤上に構築し、運用を行う。

## II 全項目評価書（素案）の主な変更内容

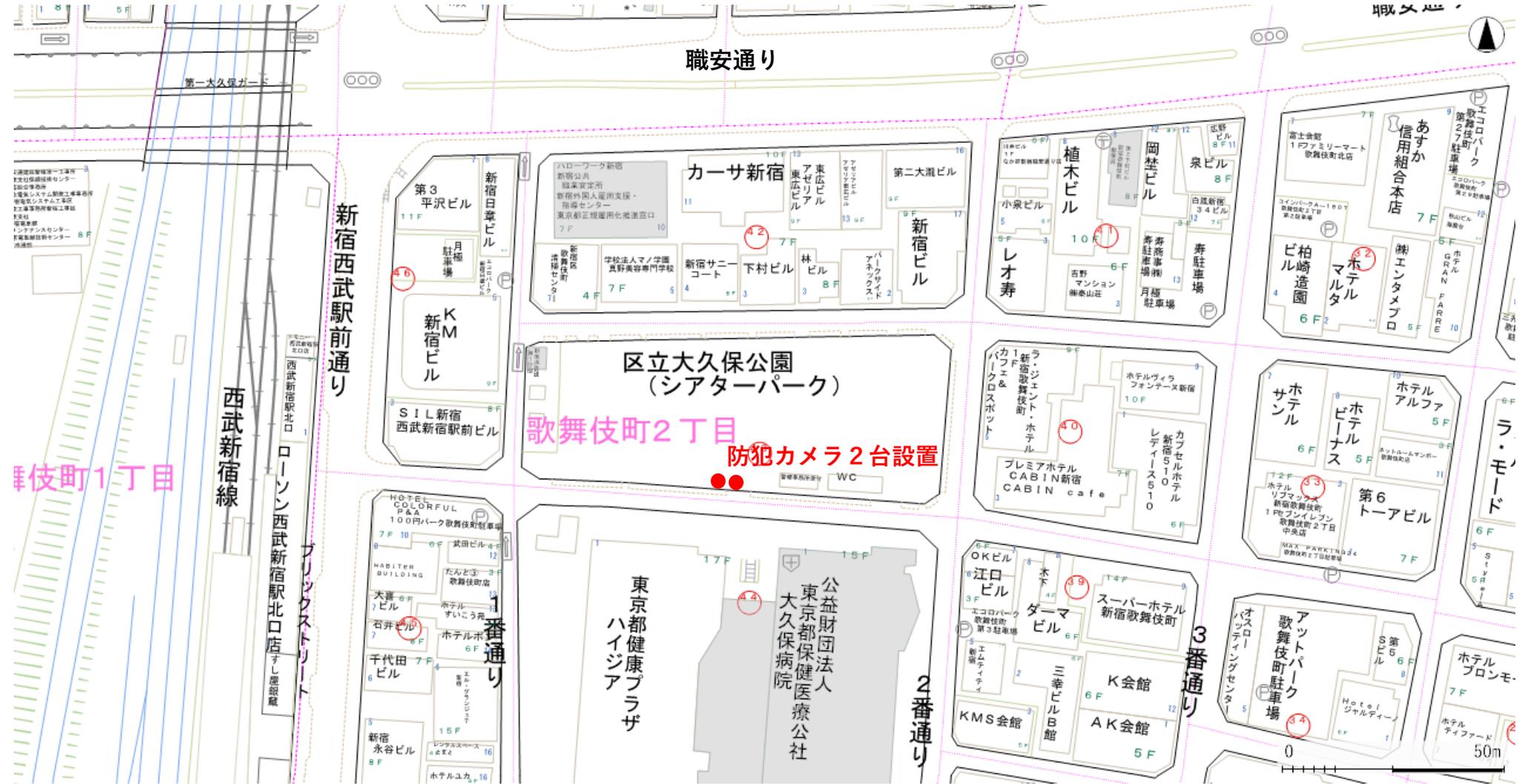
全項目評価書の主な変更点は、次に掲げる項目である。

- ・ I 基本情報
  2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム  
税務システム（＝パッケージシステム）を追加
  3. 特定個人情報ファイル名  
特定個人情報ファイル単位を見直し、「住民税賦課徴収情報ファイル」「軽自動車税賦課徴収情報ファイル」とした。
- ・ II 特定個人情報ファイルの概要  
ファイル単位の見直し（上記「I 基本情報」の3に同じ）
  4. 特定個人情報の取扱いの委託  
税務システムの構築・運用・保守を追加
- ・ III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策  
ファイル単位の見直し（上記「I 基本情報」の3に同じ）

新宿区立大久保公園周辺における防犯カメラの設置等について (No.18)

事業名	新宿区立公園における防犯カメラの設置及び運用
担当課	危機管理課
区分	防犯カメラ
目的	新宿区立大久保公園の外周に防犯カメラを設置し、公園利用者の安全確保を図るとともに、犯罪の発生を抑止することを目的とする。
対象者	大久保公園に設置する防犯カメラが撮影する範囲に映る者
事業内容	<p>1 概要 平成26年度第1回新宿区情報公開・個人情報保護審議会において、「新宿区立公園等における防犯カメラの設置に伴う本人外収集等」が承認されたことを受け、区立公園に防犯カメラを設置し、公園利用者の安全確保や犯罪の予防などに活用している。今年度、大久保公園に2基の防犯カメラを新たに設置し、公園利用者等の安全確保をより一層図ることとする。</p> <p>2 防犯カメラの付議内容 新宿区立大久保公園の外周に2基の防犯カメラを新たに設置する。</p> <p>3 設置予定日 令和5年11月27日</p>
防犯カメラ設置予定場所	別紙のとおり

# 防犯カメラ設置予定図



医療扶助におけるオンライン資格確認導入に係る生活保護システムの改修等について  
 (委託内容の変更) (No.19)

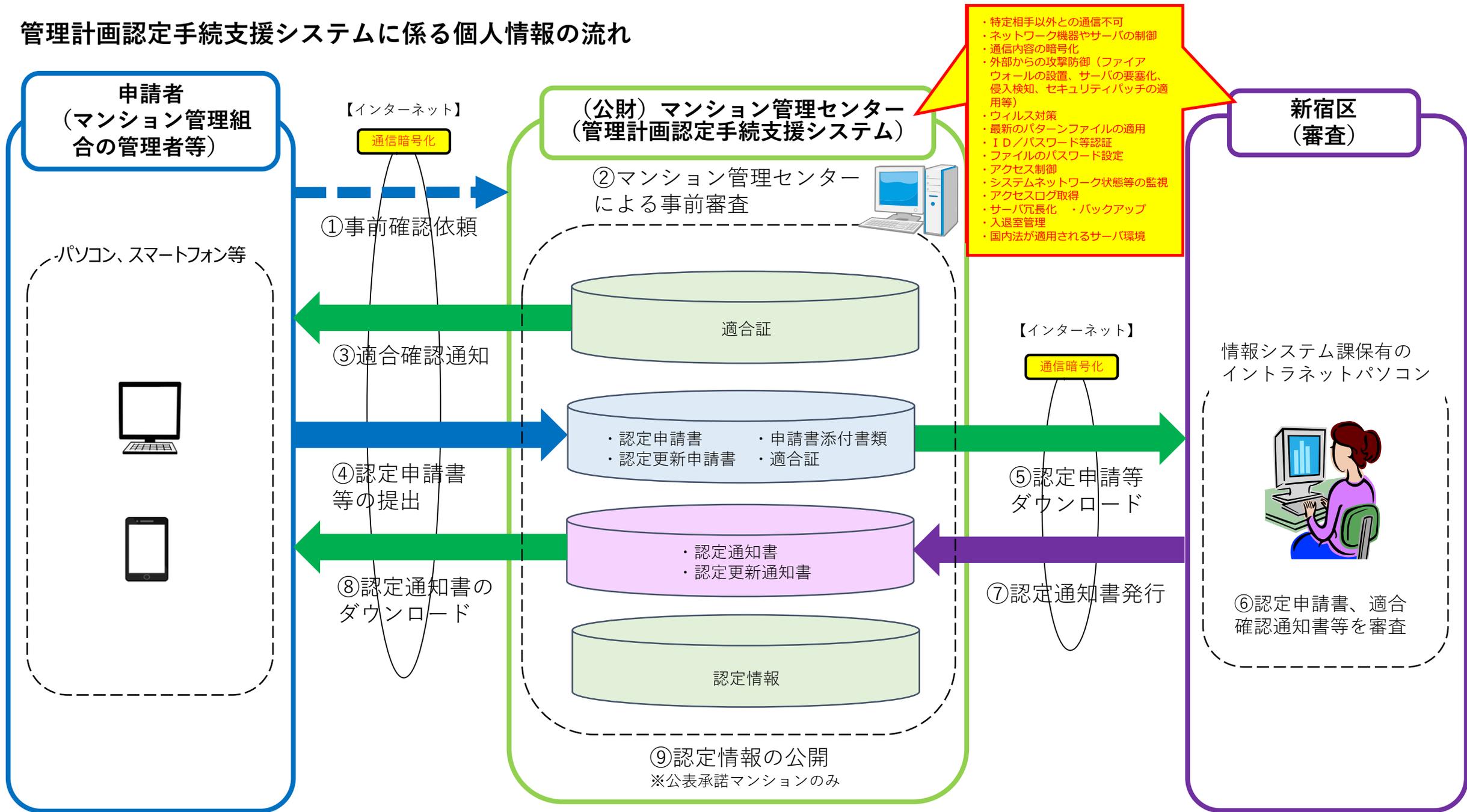
事業名	医療扶助におけるオンライン資格確認導入				
担当課	生活福祉課、保護担当課、情報システム課				
区分	業務委託				
目的	「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第66号)を受け生活保護法の改正により全国一律の事務処理として創設された「医療扶助におけるオンライン資格確認業務」に対応するため。				
対象者	生活保護受給者(日本国籍を有しない者を含む)				
事業内容	<p>1 概要</p> <p>令和3年6月に成立した「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第66号)により改正した生活保護法に基づき、生活保護の医療扶助において、マイナンバーカードを利用したオンライン資格確認を導入する。また、オンライン資格確認の導入と合わせ、健康管理指導を強化する。</p> <p>オンライン資格確認について、福祉事務所が生活保護システムで保有している生活保護受給者の資格情報・医療券情報・調剤券情報を、社会保険診療報酬支払基金(以下、「基金」という。) ・国民健康保険中央会(以下、「中央会」という。)が管理する医療保険者等向け中間サーバー等及びオンライン資格確認等システムに登録する。オンライン資格確認等システムに登録することで、医療機関等は資格確認を行うことができる。</p> <p>2 業務委託の付議内容</p> <p>上記の事業実施にあたり、オンライン資格確認等システムを管理し、基金へ登録した対象者の資格情報等の収集・整理・管理を行う業務については、基金に委託する(令和5年度第3回新宿区個人情報保護管理運営会議承認済み)。今回、基金より、基金における医療保険者等向け中間サーバー及びオンライン資格確認等システムに係る運用保守業務を再委託することについて事務連絡が発出された。当該再委託先については、ISO27001及びISMS認証を取得しており、個人情報の取扱いの安全性を確保できることから再委託する。なお、区市町村の委託契約については、契約事務を都に委任し、都と基金で契約することとされている。</p> <p>3 生活保護受給世帯数(令和5年4月1日時点)</p> <table border="0"> <tr> <td>受給世帯数</td> <td>8,721世帯</td> </tr> <tr> <td>受給人員</td> <td>9,746人</td> </tr> </table>	受給世帯数	8,721世帯	受給人員	9,746人
受給世帯数	8,721世帯				
受給人員	9,746人				
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり				



管理計画認定手続支援システムの利用に係る外部結合について (No.20)

事業名	マンションの適正な維持管理及び再生への支援
担当課	住宅課
区分	外部結合
目的	管理計画認定手続支援システム（以下「支援システム」という。）を利用することにより、管理計画認定申請者の利便性向上と、管理計画認定事務の効率化を図るため
対象者	管理計画認定申請者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>令和2年6月に「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」の一部が改正され、マンション管理組合が保有しているマンションの管理計画について地方公共団体に申請することで、適切な管理計画を持つマンションとして認定を受けられることとなった。その後、その認定基準に関する方針が示され、令和4年4月に「マンション管理計画認定制度」が創設された。</p> <p>当該制度を利用するにあたり、国から指定を受けている公益財団法人マンション管理センター（以下「センター」という。）が、インターネット上で提供している「支援システム」を活用し、認定審査の申請手続きの利便性向上と業務効率化を図る。</p> <p>支援システム利用の流れについては、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 申請者は、支援システムを通じて、センターへ事前確認依頼を行う。</li> <li>② センターは、事前確認審査を行い、適合証を発行する。</li> <li>③ 申請者は、支援システムより適合証をダウンロードする。</li> <li>④ 申請者は、支援システムを通じて区に認定申請書等を提出する。</li> <li>⑤ 区は、支援システムから認定申請書、適合証等をダウンロードする。</li> <li>⑥ 区は、ダウンロードした認定申請書、適合証等で審査を行う。</li> <li>⑦ 区は、認定通知書発行し、支援システムにアップする。</li> <li>⑧ 申請者は、支援システムから認定通知書をダウンロードする。</li> <li>⑨ センターは認定情報をインターネット上で公開する（公表承諾マンション）。</li> </ol> <p>なお、支援システムを利用するにあたり、区は、国土交通省を經由して、センターにアカウント発行の手続きを行い、自治体専用のID/パスワードの発行を受け、支援システムへ接続する。</p> <p>2 外部結合の付議内容</p> <p>上記の事業実施にあたり、インターネット回線を利用して、支援システムと区のイントラネット端末との外部結合を行う。</p> <p>3 対象者数（区に認定申請を行うことが想定されるマンションの年間件数）</p> <p>5件</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

# 管理計画認定手続支援システムに係る個人情報の流れ



児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく外部提供について (No.2 1)

事業名	児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく外部提供について
担当課	教育指導課
区分	外部提供
目的	学校と警察がより緊密な連携を行うことによる、児童・生徒の非行及び犯罪の未然防止、健全育成の効果的な推進
対象者	新宿区立小学校、中学校及び養護学校の児童・生徒
事業内容	<p>1 概要 区では、平成17年に新宿区教育委員会と警視庁との間で「児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定書」を締結し、当該協定に基づく連携を実施してきた。連絡にあたっては、取り扱う個人情報を適正に管理し、個人情報保護を図るために必要な事項を定め、学校から警察への外部提供事案等について、記録を作成しており、その内容について報告する。</p> <p>2 外部提供の付議内容 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく外部提供</p> <p>3 対象者数 5件（令和4年10月1日から令和5年5月31日）</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

令和4・5年度 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく外部提供について

外部提供について（5件）

令和4年10月1日から令和5年5月31日まで

No	外部提供を行った理由	外部提供を行った個人の範囲	外部提供に係る保有個人情報の項目	外部提供に利用した保有個人情報の記録の媒体	外部提供の時期	外部提供を受けたものの名称
1	（1）学校から警察への連絡事案 ①エ 児童・生徒が犯罪に巻き込まれたり、被害者となったりすることを防ぐために警察の協力が必要な事案 （問題行動）	対象事案にかかわる対象児童・生徒	対象事案に係る児童・生徒の氏名、性別、住所、電話番号、年齢、事案の概要	電話	令和4年10月5日	牛込警察署
2	（2）学校から警察への連絡事案 ①オ その他、校長が警察へ連絡することが特に必要と判断する問題行動の事案 （所在不明）	対象事案にかかわる対象児童・生徒	対象事案に係る児童・生徒の氏名、性別、住所、電話番号、年齢、事案の概要	面接	令和4年10月7日	新宿警察署
3	（2）学校から警察への連絡事案 ①ア 学校内の組織だけでは解決が難しく、警察の対応が必要な問題行動の事案 （器物損壊・問題行動）	対象事案にかかわる対象児童・生徒	対象事案に係る児童・生徒の氏名、性別、住所、電話番号、年齢、事案の概要	電話	令和4年11月7日	四谷警察署
4	（2）学校から警察への連絡事案 ①オ その他、校長が警察へ連絡することが特に必要と判断する問題行動の事案 （問題行動）	対象事案にかかわる対象児童・生徒	対象事案に係る児童・生徒の氏名、性別、住所、電話番号、年齢、事案の概要	面接	令和5年1月18日	代々木警察署 （渋谷区）
5	（2）学校から警察への連絡事案 ①ア 学校内の組織だけでは解決が難しく、警察の対応が必要な問題行動の事案 （対教師暴力・問題行動）	対象事案にかかわる対象児童・生徒	対象事案に係る児童・生徒の氏名、性別、住所、電話番号、年齢、事案の概要	電話	令和5年5月31日	新宿警察署

(参考)

## 令和4年度 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集について

### 本人外収集について（4件）

令和4年10月1日から令和5年3月31日まで

No.	本人外収集を行った理由	本人外収集を行った個人の範囲	本人外収集に係る保有個人情報の項目	本人外収集に利用した保有個人情報の記録の媒体	本人外収集の時期	情報提供を行ったものの名称
1	(1) 警察から学校への連絡事案 ③オ その他児童・生徒の指導上連絡が必要と認められる事案 (児童間トラブル)	対象事案にかかわる対象児童・生徒	対象事案に係る児童・生徒の氏名、性別、年齢、学年、事案の概要	電話	令和4年10月31日	富坂警察署 (文京区)
2	(1) 警察から学校への連絡事案 ③オ その他児童・生徒の指導上連絡が必要と認められる事案 (児童間トラブル)	対象事案にかかわる対象児童・生徒	対象事案に係る児童・生徒の氏名、性別、年齢、学年、事案の概要	電話	令和4年12月27日	牛込警察署
3	(1) 警察から学校への連絡事案 ③オ その他児童・生徒の指導上連絡が必要と認められる事案 (家出)	対象事案にかかわる対象児童・生徒	対象事案に係る児童・生徒の氏名、性別、年齢、学年、事案の概要	電話	令和5年1月10日	戸塚警察署
4	(1) 警察から学校への連絡事案 ③オ その他児童・生徒の指導上連絡が必要と認められる事案 (保護)	対象事案にかかわる対象児童・生徒	対象事案に係る児童・生徒の氏名、性別、年齢、学年、事案の概要	電話	令和5年1月12日	戸塚警察署

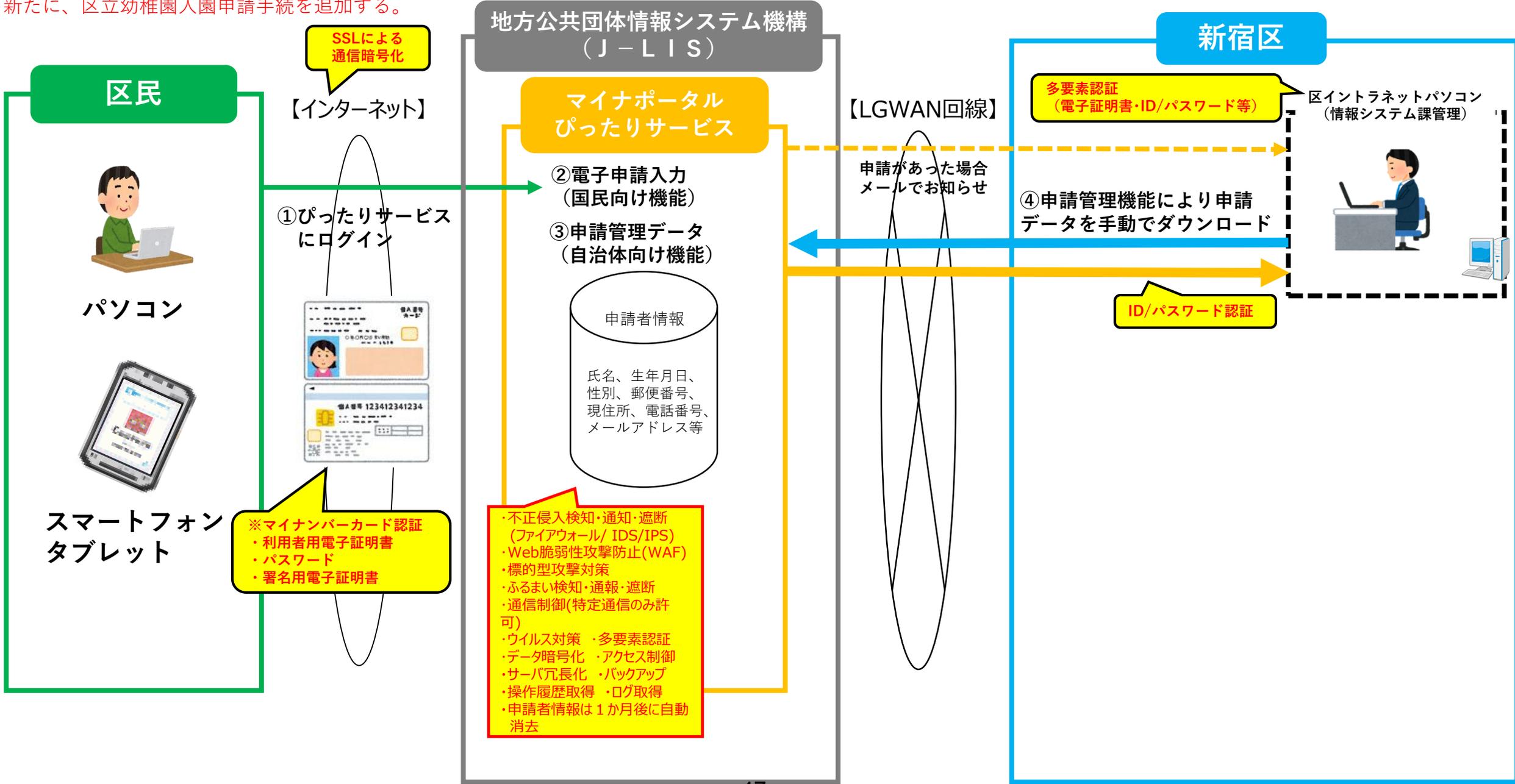
マイナポータルびったり電子申請サービスの利用に係る外部結合について（手続の追加）  
 (No. 2 2)

事業名	新宿区立幼稚園入園申請のオンライン化の推進
担当課	学校運営課
区分	外部結合
目的	区立幼稚園の入園申請のオンライン化を推進し、区民の利便性向上を図るため。
対象者	マイナポータルびったり電子申請サービスを利用して、入園申請を行う者。
事業内容	<p>1 概要</p> <p>区では、平成16年度から東京都及び都内区市町村で構成される東京電子自治体共同運営協議会（東京電子自治体共同運営センター）が提供する「東京共同電子申請・届出サービス」を活用し、行政手続のオンライン化を進めている。</p> <p>今般、国は令和2年12月に策定した「デジタル・ガバメント実行計画」において、地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続の内、特に国民の利便性向上に資するオンライン化対象手続については、原則マイナポータルの基盤を活用することとされた。そのため、区では、区立幼稚園入園手続において、マイナポータルびったり電子申請サービスを活用し、区民サービスの向上、行政事務の効率化等を推進する。</p> <p>2 外部結合の付議内容</p> <p>既に外部結合を行っている「総合行政ネットワークシステム（LGWAN）を介した地方公共団体情報システム機構（J-LIS）」において、手続の追加を行う。</p> <p>3 対象者数</p> <p>約150人</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

# マイナポータルぴったり電子申請サービスを利用した電子申請に係る個人情報の流れ 【区立幼稚園入園申請手続】

※本電子申請サービスの利用に係る地方公共団体情報システム機構との外部結合については、令和4年度第7回情報公開・個人情報審議会承認済。

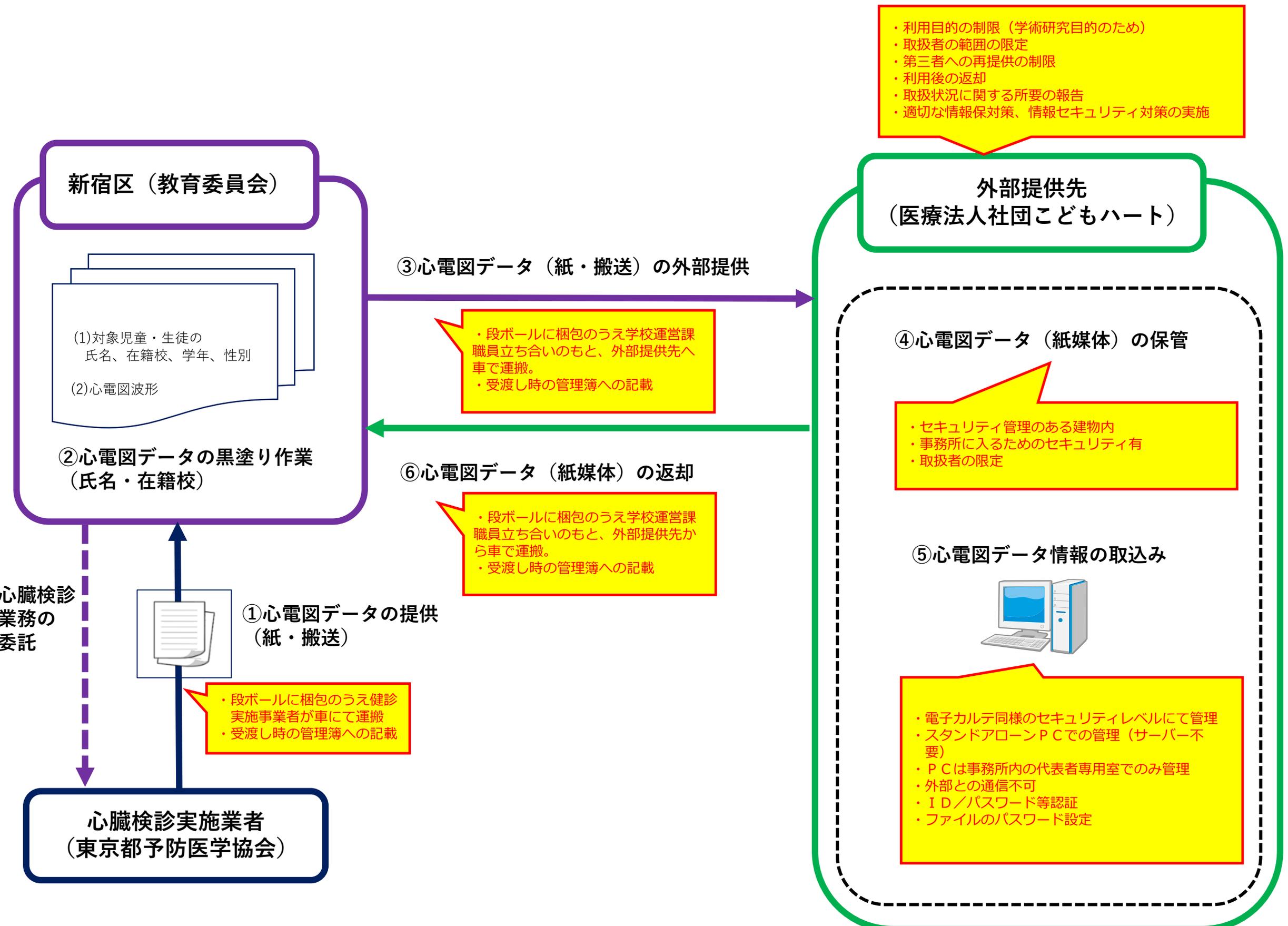
新たに、区立幼稚園入園申請手続を追加する。



心電図データの学術研究目的のための外部提供について (No.23)

事業名	心臓検診
担当課	学校運営課
区分	外部提供
目的	心臓検診のデータを使った学術研究
対象者	小学校、中学校及び特別支援学校の児童・生徒の1年生全員。他学年については、アンケート調査等から異常所見の認められる者。
事業内容	<p>1 概要</p> <p>区では、健診機関である東京都予防医学協会に委託し、区内の小・中学校及び特別支援学校の1年生全員及び異常所見のある者に対し、以下の心臓検診を実施している。</p> <p>この度、一般社団法人新宿区医師会に所属する、医療法人社団こどもハート理事長より、学術研究を目的とした、心電図データの提供を受けたいとの申し出があった。理由としては、AIによる幼少児心電図のデータを読み取る研究を行うことで、新しい医療システムの構築に繋げ、医師の技量の差によることなく、重大な疾患の見落としの防止に寄与するためである。当該学術研究は、公益性の高い目的であることから、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第4号に基づき、外部提供を行う。</p> <p>2 外部提供の付議内容</p> <p>対象者の心電図波形、学年、性別を外部提供する。</p> <p>3 対象者数</p> <p>約2,500人</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

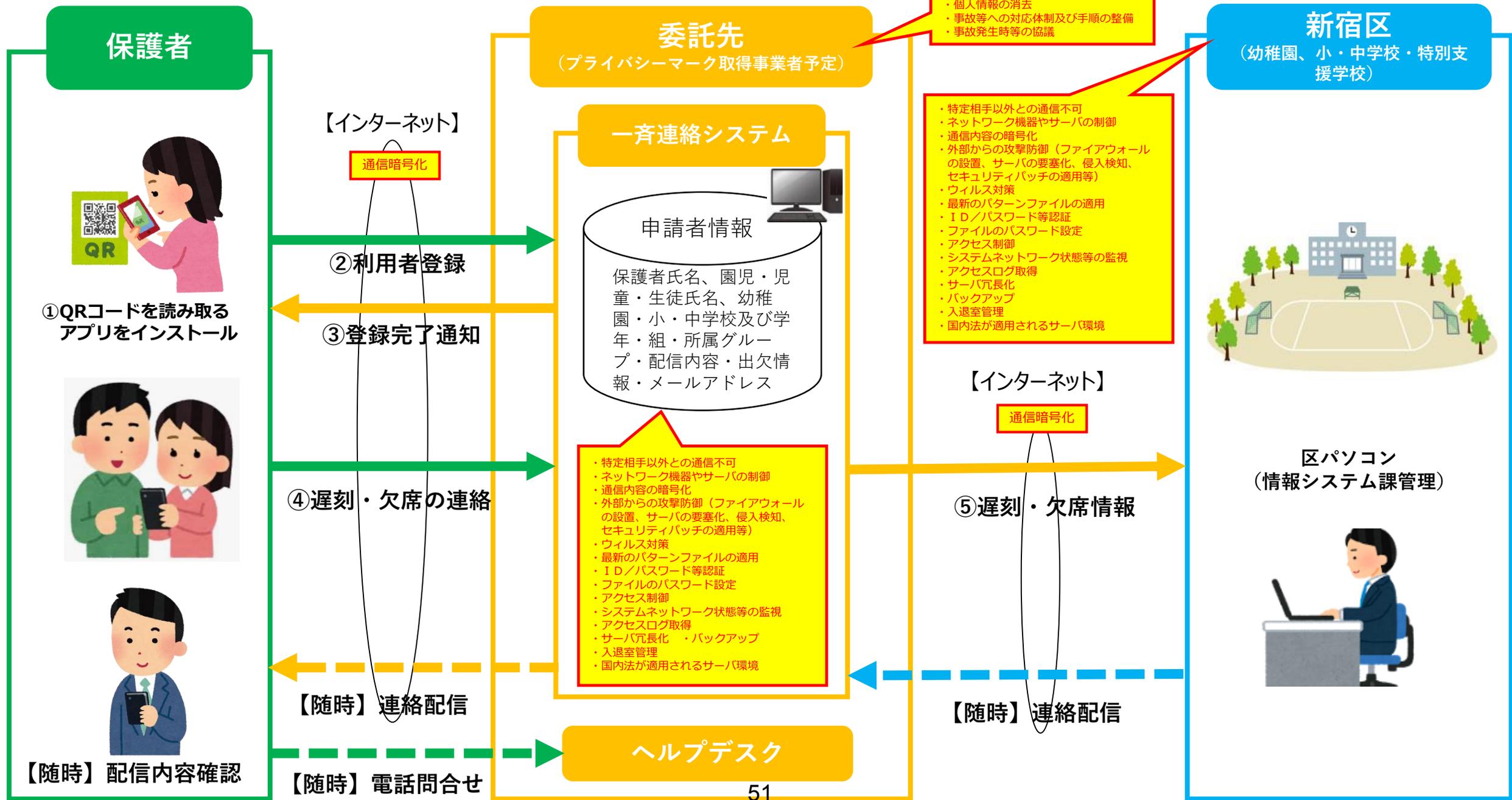
# 心電図データの学術研究のための外部提供の流れ



区立幼稚園・区立学校一斉連絡事業に係る外部結合等について (No.24)

事業名	区立幼稚園・区立学校一斉連絡事業
担当課	学校運営課
区分	外部結合、業務委託
目的	区立幼稚園・小・中学校及び特別支援学校から、防犯・防災、事件・事故、行事等に関する緊急情報等を保護者へ一斉に提供することにより、園児・児童・生徒の安全を確保するとともに、円滑な幼稚園、小・中学校及び特別支援学校の運営に資することを目的とする。
対象者	区立幼稚園、区立小・中学校及び特別支援学校に在籍する園児・児童・生徒の保護者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>現行の一斉メール配信システムは、平成28年度に区立幼稚園において導入し、令和2年度から区立小学校、中学校、特別支援学校においても使用を開始したものである(平成27年度第8回、令和元年度第4回情報公開・個人情報保護審議会承認事項)。今回、現行のシステムが令和7年3月をもってサービス終了になることから、新たなシステムを導入する。</p> <p>現行のシステムでは、学校全体・学年・クラス単位でのメール配信機能のみであったが、新システムを導入することにより、クラブや部活動等の所属するグループに絞り込んだ配信が可能になる。また、出欠席連絡機能・電子データ添付機能・自動翻訳機能等も追加され、委託業者が保有する個人情報については、保護者氏名、園児・児童・生徒氏名、幼稚園・小・中学校名及び学年・組、配信内容、メールアドレスに加え、所属グループ、出欠席情報が新たに追加される。そのため、保護者と学校の負担軽減及び利便性の向上が見込める。</p> <p>なお、登録方法については、現行のシステムでは、保護者は指定のメールアドレスに空メールを送り、折り返しメールに貼られたURLをクリックして、登録を行っているが、新システムでは、保護者はスマートフォン・タブレット・パソコンからアプリをインストールし、園・学校から登録手順書を受け取り、記載のQRコードとパスワードにより登録を行う。</p> <p>2 外部結合及び業務委託の付議内容</p> <p>(1) 外部結合</p> <p>区立幼稚園・区立学校一斉連絡システムと区のパソコンとの結合により、対象者の情報を取得する。</p> <p>(2) 業務委託</p> <p>区立幼稚園・区立学校一斉連絡事業に係る新システムの導入及び運用保守業務を委託する。</p> <p>3 登録予定件数</p> <p>約20,000件</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

# 一斉連絡システムに係る個人情報の流れ



ふるさと納税返礼品の導入に係る業務の委託について（委託内容の追加）（No.25）

事業名	ふるさと納税管理事務
担当課	総務課
区分	業務委託
目的	ふるさと納税の返礼品の企画・開発、返礼品の在庫・配送状況の管理、寄附者への対応等の一連の業務を円滑に行うため。
対象者	新宿区へ寄附した方（返礼品の対象となるのは区外在住者のみ）
事業内容	<p>1 概要</p> <p>ふるさと納税返礼品の導入に伴い、返礼品の企画・開発や返礼品協力事業者との連絡調整、ふるさと納税ポータルサイトへの情報掲載管理・PR、返礼品の在庫・配送状況の管理等の業務や寄附者への対応など、ふるさと納税業務が大幅に増加することが見込まれることから、令和5年4月から業務委託を実施している（令和5年度第6回個人情報保護管理運営会議承認済）。</p> <p>ふるさと納税業務のうちワンストップ特例申請の受付については、従来紙ベースでの申請受付のみとしていたが、寄附者の利便性の向上及び業務の効率化を図るため、オンラインによる申請の受付を導入する。</p> <p>2 業務委託の付議内容</p> <p>当該事業の実施に係る、業務委託のうち、オンラインによるワンストップ特例申請の受付及び処理業務を追加する。</p> <p>3 対象者数</p> <p>300人</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

# ふるさと納税オンラインワンストップ特例申請に係る個人情報の流れ

## 寄附者

ふるさと納税ポータルサイト経由で寄附した後



【インターネット回線】 通信暗号化

①ワンストップ特例申請書の送付

②ふるまどへの登録

④ふるまどサイト経由でIAMをダウンロードし、マイナンバーカードを用いて個人認証を行い、ワンストップ特例申請を行う

## シフトプラス株式会社

(プライバシーマーク・ISMS認証取得、LGWAN-ASP登録事業者)

### ふるさと納税総合窓口システム 「ふるまど※1」

【ふるまど登録情報】

寄附者氏名、電話番号、寄附番号又は注文番号、メールアドレス

【寄附情報】

寄附者氏名、電話番号、寄附番号又は注文番号、住所、メールアドレス、寄附金額、決済種別、寄附受領年月日（決済日）

【返礼品情報】

寄附者氏名、受取人氏名、配送先住所、電話番号、返礼品名称、配送状況

⑤データ連携

### 公的個人認証アプリ 「IAM」※2

【ワンストップ申請情報】

寄附者氏名、電話番号、住所、生年月日  
個人番号、寄附金額、寄附受領年月日（決済日）

③データ連携

### ふるさと納税管理システム 「LedgHOME」

【寄附情報】

寄附者氏名、電話番号、寄附番号又は注文番号、住所、メールアドレス、寄附金額、決済種別、寄附受領年月日（決済日）

【返礼品情報】

寄附者氏名、受取人氏名、配送先住所、電話番号、返礼品名称、配送状況

※ふるさと納税ポータルサイト経由で寄附をした際の寄附情報及び返礼品情報が保存されている。

⑥ワンストップ特例申請情報の連携

### ワンストップ特例申請管理システム 「motiONE」

【ワンストップ申請情報】

寄附者氏名、住所、電話番号、生年月日  
個人番号、寄附金額、寄附受領年月日（決済日）

データ連携

【LGWAN回線】

⑦ワンストップ特例申請情報の提供（毎年1月下旬）

データはLGWAN回線を通じてシステムからダウンロード

## 新宿区

【区イントラネット】

寄附情報  
返礼品情報  
ワンストップ申請情報

- ・ 特定相手以外との通信不可
- ・ ネットワーク機器やサーバの制御
- ・ 通信内容の暗号化
- ・ 外部からの攻撃防御（ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等）
- ・ ウィルス対策
- ・ 最新のパターンファイルの適用
- ・ ID/パスワード等認証
- ・ ファイルのパスワード設定
- ・ アクセス制御
- ・ システムネットワーク状態等の監視
- ・ アクセスログ取得
- ・ サーバ冗長化 ・ バックアップ
- ・ 入退室管理
- ・ 国内法が適用されるサーバ環境

※1 寄附者がスマホやパソコンから、複数自治体の寄附履歴やワンストップ特例申請状況をまとめて管理することができるシステム。

※2 公的個人認証用のアプリで委託先であるシフトプラスが開発・提供するもの。<sup>53</sup>

保健情報システム（対人系）等の地方公共団体情報システム標準化に対応した健康管理システムへの移行について（No.26）

事業名	保健情報システム（対人系）等の地方公共団体情報システム標準化に対応した健康管理システムへの移行
担当課	健康政策課、健康づくり課外5課
区分	電算処理、外部結合、業務委託
目的	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年法律第40号)（以下「標準化法」という。）に基づき、現行の保健情報システム（対人系）及び一部のホストコンピュータ処理業務を、標準化に対応したシステムへ移行し、安定した保健衛生事務の継続及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。
対象者	新宿区の保健事業の利用者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>保健情報システム（対人系）は、各種保健事業（成人保健、母子保健、歯科保健、精神保健、予防接種、難病対策、結核、保健相談）の情報管理を行うシステムであり、情報システム統合基盤及びイントラネット端末上で運用している。</p> <p>令和3年9月に公布された「標準化法」において、各種保健事業のうち、成人保健・母子（歯科）保健・精神保健・予防接種については標準化対象事務に指定されており、令和7年度末までに標準化基準（標準仕様書）に基づくシステムへの移行が求められている。</p> <p>また、成人保健事業のうち 健康診査・がん検診・保健指導等の業務は、現在ホストコンピュータシステムで処理しているが、同システムは令和6年度末に廃止予定であるため、その前に新たなシステムへ移行する必要がある。</p> <p>そこで、現行の保健情報システム（対人系）及びホストコンピュータを利用した一部の業務（健康診査・がん検診・保健指導等）について、令和7年1月までに国の標準仕様に基づくシステム（健康管理システム）へ移行する。また、標準化対象外事務（難病対策・結核・保健相談）に関しては、健康管理システムのパッケージとして提供される密接関連業務システムへ移行し、一体的な情報管理・運用を行う。</p> <p>なお、標準化法第10条により、標準準拠システムの利用においてはガバメントクラウドの利用を第一に検討することとされており、セキュリティ面やコスト面等が優れていることから、デジタル庁が提供するガバメントクラウド上にシステムを構築し、運用を行う。</p> <p>2 電算処理、外部結合、業務委託の付議内容</p> <p>(1) 電算処理</p> <p>保健情報システム（対人系）の業務及びホストコンピュータで処理している一部の保健業務を、標準化に対応した健康管理システムパッケージ（密接関連業務システムを含む）に移行する。新システムは、デジタル庁が提供するガバメントクラウド上に構築する。</p>

	<p>(2) 外部結合  健康管理システムの運用にあたり、ガバメントクラウド上に構築した同システムに個人番号を含む個人情報を保管する。</p> <p>(3) 業務委託  標準システムの構築、現行システムからの移行作業及び運用保守業務を委託する。</p> <p>3 対象者数  約35万人（令和5年10月1日現在）</p>
<b>個人情報の  流れ及び情報  保護対策</b>	別紙のとおり

# 保健情報システム（対人系）の地方公共団体情報システム標準化に対応した健康管理システムへの移行に係る個人情報の流れ

各種保健相談、  
予診票・受診券  
発行依頼等



- ・特記事項等の遵守
- ・立入調査等及び状況報告
- ・責任者及び取扱者の報告
- ・区が作成した業務フローに基づく業務の履行
- ・データの暗号化
- ・個人情報の返却及び消去
- ・事故等への対応体制及び手順の整備
- ・事故発生時等の協議

①受付

④予診票・  
受診券等発行

- ・特定相手以外との通信不可
- ・ネットワーク機器やサーバの制御
- ・通信内容の暗号化
- ・外部からの攻撃防御（ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等）
- ・ウイルス対策
- ・最新のパターンファイルの適用
- ・ID/パスワード等認証
- ・ファイルのパスワード設定
- ・アクセス制御
- ・システムネットワーク状態等の監視
- ・アクセスログ取得
- ・サーバ冗長化
- ・バックアップ
- ・入退室管理
- ・国内法が適用されるサーバ環境

新宿区  
(健康政策課・健康づくり課・保健予防課・各保健センター)

イントラP C  
(情報システム課管理)

事務処理内容

【保健衛生に関する事務】

- (1)成人保健（健診・がん検診等）
- (2)母子保健（乳幼児健診等）
- (3)歯科保健（歯科健診等）
- (4)精神保健（医療費助成等）
- (5)予防接種（定期・任意接種等）
- (6)難病対策（医療費助成等）
- (7)結核管理（患者・接触者管理）
- (8)保健師活動（各種保健相談）

※(4)の情報については、障害者福祉課もイントラP Cから閲覧のみ可。

ガバメント  
クラウド  
接続サービス  
(専用回線)

通信暗号化

②各種保健情報の照会・入力  
(受診券等受付、予防接種受付、妊娠届出、  
各種保健相談等)

③各種保健情報の出力  
(受診券等の発行、予診票の発行、  
母子手帳発行、医療費の助成等)

- 【電算処理】  
【外部結合】
- ガバメントクラウド接続サービスを利用してガバメントクラウドとの情報連携

- ・特記事項等の遵守
- ・立入調査等及び状況報告
- ・責任者及び取扱者の報告
- ・区が作成した業務フローに基づく業務の履行
- ・データの暗号化
- ・個人情報の返却及び消去
- ・事故等への対応体制及び手順の整備
- ・事故発生時等の協議

- ・特定相手以外との通信不可
- ・ネットワーク機器やサーバの制御
- ・通信内容の暗号化
- ・外部からの攻撃防御（ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等）
- ・ウイルス対策
- ・最新のパターンファイルの適用
- ・ID/パスワード等認証
- ・ファイルのパスワード設定
- ・アクセス制御
- ・システムネットワーク状態等の監視
- ・アクセスログ取得
- ・サーバ冗長化
- ・バックアップ
- ・入退室管理
- ・国内法が適用されるサーバ環境

ガバメントクラウド

委託事業者

健康管理システム  
(標準準拠・新宿区専用)

各種保健情報

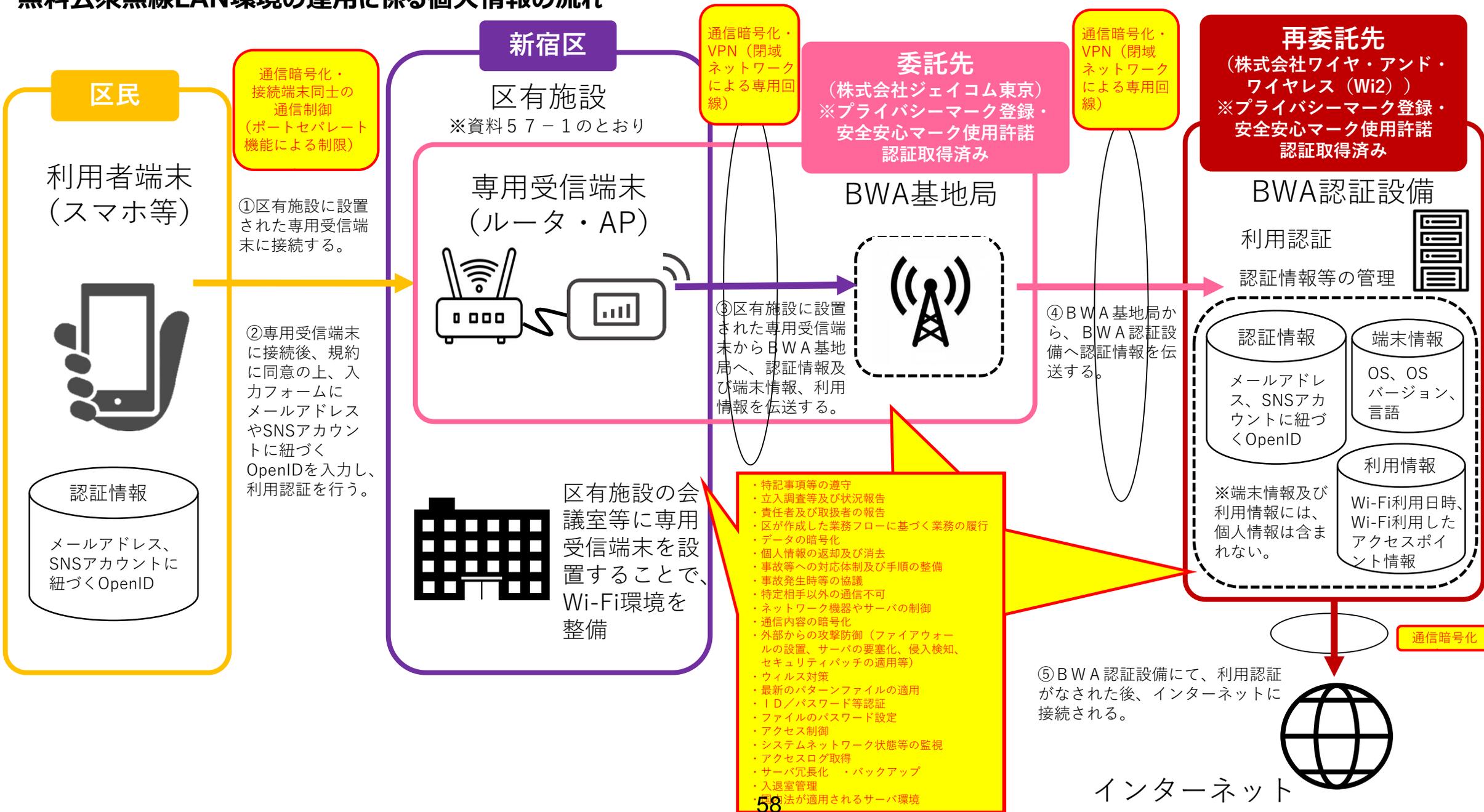
氏名・性別・生年月日・個人番号・宛名番号・健（検）診等情報・予防接種情報・保健相談結果・医療費公費申請情報 等

【データ移設】  
標準仕様書に準拠したシステムへの移行  
【保守委託】  
システムの運用保守および障害対応

地域広帯域移動無線アクセス（地域 BWA）システムによる無料公衆無線 LAN 環境の運用保守業務の委託等について（No.27）

事業名	地域広帯域移動無線アクセス（地域 BWA）システムによる無料公衆無線 LAN 環境の運用
担当課	行政管理課、区政情報課 ※契約は無料公衆無線 LAN の導入施設の各所管課が締結する。
区分	業務委託
目的	区民等の情報検索・収集機会の充実等を図るため、区有施設等に無料公衆無線 LAN を整備する。
対象者	区有施設等の無料公衆無線 LAN によるインターネット利用者
事業内容	<p>1 概要 地域広帯域移動無線アクセス（地域 BWA）システム（以下「地域 BWA」という。）とは、区市町村単位で地域に割り当てられた専用の周波数を利用したデータ通信サービスのことで、区では、当該システムを活用した無料公衆無線 LAN 環境を整備することで、情報検索・収集機会の充実、オンライン会議や講座等での活用等、区民等の利便性の向上を図ることとする。</p> <p>2 業務委託の付議内容 （1）業務委託 基地局・専用受信端末（ルータ及びアクセスポイント）の運用保守業務を委託する。  （2）再委託 利用認証設備の運用保守、認証情報の管理業務を再委託する。</p> <p>3 導入施設 区有施設等 97 か所</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

# 地域広帯域移動無線アクセス（地域BWA）システムによる 無料公衆無線LAN環境の運用に係る個人情報の流れ



新宿区物価高騰対策臨時給付金給付事業に係るシステム改修等について（対象要件の変更等）（No.28）

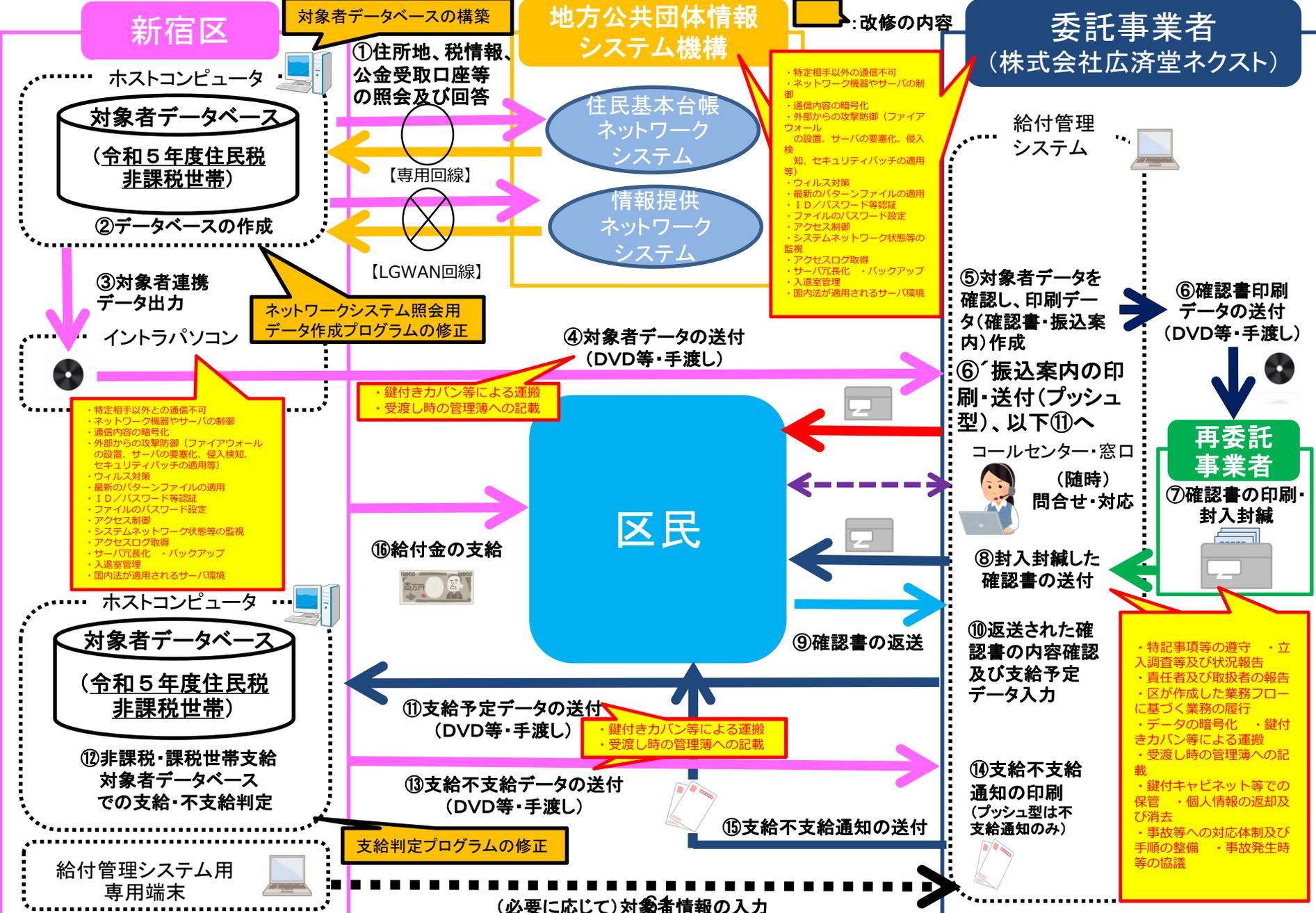
<b>事業名</b>	新宿区物価高騰対策臨時給付金給付事業
<b>担当課</b>	総務課
<b>区分</b>	電算処理、外部結合、業務委託
<b>目的</b>	賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年度税制改正による定額減税に先立ち、物価高に最も切実に苦しんでいる低所得世帯に迅速に支援を届けることとする。
<b>対象者</b>	令和5年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯（以下「非課税世帯」）で、令和5年12月1日（以下「基準日」）において新宿区の住民基本台帳に記録されており、同一世帯に属するもの全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による、令和5年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下「住民税」）均等割が課されていない者又は市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより、住民税均等割を免除された者である世帯の世帯主。
<b>事業内容</b>	<p>1 概要</p> <p>賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年度税制改正による定額減税に先立ち、物価高に最も切実に苦しんでいる低所得世帯に迅速に支援を届けるため、令和5年度の住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり7万円の現金を給付する。</p> <p>本給付金は、令和5年6月に実施した、物価高騰対策給付金（3万円）と同様の事業であるが、世帯に属するもの全員の令和5年度分の住民税課税所得の合計が、300万円未満の世帯を対象外として実施する。</p> <p>なお、本給付金は公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定における「特定公的給付」に指定されており、今回の給付金事業においても、改めての指定を行うことなく事業を実施することをデジタル庁により承知されている。</p> <p>（1）生活保護世帯、公金受取口座登録済世帯及び物価高騰対策臨時給付金（3万円）における受取口座登録済世帯への給付方法</p> <p>①区で対象世帯の台帳を作成し、対象世帯に登録された口座に振込む旨の通知を送付する。</p> <p>②通知に記載された一定期間内に受取を辞退する等の申出がなかった世帯に本給付金を振り込む。</p> <p>（2）（1）以外の世帯への給付方法</p> <p>①区で対象世帯の台帳を作成し、対象世帯に口座情報等の確認書を送付する。</p> <p>②返送されてきた確認書の口座情報等を審査し、振込データを作成、支給する。</p> <p>③口座振込日前に支給通知書を送付する。</p> <p>これらを迅速かつ的確に行うため、確認書の発送等の業務は、専門的な知識等を有し、豊富なノウハウを備えた業者に委託する。</p>

	<p>なお、児童福祉施設等に入所している児童、虐待を受けたことにより施設等に入所している障害者及び高齢者、配偶者からの暴力を理由に避難している方の情報については、より慎重な取扱いが求められるセンシティブ情報であるため、確認書の発送等の業務を委託せずに区が行う。</p> <p>2 電算処理、外部結合、業務委託の付議内容</p> <p>(1) 電算処理</p> <p>①区システム（ホストシステム）において、支給対象者データベース、支給判定プログラム及び照会用データ作成プログラムの構築を行う。</p> <p>②給付状況を一元管理するための給付管理システムの構築を行う。</p> <p>(2) 外部結合</p> <p>委託事業者の構築する給付管理システムとの外部結合を行う。</p> <p>(3) 業務委託</p> <p>①確認書・案内書の作成、発送、受領及びコールセンター等の業務委託を行う。</p> <p>②確認書の印刷及び封入封緘業務の再委託を行う。</p> <p>3 対象者数</p> <p>支給対象世帯数 非課税世帯 約71,000世帯（予定）</p>
<p>個人情報の流れ及び情報保護対策</p>	<p>別紙のとおり</p>

【新宿区物価高騰対策臨時給付金給付事業の個人情報の流れ（令和5年度住民税非課税世帯）】

令和5年6月からの変更点は、以下のとおり。

①給付金額が3万円から7万円へ変更、②支給対象者が令和5年度住民税非課税世帯のみに変更。



新宿区物価高騰対策臨時給付金給付事業に係るシステム改修について（特定個人情報保護評価のパブリック・コメント等の実施結果）（No.29）

事業名	新宿区物価高騰対策臨時給付金給付事業
担当課	総務課
区分	電算処理
目的	電力・ガスをはじめとしたエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響による負担増を踏まえ、給付金を支給することにより、物価高騰の家計への影響が大きい世帯の生活を支援する。
対象者	<p>(1) 令和5年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯          令和5年6月1日（以下「基準日」。）において新宿区の住民基本台帳に記録されており、同一世帯に属するもの全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和5年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下「住民税」。）均等割が課されていない者又は市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより住民税均等割を免除された者である世帯の世帯主</p> <p>(2) 世帯に属するもの全員の令和5年度分の住民税課税所得の合計が300万円未満の世帯          (1)に該当する世帯以外の世帯のうち、基準日において新宿区の住民基本台帳に記録されており、同一世帯に属するもの全員の令和5年度分の住民税課税所得（令和4年の合計所得金額）の合計が300万円未満である世帯の世帯主</p> <p>ただし(1)、(2)とも世帯に属する者全員が令和5年1月1日にいずれの区市町村の住民基本台帳にも記録されていなかった世帯は対象にならない。</p>
事業内容	<p>1 概要          令和5年6月より、電力・ガスをはじめとしたエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響による負担増を踏まえ、物価高騰の家計への影響が大きい世帯を支援するため、上記支給対象者に対する給付金の給付事業を開始した。</p> <p>事業の開始にあたっては、効率的かつ効果的に事務を行うため、区システム（ホストコンピュータ）における支給対象者データベース、支給判定プログラム及び照会用データ作成プログラムの構築や、給付状況を一元管理するための給付管理システムの構築を行った（令和5年度第3回個人情報保護管理運営会議承認済み）。</p> <p>また、本事業に係る特定個人情報評価書については、本事業において使用する区システム（ホストコンピュータ）において、特定個人情報ファイル（個人番号をその内容に含む個人情報ファイル）を取り扱うための特定個人情報保護評価（全項目評価）を実施することについて報告した（令和5年度第5回個人情報保護管理運営会議承認済み）。</p> <p>その後、全項目評価書（素案）に対するパブリック・コメントを実施し、個人情報保護及び情報システム等の専門的な知見を有する外部の第三者による点検（以下「第三者点検」）を行った。これらの実施結果を踏まえ、</p>

	<p>基礎項目評価書及び全項目評価書を個人情報保護委員会へ提出するとともに公表する。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容  パブリック・コメントの実施結果及び第三者点検の実施結果を踏まえた評価書の内容について報告する。</p> <p>(1) パブリック・コメントの実施結果  ア 実施期間  令和5年8月16日から令和5年9月14日まで  イ 実施内容  物価高騰対策臨時給付金対策室、区政情報課、特別出張所、区政情報センター、区立図書館において資料を閲覧及び配布に供するとともに、区ホームページ及び広報新宿（令和5年8月25日号）への掲載により意見を募集し、郵送、ファックス、窓口持参及び区ホームページにて受付を行った。  ウ 意見提出者  0名 0件</p> <p>(2) 第三者点検実施結果  ア 実施期間  令和5年9月19日から令和5年11月30日まで  イ 受託事業者  株式会社RSコネクト  ウ 点検結果  評価書は、「区が国に公表する当たり、概ね適正な内容となっている」と判断された。その上で、詳細箇所について修正すべき点の指摘があった。</p> <p>3 対象者数  (1) 上記対象者(1) 67,852件  (2) 上記対象者(2) 54,974件  (3) 合計 122,826件</p>
<b>全項目評価書の概要</b>	別紙のとおり

# 物価高騰対策臨時給付金に関する事務の全項目評価書の概要

## I 基本情報

物価高騰対策臨時給付金給付事業に係るシステム改修にあたり、物価高騰対策臨時給付金に関する事務（以下「臨時給付金に関する事務」という。）の内容、当該事務において使用するシステム、特定個人情報ファイルを取り扱う理由等を記載している。

## II 特定個人情報ファイルの概要

臨時給付金に関する事務で取り扱う「物価高騰対策臨時給付金情報ファイル」の内容、対象人数と範囲、記録される項目等について記載している。

## III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

臨時給付金に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱う際に想定される様々なリスクについて分析し、リスクを軽減するための措置の内容等への対策について記載している。

## IV その他のリスク対策

臨時給付金に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱う際に想定されるリスクへの対策について、「自己点検」、「監査」、「従業者に対する教育・啓発等」の観点から記載している。

## V 開示請求、問合せ

臨時給付金に関する事務における特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、同事務における特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせについて記載している。

## VI 評価実施手続

特定個人情報保護評価の各手続（意見聴取や第三者点検の方法と実施日など）について記載している。

税務システムの再整備等について（特定個人情報保護評価のパブリック・コメント等の実施結果）（No.30）

事業名	税務システムの再整備
担当課	税務課
区分	電算処理（特定個人情報保護評価のパブリック・コメント等の実施結果）
目的	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）（以下「標準化法」という。）に基づき、令和7年度末までに標準化基準（標準仕様書）に適合した情報システム（以下「標準準拠システム」という。）への移行が求められている。将来的なシステムの移行を見据え、移行するまでの間は、既存の税務システムをシステムベンダが提供するパッケージシステムに再整備し、区民サービスの質を下げることなく現行の業務を行うため。
対象者	住民登録のある者及び住民登録外登録者（転出者、住民登録外課税者、特別徴収義務者、納税管理人等）
事業内容	<p>1 概要</p> <p>現在、特別区民税・都民税（令和6年度より森林環境税を含む。以下「個人住民税」という。）・軽自動車税（種別割）の賦課徴収業務は、ホストシステムを中心に業務を行っているが、国から地方公共団体に対し、個人住民税・軽自動車税（種別割）の賦課徴収業務などの標準化対象事務について、標準準拠システムの利用を義務付ける、標準化法が令和3年9月1日に施行され、令和7年度末までにシステムを標準化へ対応することが求められている。</p> <p>そのため、上記、区の現状及び国の方針等に則り、標準準拠システムへの移行を見据え、ホストシステムから区の統合基盤上に構築するパッケージシステムに移行する必要があることから、電算処理等を行うこととした（令和5年度第6回個人情報保護管理運営会議承認済）。</p> <p>また、パッケージシステムへの移行に係る特定個人情報保護評価書の見直しについては、個人情報保護委員会の指針に定める「重要な変更」に該当するため、特定個人情報保護評価（全項目評価）を再実施することについて報告した（令和5年度第8回管理運営会議承認済み）。</p> <p>その後、全項目評価書（素案）に対するパブリック・コメントを実施し、個人情報保護及び情報システム等の専門的な知見を有する外部の第三者による点検（以下「第三者点検」という。）を行った。これらの実施結果を踏まえ、基礎項目評価書及び全項目評価書を個人情報保護委員会へ提出するとともに公表する。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>パブリック・コメントの実施結果及び、第三者点検の実施結果を踏まえた評価書の変更点について報告する。</p> <p>(1) パブリック・コメントの実施結果</p> <p>ア 実施期間 令和5年11月15日から令和5年12月15日まで</p> <p>イ 実施内容 税務課、区政情報課、区政情報センターにおいて資料を閲覧及び</p>

	<p>配付に供するとともに、区ホームページ及び広報新宿（令和5年1月15日号）への掲載により意見を募集し、郵送、ファックス、窓口持参及び区ホームページにて受付を行った。</p> <p>ウ 意見提出者 0名 0件</p> <p>(2) 第三者点検実施結果</p> <p>ア 実施期間 令和5年11月17日から令和5年12月18日まで</p> <p>イ 受託事業者 株式会社 RSコネクト</p> <p>ウ 点検結果 評価書は、「区が国に公表するに当たり、概ね適正な内容となっている」と判断された。その上で、詳細箇所について修正すべき点の指摘があった。</p> <p>3 対象者数 住民登録のある者、住民登録外登録者 約35万人</p>
<p>全項目評価書の主な概要</p>	<p>別紙のとおり</p>

# 地方税に関する事務の全項目評価書の概要

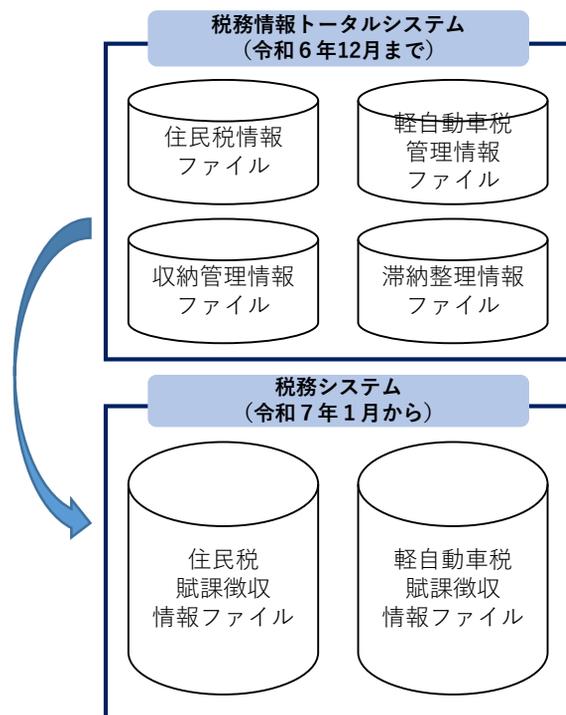
## I 基本情報

地方税に関する事務の内容、同事務において使用するシステムの機能、同事務において特定個人情報ファイルを取り扱う理由等を記載している。

この度、税務システムの再整備に伴い記載内容の変更が発生したため、文言の追加・修正を行っている。

### 【今回の主な変更点】

- (1) 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムに「税務システム (=パッケージシステム)」を追加。
- (2) 特定個人情報ファイル単位を見直し、新システムで取り扱うファイルは、「住民税賦課徴収情報ファイル」、「軽自動車税賦課徴収情報ファイル」とした(右図)。



## II 特定個人情報ファイルの概要

地方税に関する事務で取り扱う「(1) 住民税賦課情報ファイル<sup>※1</sup>」、「(2) 軽自動車税管理情報ファイル<sup>※2</sup>」、「(3) 収納管理情報ファイル<sup>※3</sup>」、「(4) 滞納整理情報ファイル<sup>※4</sup>」、「(5) 住民税賦課徴収情報ファイル<sup>※5</sup>」及び「(6) 軽自動車税賦課徴収情報ファイル<sup>※6</sup>」の6つのファイルの内容を記載しているほか、その取扱い方法等について、以下の1～4の過程ごとに記載している。

- 1 入手・使用  
特定個人情報の入手方法・使用目的など
- 2 委託  
特定個人情報ファイルの取扱いの委託内容、委託先、再委託の有無など
- 3 提供・移転  
特定個人情報の提供・移転先、提供・移転先での用途など
- 4 保管・消去  
特定個人情報の保管場所・期間、消去方法など

※1 住民税賦課情報ファイル…住民税の賦課を正確に行うためのファイル

※2 軽自動車税管理情報ファイル…軽自動車税の賦課を正確に行うためのファイル

※3 収納管理情報ファイル…住民税及び軽自動車税の収納管理・還付充当処理を正確に行うためのファイル

※4 滞納整理情報ファイル…住民税及び軽自動車税の滞納整理を正確に行うためのファイル

※5 住民税賦課徴収情報ファイル…住民税の賦課及び収納管理・還付充当処理並びに滞納整理を正確に行うためのファイル

※6 軽自動車税賦課徴収情報ファイル…軽自動車税の賦課及び収納管理・還付充当処理並びに滞納整理を正確に行うためのファイル

#### 【今回の主な変更点】

- (1) ファイル単位の見直し（上記「Ⅰ基本情報」の（2）に同じ）
- (2) 委託事項の追加  
特定個人情報の取扱いの委託に、再整備にかかる税務システムの構築・運用・保守を追加。

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

地方税に関する事務における特定個人情報ファイル（Ⅱ(1)～(6)のファイル）を取り扱う際に想定されるリスクへの対策について、以下の1～6の取扱い過程ごとに記載している。

- 1 「入手」において想定されるリスクへの対策
- 2 「使用」において想定されるリスクへの対策
- 3 「委託」において想定されるリスクへの対策
- 4 「提供・移転」において想定されるリスクへの対策
- 5 「情報提供ネットワークシステムとの接続」において想定されるリスクへの対策
- 6 「保管・消去」において想定されるリスクへの対策

#### 【今回の主な変更点】

- (1) ファイル単位の見直し（上記「Ⅰ基本情報」の（2）に同じ）

### Ⅳ その他のリスク対策

地方税に関する事務における特定個人情報ファイル（Ⅱ(1)～(6)のファイル）を取り扱う際に想定されるリスクへの対策について、「自己点検」、「監査」、「従事者に対する教育・啓発」等の観点から記載している。

### Ⅴ 開示請求、問合せ

地方税に関する事務における特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、同事務における特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせについて記載している。

### Ⅵ 評価実施手続

特定個人情報保護評価の各手続（意見聴取の方法など）について記載している。

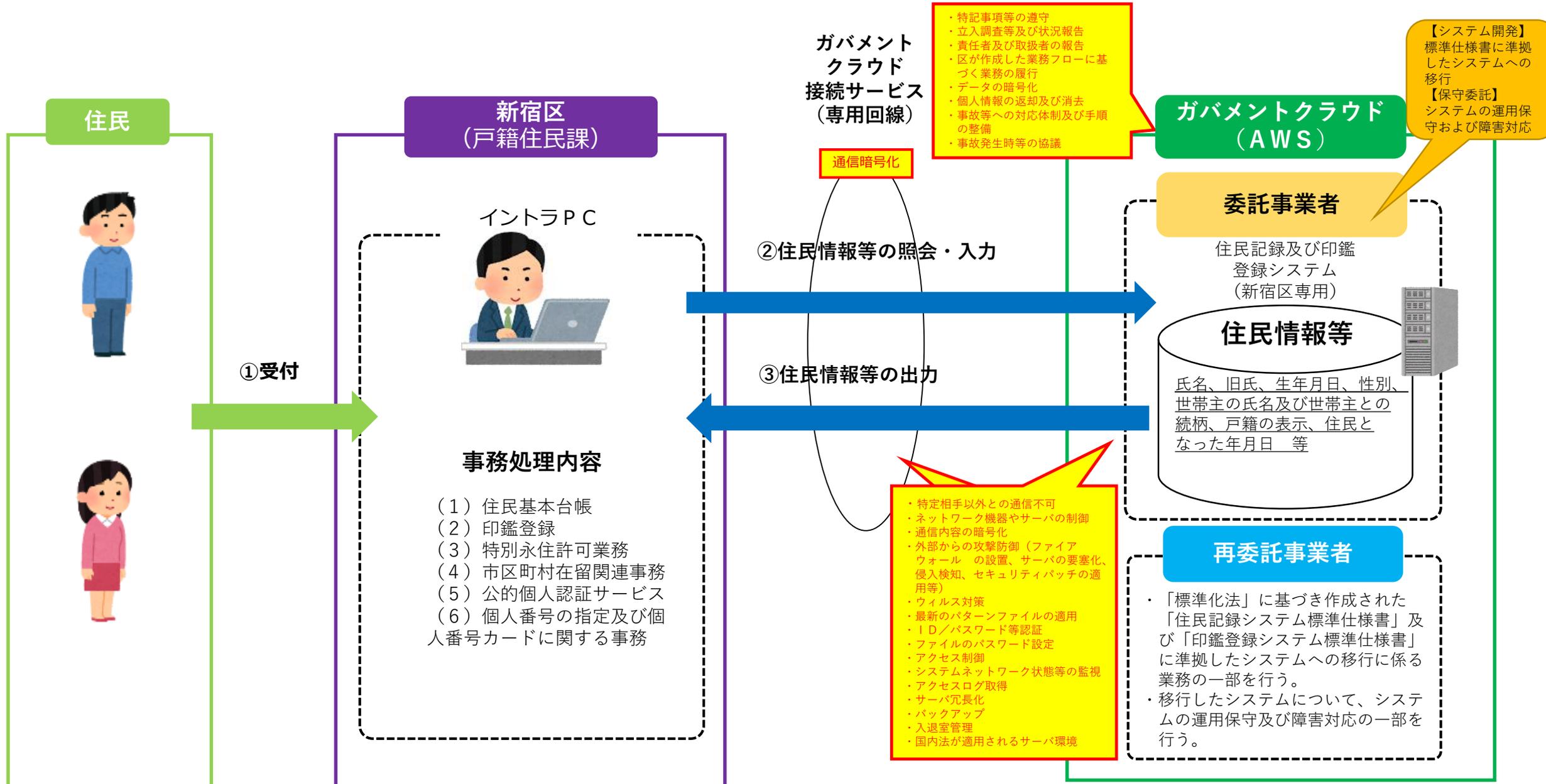
#### 【今回の主な変更点】

- (1) 国民・住民等からの意見の聴取の実施日  
令和5年11月15日から令和5年12月15日までの31日間で実施
- (2) 第三者点検の実施日  
令和5年11月17日から令和5年12月18日まで
- (3) 第三者点検の結果  
誤字・脱字・文言の統一及び補記 等

地方公共団体情報システム標準化に対応した住民記録及び印鑑登録システムへの移行等について（委託内容の変更）（No.31）

事業名	地方公共団体情報システム標準化に対応した住民記録及び印鑑登録システムへの移行
担当課	戸籍住民課
区分	業務委託
目的	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）（以下「標準化法」という。）に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に対応し、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。
対象者	新宿区（以下「区」という。）の住民基本台帳に記録されている者及び区が備える住民基本台帳に記録されていた者であって区が保存する削除された住民票に記録されている者並びに「新宿区住民基本台帳制度の適正な運用に関する条例」に規定する請求等を行った者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>令和3年9月1日に施行された標準化法により、地方公共団体は、住民記録及び印鑑登録事務をはじめとする標準化対象事務について、標準化基準（標準仕様書）に適合した情報システム（以下「標準準拠システム」という。）の利用が義務付けられ、国が策定したデジタル・ガバメント実行計画により令和7年度末までに標準準拠システムに移行することとされた。このため、住民記録及び印鑑登録システムを標準準拠システムに移行することとし、当該標準準拠システムは、セキュリティ面やコスト面等が優れている標準化法第10条に規定するデジタル庁が提供するガバメントクラウドシステムを利用し、運用を行うものとする。</p> <p>2 業務委託の付議内容</p> <p>（1）業務委託</p> <p>上記の事業実施にあたり、標準準拠システムへの移行業務及び運用保守業務を委託する。（令和5年度第5回新宿区個人情報保護管理運営会議で承認済み。）</p> <p>（2）再委託</p> <p>委託業者より、標準準拠システムへの移行業務及び運用保守業務の体制を強化するため、委託業務の一部を再委託したい旨の申し入れがあった。当該再委託先はISO27001及びISMS認証を取得しており、個人情報の取扱いの安全性を確保でき、また、再委託により委託業務を遂行する体制がより強化されることから再委託を承諾する。</p> <p>3 対象者数</p> <p>（1）住民基本台帳人口（令和5年4月1日現在）  346,313人 日本人住民：306,484人  外国人住民：39,829人</p> <p>（2）印鑑登録件数（令和5年4月1日現在）  17,231件</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

# 地方公共団体情報システム標準化に対応した住民記録及び印鑑登録システムへの移行等に係る個人情報の流れ



地方公共団体情報システム標準化に対応した住民記録システムへの移行について（特定個人情報保護評価のパブリック・コメント等の実施結果）（No.32）

事業名	地方公共団体情報システム標準化に対応した住民記録及び印鑑登録システムへの移行
担当課	戸籍住民課
区分	電算処理（特定個人情報保護評価のパブリック・コメント等の実施結果）
目的	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年法律第40号)（以下「標準化法」という。）に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に対応し、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。
対象者	新宿区（以下「区」という。）の住民基本台帳に記録されている者及び区が備える住民基本台帳に記録されていた者であって区が保存する削除された住民票に記録されている者並びに「新宿区住民基本台帳制度の適正な運用に関する条例」に規定する請求等を行った者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>地方公共団体に対し、住民記録及び印鑑登録事務をはじめとする標準化対象事務について、標準化基準（標準仕様書）に適合した情報システム（以下「標準準拠システム」という。）の利用を義務付ける、「標準化法」が令和3年9月1日に施行され、令和7年度末までに住民記録及び印鑑登録システムを標準化へ対応することが求められている。</p> <p>それに伴い、標準準拠システムの利用において、デジタル庁が提供するガバメントクラウドシステムを利用し、運用を行う必要があることから、電算処理等を行うこととした。（令和5年度第5回個人情報保護管理運営会議承認済み）。</p> <p>また、地方公共団体情報システム標準化に対応した住民記録システムの移行に係る特定個人情報保護評価書の見直しについては、個人情報保護委員会の指針に定める「重要な変更」に該当するため、特定個人情報保護評価（全項目評価）を再実施することについて報告した（令和5年度第6回管理運営会議承認済み）。</p> <p>その後、全項目評価書（素案）に対するパブリック・コメントを実施し、個人情報保護及び情報システム等の専門的な知見を有する外部の第三者による点検（以下「第三者点検」という。）を行った。これらの実施結果を踏まえ、基礎項目評価書及び全項目評価書を個人情報保護委員会へ提出するとともに公表する。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>パブリック・コメントの実施結果及び、第三者点検の実施結果を踏まえた評価書の変更点について報告する。</p> <p>(1) パブリック・コメントの実施結果</p> <p>ア 実施期間</p> <p>令和5年10月5日から令和5年11月6日まで</p> <p>イ 実施内容</p> <p>戸籍住民課、区政情報課、各特別出張所、区政情報センター、区立図書館において資料を閲覧及び配布に供するとともに、区ホームペ</p>

	<p>ージ及び広報新宿（令和5年10月5日号号）への掲載により意見を募集し、郵送、ファックス、窓口持参及び区ホームページにて受付を行った。</p> <p>ウ 意見提出者 0名、0件</p> <p>(2) 第三者点検実施結果</p> <p>ア 実施期間 令和5年10月5日から令和5年11月30日まで</p> <p>イ 受託事業者 株式会社RSコネクト</p> <p>ウ 点検結果 評価書は、「個人情報保護委員会への提出及び公表するに当たり、概ね適正な内容となっている」と判断された。点検において、詳細箇所について修正すべき点の指摘があり、指摘事項を踏まえて評価書を修正した。</p> <p>3 対象者数 住民基本台帳人口（令和5年4月1日現在） 346,313人 日本人住民：306,484人 外国人住民：39,829人 ※本人数は現存のみであり、管理している全データは80万人以上</p>
<p>全項目評価 の概要</p>	<p>別紙のとおり</p>

# 住民基本台帳事務における特定個人情報保護評価書 (全項目評価書)の概要

## I 基本情報

住民基本台帳に関する事務の内容、同事務において使用するシステムの機能、同事務において特定個人情報ファイルを取り扱う理由等を記載している。

## II 特定個人情報ファイルの概要

以下の3つのファイルについて、取扱い方法や、記録される項目等を記載している。

- ア 住民基本台帳ファイル  
住民に関する記録・管理を正確に行うためのファイル
- イ 本人確認情報ファイル  
住民基本台帳ネットワークシステムを通じて本人確認を行うためのファイル
- ウ 送付先情報ファイル  
個人番号通知書及び個人番号カードの作成等のためのファイル

### 【今回の主な変更点】

- (1) 標準仕様書準拠システムへの移行に伴う連携システム及び事務の流れについて追記 (P 11、P 12、P 14)  
標準仕様書準拠システムへ移行後の連携システム及び特定個人情報の流れについて追記。  
※移行後は標準化基本方針に定めるガバメントクラウドを使用する。
- (2) 標準仕様書に準拠した住民記録システムの開発・保守委託について追記 (P 18、P 20)  
標準仕様書に準拠した住民記録システムの環境構築及び保守業務を行うにあたっては、高度な専門技術や知識が必要であることから、当該業務を専門事業者に委託する。
- (3) ガバメントクラウドにおける特定個人情報の保管場所・消去方法について追記 (P 23)
  - ① 保管場所  
特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
  - ② 消去方法  
特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。また、HDDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、ガイドラインや国際規格 (NIST 800-88、ISO/IEC27001等) にしたがって確実にデータを消去する。

### III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

IIのア～ウのファイルを取り扱う際に想定されるリスクを分析し、当該リスクを軽減するための措置について記載している。

#### 【今回の主な変更点】

(1) ガバメントクラウドにおける特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的・技術的対策について追記（評価書P48、P49）

##### ① 物理的な対策の内容

ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ評価制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。また、事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

##### ② 技術的な対策の内容

国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっており、地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じている。クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やサイバー攻撃（DDos）対策を24時間365日講じ、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。

ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。

### IV その他のリスク対策

自己点検、監査、従業員に対する教育・啓発等について記載している。

### V 開示請求、問合せ

特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せについて記載している。

### VI 評価実施手続

特定個人情報保護評価の各手続（意見聴取の方法など）について記載している。

#### 【今回の実施内容】

(1) 国民・住民等からの意見の聴取の実施日及び実施期間

令和5年10月5日から11月6日までの33日間で実施

(2) 意見の聴取結果

聴取による意見なし

(3) 第三者点検の実施日

令和5年10月5日から11月30日まで

(4) 第三者点検の結果

名称変更、文言や内容の整理 等

### その他文言の調整

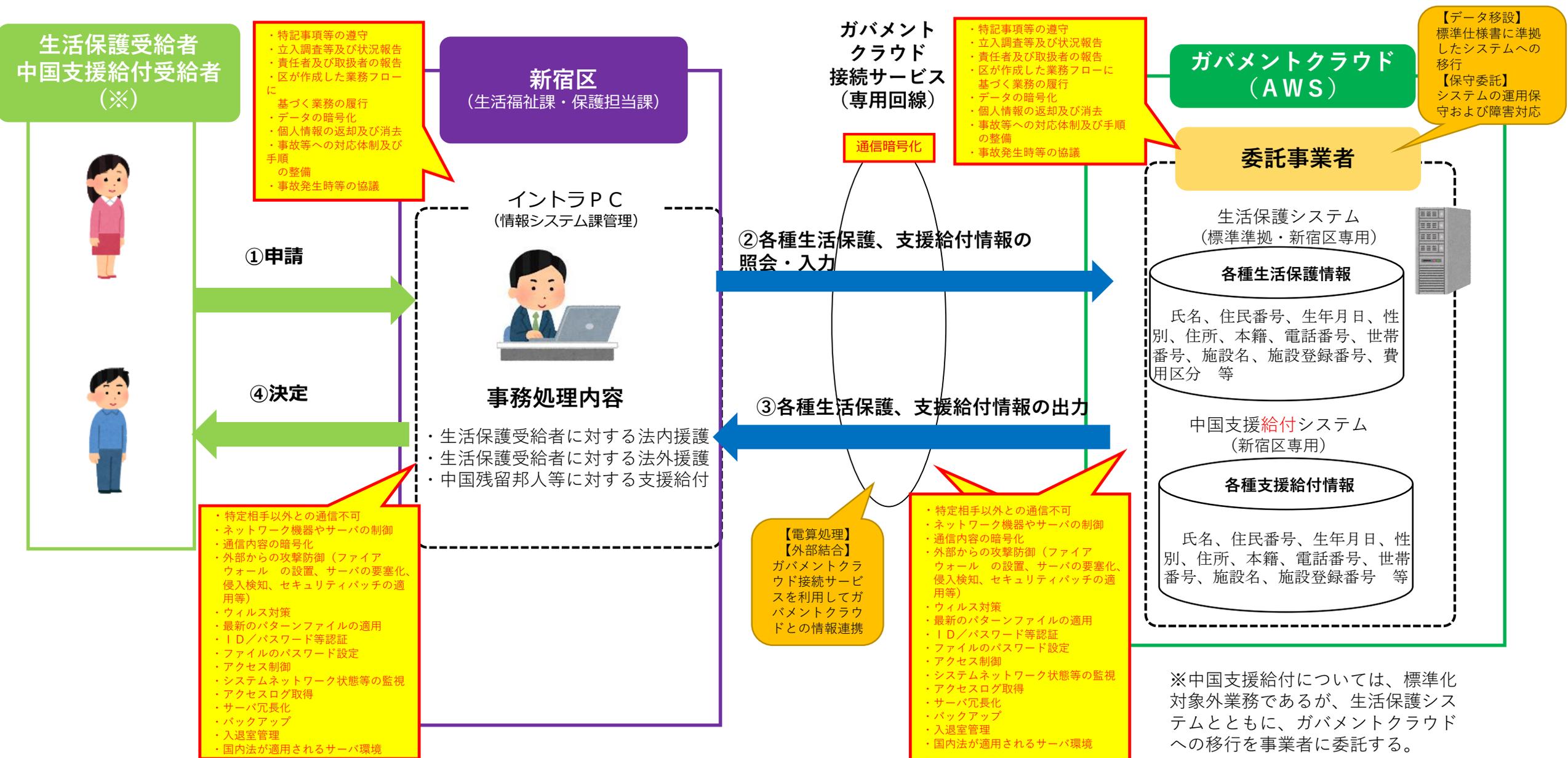
誤記や名称の変更に伴い文言の調整を行った。

地方公共団体情報システム標準化に対応した生活保護システムへの移行等について  
(No. 3 3)

<b>事業名</b>	地方公共団体情報システム標準化に対応した生活保護システムへの移行
<b>担当課</b>	生活福祉課、保護担当課
<b>区分</b>	電算処理、外部結合、業務委託
<b>目的</b>	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年法律第40号)(以下「標準化法」という。)に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に対応し、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。
<b>対象者</b>	生活保護受給者(日本国籍を有しない者を含む)、中国残留邦人等に対する支援給付受給者
<b>事業内容</b>	<p>1 概要</p> <p><b>【生活保護システム】</b></p> <p>生活保護システムは、平成21年1月から株式会社アイネスのシステムを導入し、稼働している。その後、いくつかの改修を経て、現在に至っている。</p> <p>その一方、自治体ごとの情報システムのカスタマイズによって次の事態が生じている。</p> <p>①維持管理や制度改正時の改修において、個別の対応を余儀なくされ負担が大きい。</p> <p>②情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない。</p> <p>③住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国に普及させることが難しい。</p> <p>このような状況を踏まえ、地方公共団体に対し、生活保護事務をはじめとする標準化対象事務について、標準化基準(標準仕様書)に適合した情報システム(以下「標準準拠システム」という。)の利用を義務付ける、「標準化法」が令和3年9月1日に施行され、令和7年度末までに生活保護システムを標準化へ対応することが求められている。</p> <p>本法律に基づき、生活保護システムを標準化することで、今後見込まれる様々な制度改正などの際には、その都度、国が標準仕様書を改版し、各自治体に提供することで、人的、財政的な負担が軽減され、行政運営が効率化される。</p> <p>併せて、標準化法第10条により、標準準拠システムの利用において、ガバメントクラウドの利用を第一に検討することとされている。セキュリティ面やコスト面等が優れていることから、デジタル庁が提供するガバメントクラウドシステムを利用し、運用を行う。</p> <p><b>【中国支援給付システム】</b></p> <p>中国残留邦人等に対する支援給付制度は、生活保護制度に準拠した制度であり、中国支援給付システムは生活保護システムと一体として運用してきた。そのため、生活保護システム標準化対応後についても、生活保護システムと密接に関連しているシステムとして、ガバメントクラウドへ移行する。</p>

	<p>2 電算処理、外部結合、業務委託の付議内容</p> <p>(1) 電算処理  「標準化法」に基づき生活保護受給世帯に対する法内援護を処理するシステムを「生活保護システム標準仕様書」に準拠したシステムへ移行する。また、生活保護システムと密接に関連する中国支援給付システムについてもガバメントクラウドへ移行するにあたり、機能改修を行う。</p> <p>(2) 外部結合  生活保護システム標準化にあたり、デジタル庁が提供するガバメントクラウド上に事業者が構築する標準準拠システムを運用し、ガバメントクラウドとの結合を行う。併せて、中国支援給付システムについてもガバメントクラウドとの結合を行う。</p> <p>(3) 業務委託  ①生活保護システム標準化にあたり、前項（1）電算処理および（2）外部結合に係るシステムへの移行業務を委託する。  ②前項①において移行した生活保護システムについて、運用保守業務を委託する。</p> <p>3 対象者数</p> <p>生活保護受給世帯数（令和5年10月1日時点）  受給世帯数・・・・・・・・・・8, 676世帯  受給人員・・・・・・・・・・9, 668人</p> <p>中国残留邦人等に対する支援給付受給世帯数  （令和5年10月1日時点）  受給世帯数・・・・・・・・・・21世帯  受給人員・・・・・・・・・・32人</p>
<p>個人情報の流れ及び情報保護対策</p>	<p>別紙のとおり</p>

# 生活保護システムの地方公共団体情報システム標準化に対応した生活保護システムへの移行に係る個人情報の流れ



- ・特記事項等の遵守
- ・立入調査等及び状況報告
- ・責任者及び取扱者の報告
- ・区が作成した業務フローに基づく業務の履行
- ・データの暗号化
- ・個人情報の返却及び消去
- ・事故等への対応体制及び手順の整備
- ・事故発生時等の協議

- ・特記事項等の遵守
- ・立入調査等及び状況報告
- ・責任者及び取扱者の報告
- ・区が作成した業務フローに基づく業務の履行
- ・データの暗号化
- ・個人情報の返却及び消去
- ・事故等への対応体制及び手順の整備
- ・事故発生時等の協議

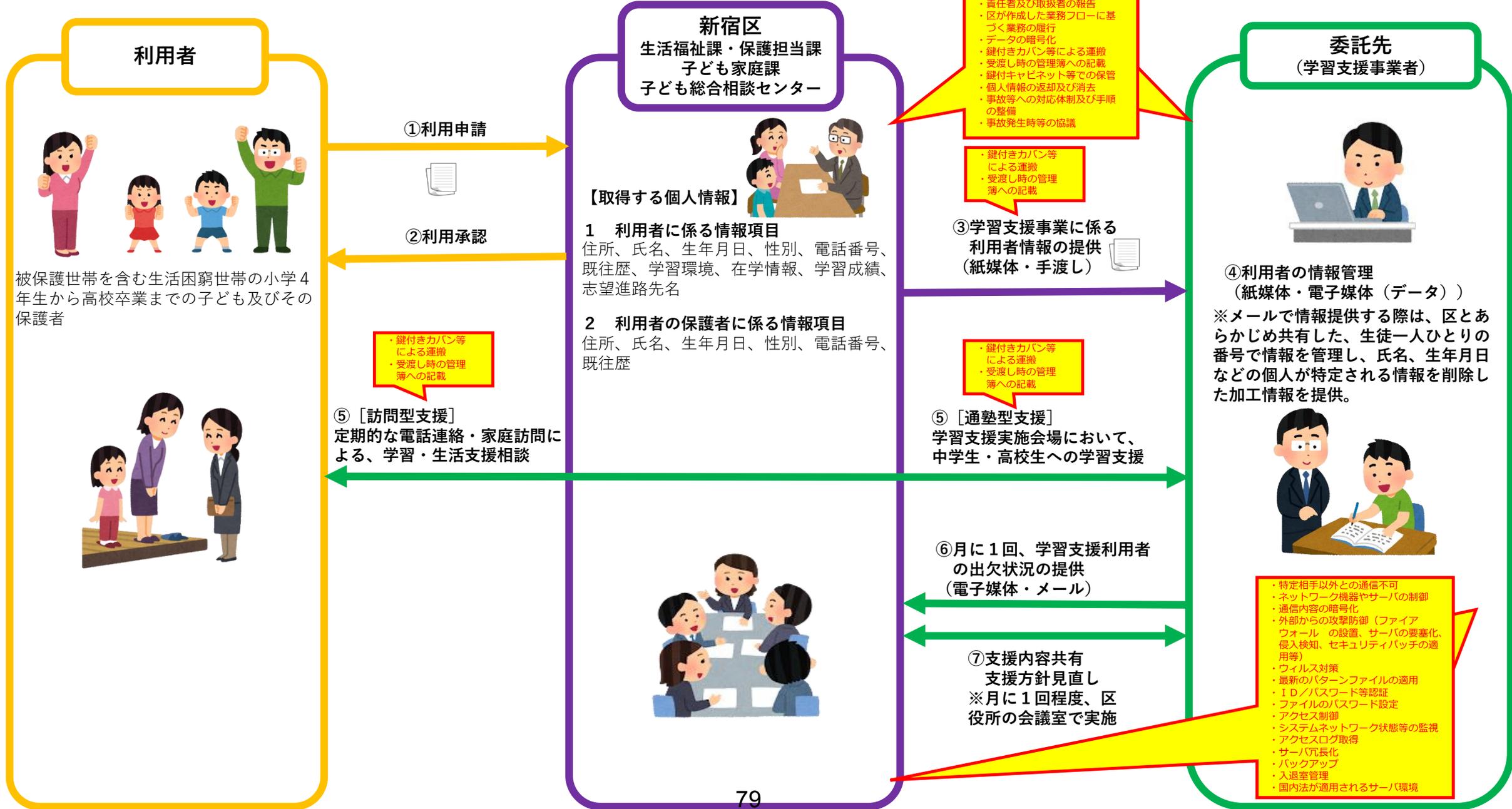
- ・特定相手以外との通信不可
- ・ネットワーク機器やサーバの制御
- ・通信内容の暗号化
- ・外部からの攻撃防御（ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等）
- ・ウイルス対策
- ・最新のパターンファイルの適用
- ・ID/パスワード等認証
- ・ファイルのパスワード設定
- ・アクセス制御
- ・システムネットワーク状態等の監視
- ・アクセスログ取得
- ・サーバ冗長化
- ・バックアップ
- ・入退室管理
- ・国内法が適用されるサーバ環境

- ・特定相手以外との通信不可
- ・ネットワーク機器やサーバの制御
- ・通信内容の暗号化
- ・外部からの攻撃防御（ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等）
- ・ウイルス対策
- ・最新のパターンファイルの適用
- ・ID/パスワード等認証
- ・ファイルのパスワード設定
- ・アクセス制御
- ・システムネットワーク状態等の監視
- ・アクセスログ取得
- ・サーバ冗長化
- ・バックアップ
- ・入退室管理
- ・国内法が適用されるサーバ環境

生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業の業務の委託について（対象者の拡大及び委託内容の変更）（No.34）

事業名	生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業
担当課	生活福祉課、保護担当課、子ども家庭課、子ども家庭支援課
区分	業務委託
目的	貧困の連鎖を防止するため
対象者	区で生活保護を受給している世帯（以下「被保護世帯」という。）を含む生活困窮世帯の小学4年生から高校卒業までの子ども及びその保護者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>区では、平成25年6月から、被保護世帯の中学生について、高等学校への進学率を高め、安定した就労の機会を増やし、経済的自立を助長することをもって「貧困の連鎖」の防止を図るため、被保護世帯の中学生及び、その保護者を対象とした、子どもの学習・生活支援事業を実施している（平成25年度第1回情報公開・個人情報保護審議会了承済み）。平成26年度からは、本事業を利用して高校に進学した生徒に対し、高等学校生活を定着させ、中退防止を目的とした支援を行うため、高等学校に進学した年の8月まで学習支援を行えるよう、支援の対象期間を拡大した（平成26年度第2回同審議会了承済み）。また、平成27年度からは、生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い、対象者が、被保護世帯から生活困窮世帯に拡大された（平成26年度第8回同審議会了承済み）。</p> <p>生活困窮世帯の中学生については、これまでの支援により、高い割合で高等学校等への進学を果たしている。一方で、進学後については、一般世帯と比べて、中退率が高いこと、大学等への進学率が低いことが指摘されている。</p> <p>こうした状況を打破し、貧困の連鎖を防止するためには、高校卒業後の大学や専門学校等への進学や資格取得、就職、職業訓練の受講等、本人の希望を踏まえた多様な進路選択が自然とできるよう環境を改善することが重要である。</p> <p>そのため、令和6年度においては、これまでの通塾型支援の対象年齢を拡大するとともに、委託事業者による訪問型支援を新規導入することで、新たな支援の枠組みを創設する。</p> <p>2 業務委託の付議内容</p> <p>支援の対象者に対し、個別の状況に応じた、きめ細かな支援を行うため、学習支援に関する専門性を有する事業者に業務を委託する。</p> <p>(1) 通塾型支援 対象者 中学一年生から高校卒業までの子どもとその保護者 ※従来は、中学一年生から高校一年生までが対象</p> <p>(2) 訪問型支援 対象者 小学四年生から高校卒業までの子どもとその保護者 ※今回、新たに導入する支援</p> <p>3 対象者数</p> <p>(1) 通塾型支援 50世帯（見込み） (2) 訪問型支援 150世帯（見込み）</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

# 子どもの学習・生活支援事業における個人情報の流れ



社会保障・税番号制度の導入に伴う団体内統合宛名等システム及び新宿区自治体中間サーバの開発について（事務の追加）（No.35）

事業名	団体内統合宛名等システム及び新宿区自治体中間サーバの整備 ※追加する事務 ①外国人生活保護事務、②新宿区子ども医療費助成事業
担当課	生活福祉課及び保護担当課、子ども家庭課、情報システム課 ※追加する事務の担当課 ①生活福祉課及び保護担当課、②子ども家庭課
区分	電算処理、外部結合、業務委託
目的	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）別表第2及び新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例（以下「利用条例」という。）第3条・第4条に定める事務に係る情報利用・連携を可能とする。 ※追加する事務の目的 ①外国人生活保護事務の実施のため ②従来の健康保険証廃止に伴う、個人番号利用による健康保険証情報の確認
対象者	別表第2及び利用条例第3条・第4条に定める事務の対象となる新宿区の住民基本台帳に記録されている住民及び住民登録外者 ※追加する事務の対象者 ①外国人生活保護受給者 ②「新宿区子どもの医療費の助成に関する条例」第3条に規定する助成を受ける資格のある子ども
事業内容	1 概要 区では、社会保障・税番号制度の導入に伴い、番号法別表第2及び新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第3条・第4条に定める事務に係る情報利用・連携を可能とするため、団体内統合宛名等システム及び新宿区自治体中間サーバを開発し、運用している（平成27年度第9回情報公開・個人情報保護審議会了承済み）。 この度、以下のとおり、規則を改正し①及び②事務を新たに追加する。 （1）外国人生活保護事務は、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている。そのため、利用条例による規定が存在する場合を除き、マイナンバーの利用範囲の対象外となることから、厚生労働省社会局長通知に基づき、処理を行ってきた。 今回、厚生労働省より、「身体障害者福祉法施行規則等の一部を改正する省令による生活保護法施行規則の改正について」の通知が発出され、保護開始の申請、就労自立給付金の支給の申請又は進学準備給付金の支給における記載事項の規定に個人番号を列挙することで、申請者本人から個人番号を求めることが、明確化された。今後は、規則改正をし、番号法別表第1に記載されている、「就労自立給付金」、「進学準備給付金」及びその他の事務について、区独自の個人番号利用事務を追加する。 （2）子ども医療費助成事業について、国は、令和6年秋にマイナンバーカードと健康保険証を一体化させ、従来の健康保険証を廃止する方針を決めた。これにより、区が行っている、子どもに係る医療費の自己負担分を助成することを目的とした、子ども医療費助成事業において、健康保険証による資格確認ができなくなることから、今後は、個人番号利用による

	<p>資格確認を行う必要があるため、新たに区独自の個人番号利用事務を追加する。</p> <p>また、団体内統合宛名等システムを活用して、条例に基づく医療証の受給者である、子どもの健康保険証情報を取得するため、個人番号を利用した情報連携により、庁内連携を行う。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容 新たな個人番号利用事務及び事務処理に必要な庁内連携情報項目を追加する。</p> <p>3 対象者数 ① 664人（令和5年10月末時点） ② 35,956人（令和5年10月末時点）</p>
<p><b>追加事務及び追加連携項目</b></p>	<p>別紙のとおり</p>

個人番号利用 新規事務一覧 令和6年10月(予定)

No	事務	事務事業	情報名	担当課
1	独自事務	新宿区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則第5条第1項の規定による受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	新宿区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則第5条第1項の規定による受給資格の認定の申請に関する情報	子ども家庭課
2	独自事務	新宿区子どもの医療費の助成に関する条例第6条の2第1項の規定による届出に係る事実についての審査に関する事務	新宿区子どもの医療費の助成に関する条例第6条の2第1項の規定による届出に関する情報	
3	独自事務	生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する就労自立給付金の支給に関する情報	生活福祉課、 保護担当課
4	独自事務	生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する進学準備給付金の支給に関する情報	
5	独自事務	生活保護法第55条の8第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務	生活保護法第55条の8第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する健康管理支援事業の実施に関する情報	
6	独自事務	生活保護法第63条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に要する費用の返還に関する事務	生活保護法第63条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に要する費用の返還に関する情報	
7	独自事務	生活保護法第77条第1項又は生活保護法第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に要する費用等に係る徴収金の徴収(生活保護法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に要する費用等に係る徴収金の徴収を含む。)に関する事務	生活保護法第77条第1項又は生活保護法第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に要する費用等に係る徴収金の徴収(生活保護法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に要する費用等に係る徴収金の徴収を含む。)に関する情報	

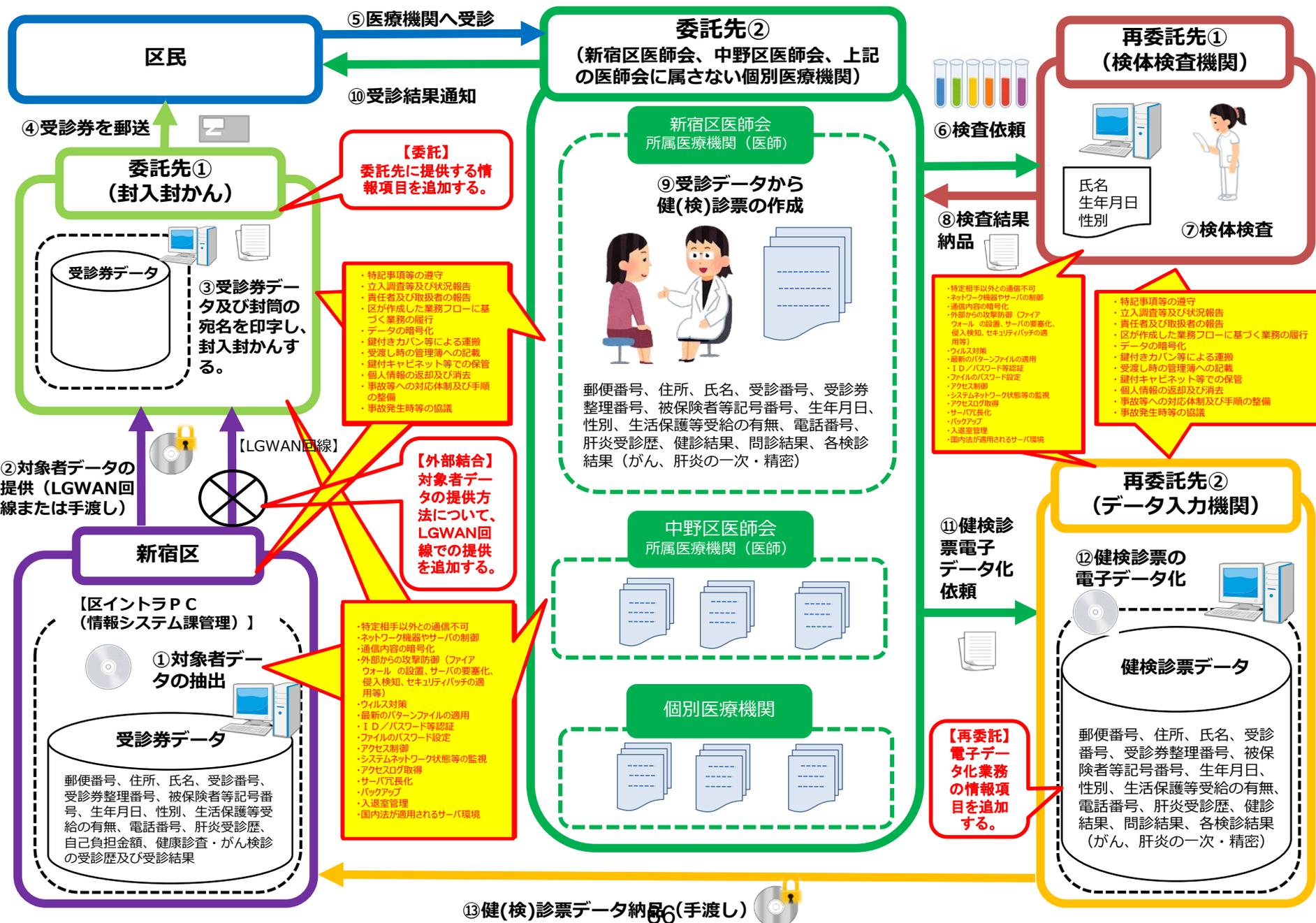
個人番号利用 庁内連携・他機関連携状況一覧 令和6年10月(予定)

No	事務	事務事業	担当課	利用する情報	利用する情報の項目	利用目的	情報の保有課
1	独自事務	新宿区子ども医療費助成事業	子ども家庭課	住民票関係情報	氏名、生年月日、性別、区民となった年月日又は外国人住民となった年月日、住所及び住所を定めた年月日、新たに住所を定めた者については、その届出年月日(職権記載等を行った者についてはその年月日)及び従前の住所。転出をした者については、その届出年月日及び転出日、転出先の住所・個人番号・国民年金被保険者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの、住民票コード(番号、記号その他の符号であって、総務省令で定めるもの)、併記名、通称、中長期在留者については、中長期在留者である旨、在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日並びに在留カードの番号、特別永住者については、特別永住者である旨、特別永住者証明書の番号、出生による経過滞在者については、出生による経過滞在者である旨、氏名のカタカナ表記、住民番号及び世帯番号	助成判定事務	戸籍住民課

<b>事業名</b>	健康診査・がん検診・肝炎ウイルス検診
<b>担当課</b>	健康づくり課
<b>区分</b>	外部結合、業務委託
<b>目的</b>	区民の健康増進及び生活習慣病予防のため
<b>対象者</b>	<p>1 健康診査</p> <p>① 16歳から39歳までの区民</p> <p>② 40歳から74歳までの区民（新宿区国民健康保険被保険者、生活保護等受給者）</p> <p>③ 75歳以上の区民（東京都後期高齢者医療制度加入者、生活保護等受給者）</p> <p>2 がん検診</p> <p>① 胃・大腸・肺がん検診：40歳以上の区民</p> <p>② 子宮頸がん検診：20歳以上の女性区民</p> <p>③ 乳がん検診：40歳以上の女性区民</p> <p>④ 前立腺がん検診：50歳以上の男性区民</p> <p>3 肝炎ウイルス検診 50歳以上で受診歴がない区民</p>
<b>事業内容</b>	<p>1 概要</p> <p>区では、新宿区医師会等に健康診査、各種がん検診、肝炎ウイルス検診の業務を委託し、実施している。健康診査（40歳以上）のデータ入力、健（検）診の検体検査業務については、再委託している。（平成24年第7回、平成29年度第2回個人情報保護審議会了承済み）。また、健康診査・がん検診等の受診の際には、それぞれの受診券が必要となるが、年度当初に受診勧奨として、まとめて対象者に送付している（平成29年度第2回個人情報保護審議会了承済み）。</p> <p>2 外部結合、業務委託の付議内容</p> <p>（1）外部結合</p> <p>年度当初の受診券の送付について、従来は対象者データを媒体で受け渡していたが、L G W A N 経由でも行うことができるよう外部結合し、セキュリティ向上や事務処理の効率化を図る。</p> <p>（2）業務委託</p> <p>年度当初に送付する受診券に、過去の健検診の受診履歴や結果等を印字し、区民にとってわかりやすくするため、印刷業者に渡すデータ項目に健康診査・がん検診の受診歴及び受診結果を追加する。</p> <p>（3）再委託</p> <p>既に、各がん検診・肝炎ウイルス検診のデータ入力については、区で行っていたが、システム標準化のデータレイアウトに対応する必要があること、受診率向上に対応するため作業効率化を図る必要があることから、データ入力対象に、がん検診（一次・精密）、肝炎ウイルス検診、若年健康診査（16～39歳）を加え、健検診票のデータ入力の再委託を行う。</p>

	<p>3 対象者数</p> <p>受診券の年度当初送付対象者数 延べ15万人</p> <p>データ入力の対象者数（受診者数）</p> <p>若年健康診査（16～39歳）：約3,000人 がん検診：約75,000人 / 肝炎ウイルス検診：約2,000人</p>
<p>個人情報の 流れ及び情 報保護対策</p>	<p>別紙のとおり</p>

# 健康診査・がん検診業務等の委託に係る個人情報の流れ ※赤色の部分が、今回の付議事項。

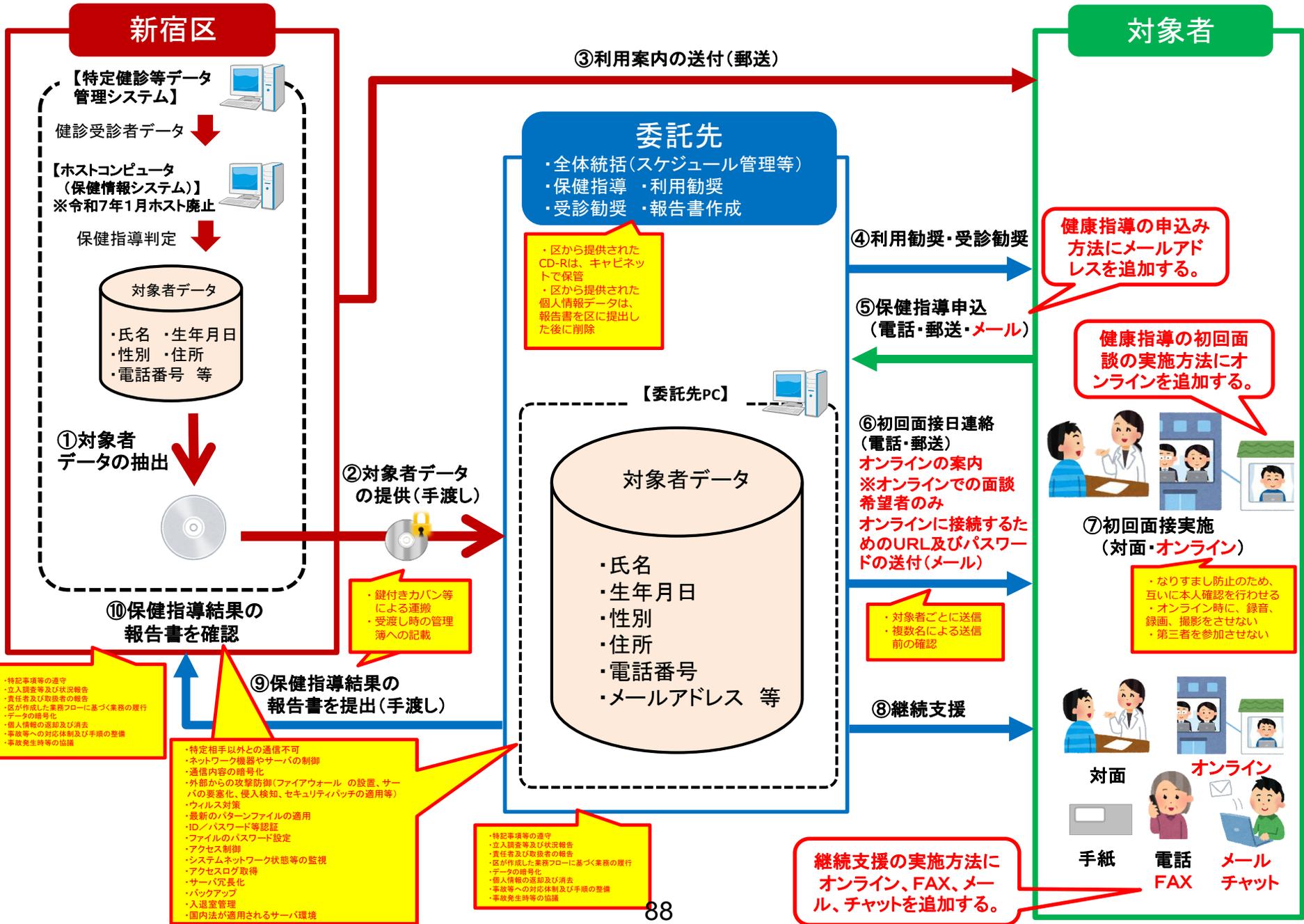


特定健康診査受診者に対する保健指導及び利用勧奨業務等の委託について（情報項目の追加及び委託内容の変更）（No.37）

事業名	特定保健指導・非肥満保健指導・生活習慣病重症化予防事業												
担当課	健康づくり課												
区分	業務委託												
目的	生活習慣病の発症及び重症化の予防												
対象者	特定健康診査を受診し、要保健指導と判定された者												
事業内容	<p>1 概要</p> <p>特定健康診査の結果、生活習慣病の発症リスクの高い者に対し、生活習慣の改善及び生活習慣病の予防のための特定保健指導を実施している。また、特定保健指導の基準には該当しないが、生活習慣病の発症リスクを有する者に対し、平成25年度より非肥満保健指導を実施している。</p> <p>特定保健指導については、医療機関に委託し（平成19年度第7回情報公開・個人情報保護審議会了承済み）、特定保健指導及び非肥満保健指導は、民間事業者へ委託し、実施している（平成24年度第7回同審議会了承済み）。</p> <p>また、対象者が相談しやすい環境を整え、即時に予約受付を可能とすることで利用促進につなげるため、利用勧奨についても同民間事業者へ委託して実施している（平成29年度第5回、平成30年度第6回同審議会了承済み）。</p> <p>さらに、健診結果（血圧・脂質・血糖）が厚生労働省が定める標準的な健診・保健指導プログラムの受診勧奨値を超えている者に対し、受診勧奨を行えるよう、委託内容の変更を行った（平成30年度第6回同審議会了承済み）。</p> <p>この度、厚生労働省の「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」において、保健指導の継続支援について、面接（対面、オンライン）、電話、電子メール、FAX、手紙、チャットといった、対象者への支援方法について、あらためて示された。現在、当区の保健指導は、面接、電話、手紙により行っているが、対象者と電話が繋がりにくい場合、手紙だと時間を要してしまい、支援期間が長期化する場合がある。対象者の利便性向上を図るとともに、効果的・効率的な保健指導の実施するため、支援の実施方法に電子メールを追加する。また、面接相談の実施方法にオンラインによる支援を追加する。</p> <p>2 業務委託の付議内容</p> <p>保健指導の実施方法について、電子メールでの指導やオンラインによる面接相談が行えるよう、委託内容の変更を行う。</p> <p>3 対象者数</p> <table border="0"> <tr> <td>特定保健指導</td> <td>約300名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非肥満保健指導</td> <td>約100名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用勧奨（特定保健指導・非肥満保健指導）</td> <td></td> <td>約2,000名</td> </tr> <tr> <td>受診勧奨（特定保健指導重複者含む）</td> <td></td> <td>約500名</td> </tr> </table>	特定保健指導	約300名		非肥満保健指導	約100名		利用勧奨（特定保健指導・非肥満保健指導）		約2,000名	受診勧奨（特定保健指導重複者含む）		約500名
特定保健指導	約300名												
非肥満保健指導	約100名												
利用勧奨（特定保健指導・非肥満保健指導）		約2,000名											
受診勧奨（特定保健指導重複者含む）		約500名											
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり												

# 【特定保健指導・非肥満保健指導等における個人情報の流れ】

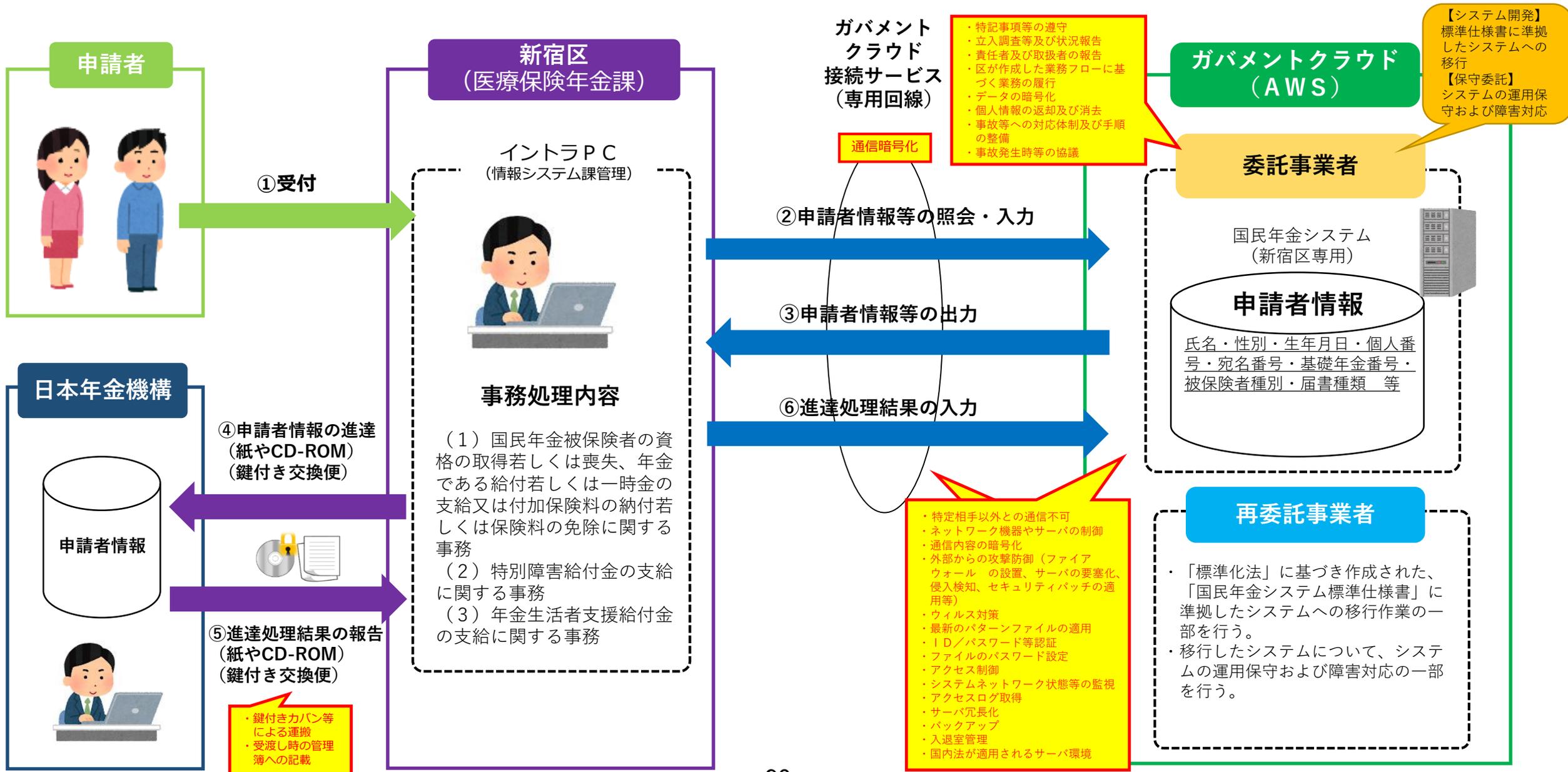
※赤色の部分が、今回の付議事項。



地方公共団体情報システム標準化に対応した国民年金システムへの移行等について（委託内容の変更）(No.38)

事業名	地方公共団体情報システム標準化に対応した国民年金システムへの移行						
担当課	医療保険年金課						
区分	業務委託						
目的	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年法律第40号)(以下「標準化法」という。)に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に対応し、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。						
対象者	国民年金被保険者、免除者及び受給権者(日本国籍を有しない者を含む)						
事業内容	<p>1 概要</p> <p>令和3年9月1日に施行された標準化法により、地方公共団体は、国民年金事務をはじめとする標準化対象事務について、標準化基準(標準仕様書)に適合した情報システム(以下「標準準拠システム」という。)の利用が義務付けられ、国が策定したデジタル・ガバメント実行計画により令和7年度末までに標準準拠システムに移行することとされた。</p> <p>このため、国民年金システムを標準準拠システムに移行することとし、当該標準準拠システムは、セキュリティ面やコスト面等が優れている標準化法第10条に規定するデジタル庁が提供するガバメントクラウドシステムを利用し、運用を行うものとする。</p> <p>2 業務委託の付議内容</p> <p>(1) 業務委託</p> <p>上記の事業実施にあたり、標準準拠システムへの移行業務及び運用保守業務を委託する(令和5年度第5回新宿区個人情報保護管理運営会議で承認済み)。</p> <p>(2) 再委託</p> <p>委託業者より、標準準拠システムへの移行業務及び運用保守業務の体制を強化するため、委託業務の一部を再委託したい旨の申し入れがあった。当該再委託先はISO27001及びISMS認証を取得しており、個人情報の取扱いの安全性を確保でき、また、再委託により委託業務を遂行する体制がより強化されることから再委託を承諾する。</p> <p>3 対象者数</p> <p>国民年金(基礎年金)</p> <table border="0"> <tr> <td>被保険者(第1号被保険者)</td> <td>64,744名(令和5年3月末現在)</td> </tr> <tr> <td>免除者</td> <td>25,109名(令和5年3月末現在)</td> </tr> <tr> <td>受給権者</td> <td>62,837名(令和5年3月末現在)</td> </tr> </table>	被保険者(第1号被保険者)	64,744名(令和5年3月末現在)	免除者	25,109名(令和5年3月末現在)	受給権者	62,837名(令和5年3月末現在)
被保険者(第1号被保険者)	64,744名(令和5年3月末現在)						
免除者	25,109名(令和5年3月末現在)						
受給権者	62,837名(令和5年3月末現在)						
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり						

# 地方公共団体情報システム標準化に対応した国民年金システムへの移行等に係る個人情報の流れ



地方公共団体情報システム標準化に対応した国民年金システムへの移行について（特定個人情報保護評価のパブリックコメント等の実施結果）（No.39）

事業名	地方公共団体情報システム標準化に対応した国民年金システムへの移行
担当課	医療保険年金課
区分	電算処理（特定個人情報保護評価のパブリックコメント等の実施結果）
目的	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年法律第40号)（以下「標準化法」という。）に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に対応し、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。
対象者	新宿区（以下「区」という。）の住民基本台帳に記録されている者及び区が備える住民基本台帳に記録されていた者であって区が保存する削除された住民票に記録されている者並びに「新宿区住民基本台帳制度の適正な運用に関する条例」に規定する請求等を行った者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>地方公共団体に対し、国民年金事務をはじめとする標準化対象事務について、標準化基準（標準仕様書）に適合した情報システム（以下「標準準拠システム」という。）の利用を義務付ける、「標準化法」が令和3年9月1日に施行され、令和7年度末までに国民年金システムを標準化へ対応することが求められている。</p> <p>それに伴い、標準準拠システムの利用において、デジタル庁が提供するガバメントクラウドシステムを利用し、運用を行う必要があることから、電算処理等を行うこととした（令和5年度第5回個人情報保護管理運営会議承認済み）。</p> <p>また、地方公共団体情報システム標準化に対応した国民年金システムの移行に係る特定個人情報保護評価書の見直しについては、個人情報保護委員会の指針に定める「重要な変更」に該当するため、特定個人情報保護評価（全項目評価）を再実施することについて報告した（令和5年度第6回管理運営会議承認済み）。</p> <p>その後、全項目評価書（素案）に対するパブリック・コメントを実施し、個人情報保護及び情報システム等の専門的な知見を有する外部の第三者による点検（以下「第三者点検」という。）を行った。これらの実施結果を踏まえ、基礎項目評価書及び全項目評価書を個人情報保護委員会へ提出するとともに公表する。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>パブリック・コメントの実施結果及び、第三者点検の実施結果を踏まえた評価書の変更点について報告する。</p> <p>(1) パブリック・コメントの実施結果</p> <p>ア 実施期間 令和5年10月5日から令和5年11月6日まで</p> <p>イ 実施内容 医療保険年金課、区政情報課、各特別出張所、区政情報センター、区立図書館において資料を閲覧及び配布に供するとともに、区ホームページ及び広報新宿（令和5年10月5日号）への掲載により意</p>

	<p>見を募集し、郵送、ファックス、窓口持参及び区ホームページにて受付を行った。</p> <p>ウ 意見提出者 1名（2件）</p> <p>(2) 第三者点検実施結果</p> <p>ア 実施期間 令和5年10月20日（金）から令和5年12月12日（火）まで</p> <p>イ 受託事業者 株式会社RSコネクト</p> <p>ウ 点検結果 評価書は、「区が国に公表するに当たり、概ね適正な内容となっている」と判断された。その上で、詳細箇所について修正すべき点の指摘があった。</p> <p>3 対象者数</p> <p>国民年金（基礎年金）（令和5年3月末現在）</p> <table data-bbox="421 882 1094 1014"> <tr> <td>被保険者（第1号被保険者）</td> <td>64,744名</td> </tr> <tr> <td>免除者</td> <td>25,109名</td> </tr> <tr> <td>受給権者</td> <td>62,837名</td> </tr> </table>	被保険者（第1号被保険者）	64,744名	免除者	25,109名	受給権者	62,837名
被保険者（第1号被保険者）	64,744名						
免除者	25,109名						
受給権者	62,837名						
<p>全項目評価書の概要</p>	<p>別紙のとおり</p>						

# 国民年金事務における特定個人情報保護評価書 (全項目評価書)の概要

## I 基本情報

国民年金に関する事務の内容、同事務において使用するシステムの機能、同事務において特定個人情報ファイルを取り扱う理由等を記載している。

## II 特定個人情報ファイルの概要

以下のファイルについて、取扱い方法や、記録される項目等を記載している。

- ・ 国民年金情報ファイル  
国民年金に関する記録・管理を正確に行うためのファイル

### 【今回の主な変更点】

- (1) 標準仕様書準拠システムへの移行に伴う連携システム及び事務の流れについて追記 (P 7、P 9、P 11)  
標準仕様書準拠システムへ移行後の連携システム及び特定個人情報の流れについて追記。  
※移行後は標準化基本方針に定めるガバメントクラウドを使用する。
- (2) 標準仕様書に準拠した国民年金システムの開発・保守委託について追記 (P 15)  
標準仕様書に準拠した国民年金システムの環境構築及び保守業務を行うにあたっては、高度な専門技術や知識が必要であることから、当該業務を専門事業者に委託する。
- (3) ガバメントクラウドにおける特定個人情報の保管場所・消去方法について追記 (P 17)
  - ① 保管場所  
特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
  - ② 消去方法  
特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。また、HDDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、ガイドラインや国際規格 (NIST 800-88、ISO/IEC27001等) にしたがって確実にデータを消去する。

### III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

IIのファイルを取り扱う際に想定されるリスクを分析し、当該リスクを軽減するための措置について記載している。

#### 【今回の主な変更点】

(1) ガバメントクラウドにおける特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的・技術的対策について追記（評価書P25、P26）

##### ① 物理的な対策の内容

ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ評価制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。また、事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

##### ② 技術的な対策の内容

国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっており、地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じている。クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やサイバー攻撃（DDos）対策を24時間365日講じ、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。

ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。

### IV その他のリスク対策

自己点検、監査、従業者に対する教育・啓発等について記載している。

### V 開示請求、問合せ

特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せについて記載している。

### VI 評価実施手続

特定個人情報保護評価の各手続（意見聴取の方法など）について記載している。

#### 【今回の実施内容】

(1) 国民・住民等からの意見の聴取の実施日及び実施期間

令和5年10月5日から11月6日までの33日間で実施

(2) 意見の聴取結果

1名（2件）

(3) 第三者点検の実施日

令和5年10月30日から12月28日まで

(4) 第三者点検の結果

名称変更、文言や内容の整理 等

### その他文言の調整

名称変更や制度改正等に伴う文言の整理を行った。

地方公共団体情報システム標準化に対応した国保標準システムへの移行等について（特定個人情報保護評価のパブリック・コメント等の実施結果）（No.40）

事業名	地方公共団体情報システム標準化に対応した国保標準システムへの移行等
担当課	医療保険年金課
区分	電算処理、外部結合（特定個人情報保護評価のパブリック・コメント等の実施結果）
目的	<p>「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）（以下「標準化法」という。）に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に対応した国保標準システムに移行し、住民の利便性の向上及び地方公共団体運営の効率化に寄与することを目的とする。また、クラウド移行後の次期国保情報集約システムの利用を継続することで、国民健康保険事務の安定運用の継続を図る。</p>
対象者	新宿区国民健康保険の被保険者（元被保険者を含む）及びその世帯員
事業内容	<p>1 概要</p> <p>地方公共団体に対し、国民健康保険事務をはじめとする標準化対象事務について、標準化基準（標準仕様書）に適合した情報システムの利用を義務付ける「標準化法」が令和3年9月1日に施行され、令和7年度末までに国民健康保険の業務システムを標準化へ対応することが求められている。標準準拠システムの利用において、デジタル庁が提供するガバメントクラウドシステムを利用し、運用を行う必要があることから、電算処理等を行うこととした（令和5年度第6回個人情報保護管理運営会議承認済み）。</p> <p>また、「被保険者の資格管理」、「高額療養費多数回管理」の一部の国民健康保険事務を都道府県単位で行う等の目的で使用している国保情報集約システムが令和6年度末で保守期限を迎え、この機器更改にあわせて次期国保情報集約システムがクラウド化されることが決定された。クラウド移行後の次期国保情報集約システムの利用を継続する必要があることから、外部結合等を行うこととした（令和5年度第5回個人情報保護管理運営会議承認済み）。</p> <p>これらのシステムの移行に係る特定個人情報保護評価書の見直しについては、個人情報保護委員会の指針に定める「重要な変更」に該当するため、特定個人情報保護評価（全項目評価）を再実施することについて報告した（令和5年度第7回個人情報保護管理運営会議承認済み）。</p> <p>その後、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（素案）に対するパブリック・コメントを実施し、個人情報保護及び情報システム等の専門的な知見を有する外部の第三者による点検（以下「第三者点検」という。）を行った。これらの実施結果を踏まえ、基礎項目評価書及び全項目評価書を個人情報保護委員会へ提出するとともに公表する。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>パブリック・コメント及び第三者点検の実施結果を踏まえた全項目評価書の変更点について報告する。</p>

	<p>(1) パブリック・コメントの実施結果</p> <p>ア 実施期間 令和5年10月5日(木)から令和5年11月6日(月)まで</p> <p>イ 実施内容 医療保険年金課、区政情報課、区政情報センター、特別出張所及び区立図書館において資料の閲覧・配布に供するとともに、区ホームページ及び広報新宿(令和5年10月5日号)への掲載により意見を募集し、郵送、ファックス、窓口持参及び区ホームページにて受付を行った。</p> <p>ウ 意見提出者 0名(0件)</p> <p>(2) 第三者点検の実施結果</p> <p>ア 実施期間 令和5年10月20日(金)から令和5年12月12日(火)まで</p> <p>イ 受託事業者 株式会社RSコネクト</p> <p>ウ 点検結果 評価書は、「区が国に公表するに当たり、概ね適正な内容となっている」と判断された。その上で、詳細箇所について修正すべき点の指摘があった。</p> <p>3 対象者数 85,200人(被保険者数) ※本人数は現存のみであり、管理している全データは10万人以上</p>
全項目評価書の概要	別紙のとおり

# 国民健康保険事務における特定個人情報保護評価書 (全項目評価書)の概要

## I 基本情報

国民健康保険に関する事務の内容、同事務において使用するシステムの機能、同事務において特定個人情報ファイルを取り扱う理由等を記載している。

## II 特定個人情報ファイルの概要

以下4つのファイルについて、取扱い方法や、記録される項目等を記載している。

- (1) 国保賦課ファイル  
保険料賦課に関する事務を行うためのファイル
- (2) 国保資格ファイル  
資格の取得・喪失に関する事務を行うためのファイル
- (3) 国保給付ファイル  
保険給付に関する事務を行うためのファイル
- (4) 国保収滞納ファイル  
保険料の収納・滞納に関する事務を行うためのファイル

### 【今回の主な変更点】

- (1) 標準仕様書準拠システムへの移行に伴う連携システム及び事務の流れについて追記 (P.17～30)  
標準仕様書準拠システムへ移行後の連携システム及び特定個人情報の流れについて追記。  
※移行後は標準化基本方針に定めるガバメントクラウドを使用する。
- (2) 国保情報集約システムのクラウド化に伴う保守委託について追記 (国保資格ファイル、国保給付ファイルのみ) (P.64・65・90・91)  
クラウド移行後のシステムに係るアプリケーション保守業務やシステム運用事務については、東京都国民健康保険団体連合会に委託し、その業務を公益社団法人国民健康保険中央会へ再委託する。
- (3) ガバメントクラウドにおける特定個人情報の保管場所・消去方法について追記 (P.55・80・106・117)
  - ① 保管場所  
特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
  - ② 消去方法  
特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。また、HDDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、ガイドラインや国際規格 (NIST 800-88、ISO/IEC27001等) にしたがって確実にデータを消去する。

### III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

IIのファイルを取り扱う際に想定されるリスクを分析し、当該リスクを軽減するための措置について記載している。

#### 【今回の主な変更点】

(1) ガバメントクラウドにおける特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的・技術的対策について追記（評価書P.161・162）

##### ① 物理的な対策の内容

ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ評価制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。また、事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

##### ② 技術的な対策の内容

国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっており、地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じている。クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やサイバー攻撃（DDos）対策を24時間365日講じ、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。

ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。

### IV その他のリスク対策

自己点検、監査、従業者に対する教育・啓発等について記載している。

### V 開示請求、問合せ

特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せについて記載している。

### VI 評価実施手続

特定個人情報保護評価の各手続（意見聴取の方法など）について記載している。

#### 【今回の実施内容】

- (1) 国民・住民等からの意見の聴取の実施日及び実施期間  
令和5年10月5日（木）から11月6日（月）までの33日間で実施
- (2) 意見の聴取結果  
なし
- (3) 第三者点検の実施日  
令和5年10月20日（金）から12月12日（火）まで
- (4) 第三者点検の結果  
文言や内容の整理等

### その他文言の調整

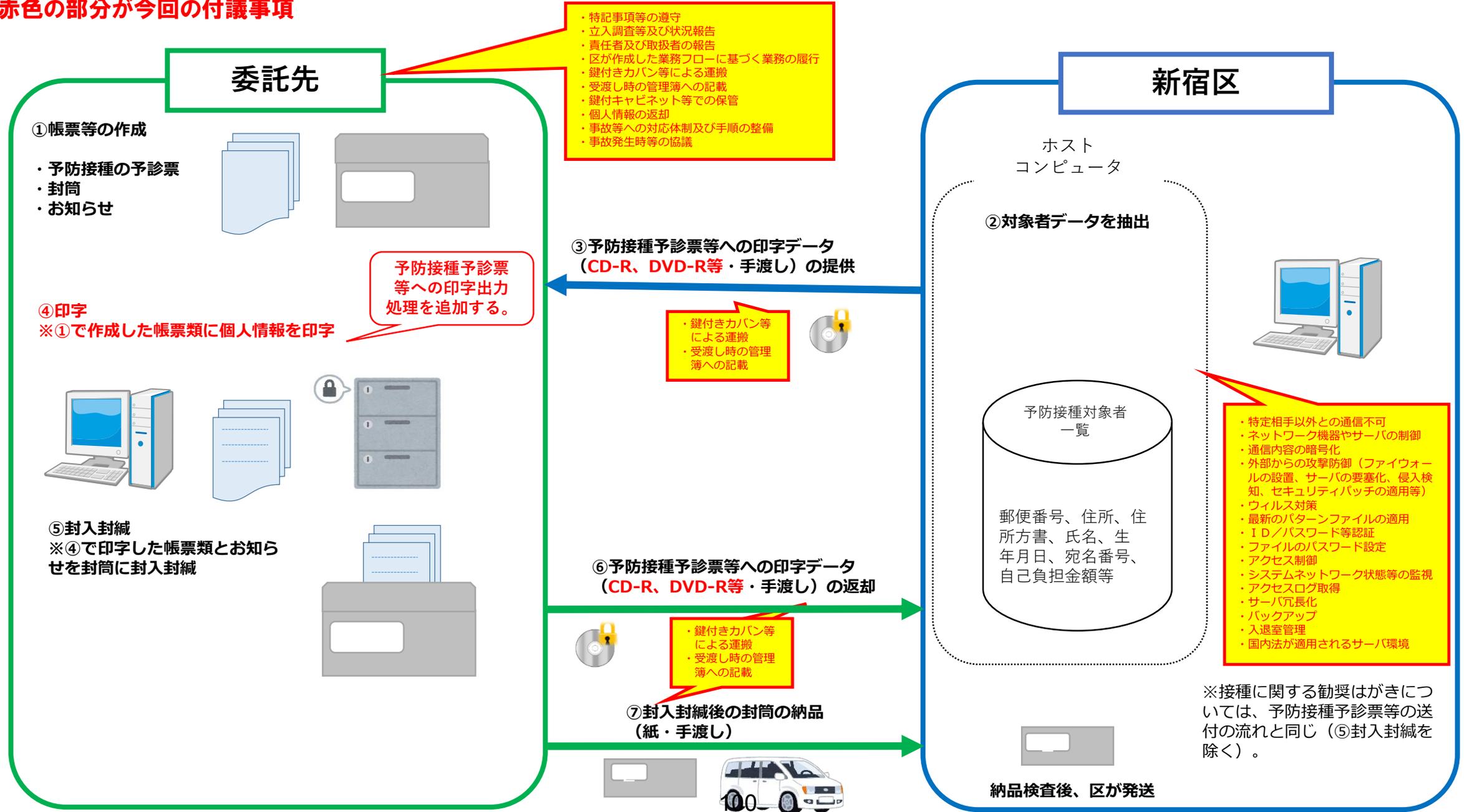
制度改正等に伴う文言の整理を行った。

予防接種予診票等の印字業務の委託について（委託内容の追加）（No.4 1）

事業名	予防接種														
担当課	保健予防課														
区分	業務委託														
目的	区民の健康の保持・増進														
対象者	「予防接種法に定める定期予防接種対象者」及び「新宿区で助成している任意予防接種対象者」														
事業内容	<p>1 概要</p> <p>区では、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を防止するため、予防接種法等に基づき、対象者への予防接種を実施している。本事業については、予防接種予診票等の発送件数が多く、事務の効率化を図るため、事業者業務を委託している（平成22年度第6回情報公開・個人情報保護審議会了承済み）。</p> <p>この度、従来から委託していた業務に加え、「予防接種予診票等への印字出力処理」の業務について、単一業者に合わせて委託することで、さらなる事務の効率化を図る。また、勧奨のはがきについても同様に印字を委託するものとする。</p> <p>2 業務委託の付議内容</p> <p>次の①から③までの業務を委託する。</p> <p>①予防接種予診票等の作成、印刷業務【個人情報の取り扱いなし】</p> <p>②予防接種予診票等への印字出力処理業務</p> <p>対象者の郵便番号、住所、住所方書、氏名、生年月日、宛名番号、自己負担金額等を予防接種予診票等へ印字出力する。</p> <p>③予防接種予診票等の封入封かん業務、運搬業務</p> <p>3 印字処理件数（年間）</p> <table border="0"> <tr> <td>子どもの予防接種（BCG等の毎月発送）</td> <td>約27,000件</td> </tr> <tr> <td>日本脳炎第2期特例接種者（年1回の随時発送）</td> <td>約1,500件</td> </tr> <tr> <td>麻しん風しん第2期（年1回の随時発送）</td> <td>約2,500件</td> </tr> <tr> <td>高齢者用肺炎球菌予防接種（年1回の随時発送）</td> <td>約11,000件</td> </tr> <tr> <td>風しん第5期（年1回の随時発送）</td> <td>約30,000件</td> </tr> <tr> <td>ヒトパピローマウイルス（年1回の随時発送）</td> <td>約21,000件</td> </tr> <tr> <td>各勧奨はがき（年数回）</td> <td>約58,000件</td> </tr> </table>	子どもの予防接種（BCG等の毎月発送）	約27,000件	日本脳炎第2期特例接種者（年1回の随時発送）	約1,500件	麻しん風しん第2期（年1回の随時発送）	約2,500件	高齢者用肺炎球菌予防接種（年1回の随時発送）	約11,000件	風しん第5期（年1回の随時発送）	約30,000件	ヒトパピローマウイルス（年1回の随時発送）	約21,000件	各勧奨はがき（年数回）	約58,000件
子どもの予防接種（BCG等の毎月発送）	約27,000件														
日本脳炎第2期特例接種者（年1回の随時発送）	約1,500件														
麻しん風しん第2期（年1回の随時発送）	約2,500件														
高齢者用肺炎球菌予防接種（年1回の随時発送）	約11,000件														
風しん第5期（年1回の随時発送）	約30,000件														
ヒトパピローマウイルス（年1回の随時発送）	約21,000件														
各勧奨はがき（年数回）	約58,000件														
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり														

# 予防接種予診票等の印字業務の委託に係る個人情報の流れについて

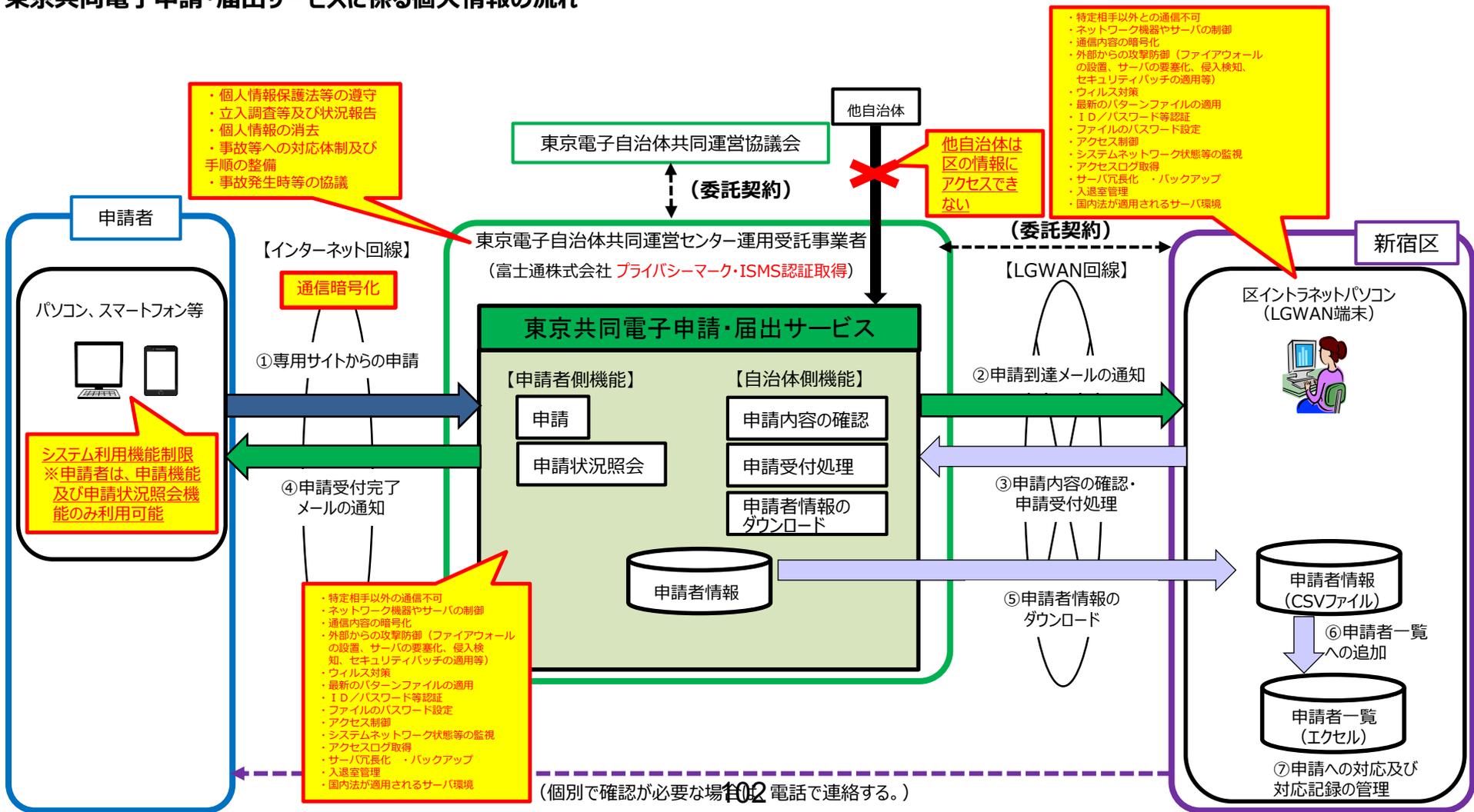
※赤色の部分が今回の付議事項



東京共同電子申請・届出サービスの利用に係る外部結合等について(手続の追加)(No.4 2)

事業名	行政手続のオンライン化等の推進
担当課	行政管理課、情報システム課外2課
区分	外部結合、業務委託
目的	申請者が窓口に来庁することなく、24時間申請手続を可能とするため、行政手続のオンライン化を推進し、区民の利便性の向上を図るため。
対象者	手続の申請者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>区では、平成16年度から東京都及び都内区市町村で構成される東京電子自治体共同運営協議会（東京電子自治体共同運営センター）が提供する「東京共同電子申請・届出サービス」を活用し、子どもや健康、防災、景観などに関する申請やイベントの申込み</p> <p>ている。</p> <p>この度、新たに手続を追加することで、さらなる区民の利便性の向上を図ることとする。</p> <p>2 外部結合及び業務委託の付議内容</p> <p>(1) 外部結合</p> <p>既に外部結合を行っている「東京共同電子申請・届出サービス」において、手続の追加を行う。</p> <p>(2) 業務委託</p> <p>「東京共同電子申請・届出サービス」の運用管理業務を委託する富士通株式会社が取扱う手続の追加を行う。</p> <p>3 対象者</p> <p>約5,400件</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

# 東京共同電子申請・届出サービスに係る個人情報の流れ

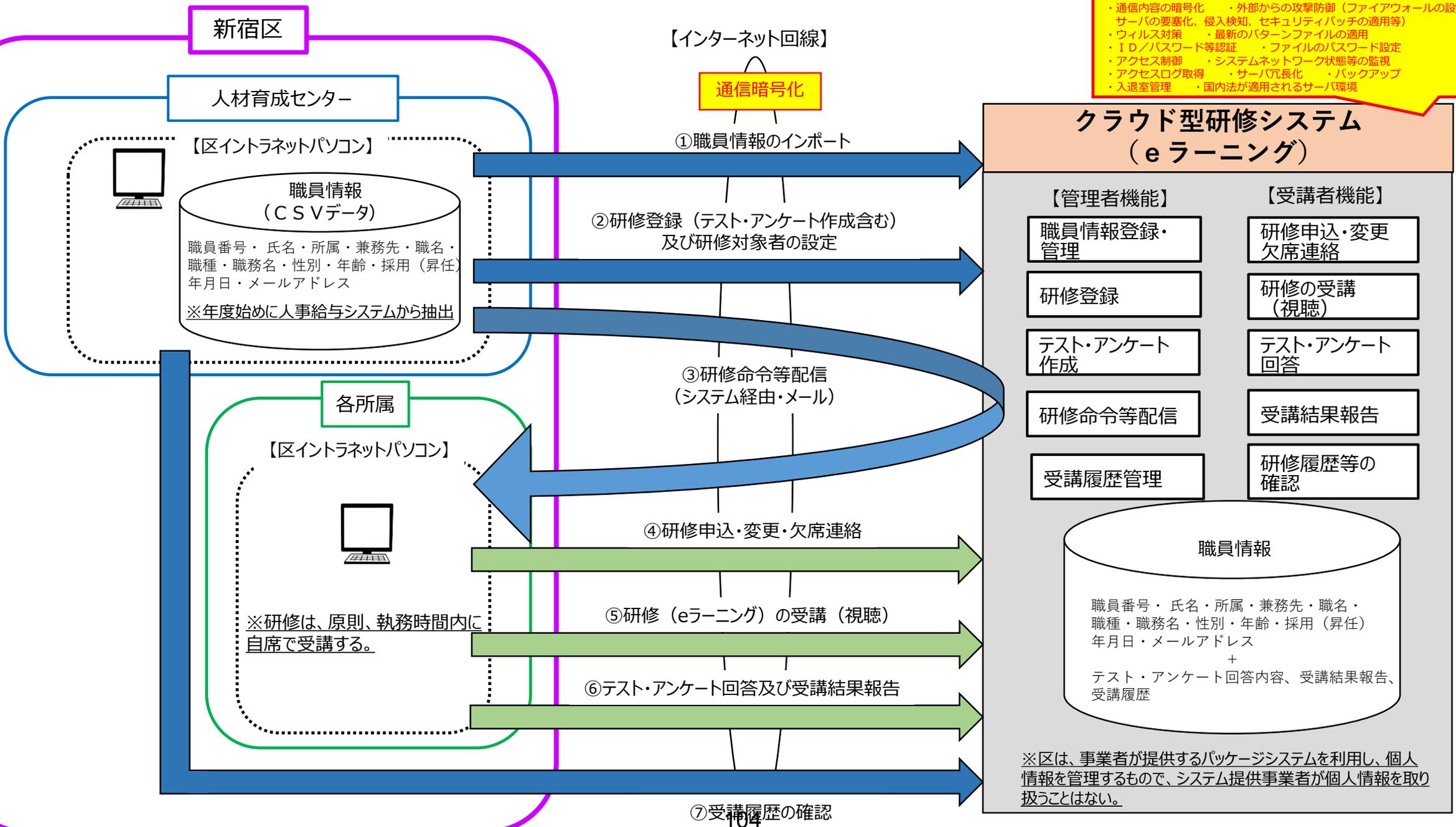


クラウド型研修システム（eラーニング）の導入等に係るシステム開発等について  
 (No.43)

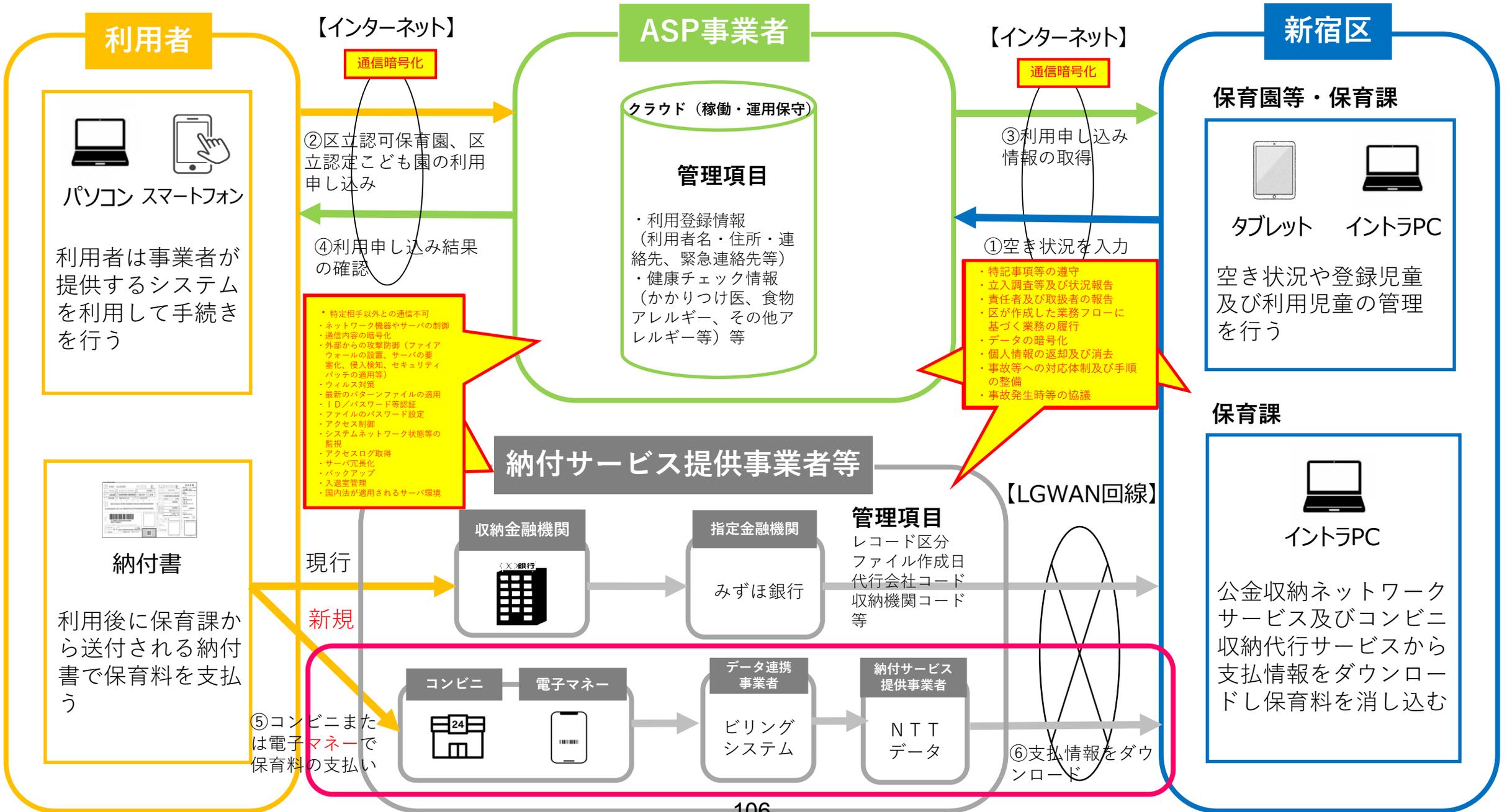
事業名	クラウド型研修システム（eラーニング）の導入
担当課	人材育成等担当課
区分	電算処理、外部結合
目的	研修事務に特化したクラウド型研修システム（eラーニング）（以下「研修システム（eラーニング）」という。）の導入により、研修事務の電子化による業務改善及び柔軟な研修受講スタイルに対応した環境を整え、職員の能力向上を支援する。
対象者	区職員（正規・再任用・再雇用・会計年度・任期付き・臨時）
事業内容	<p>1 概要</p> <p>区では、職員に対する研修については、電話による参加回変更・欠席連絡や交換便によるアンケート・研修受講結果報告書の提出など、一部の事務において電子化が進んでいない状況であった。</p> <p>そこで、研修システム（eラーニング）を導入することで、研修生の推薦、決定・命令、受講結果報告等、研修事務一連の電子化を実現し、業務の効率化を図ることとする。</p> <p>また、時間・場所・人数に制御されない柔軟な研修受講スタイルと繰り返し受講できる動画教材を取り入れることで、職員一人一人の業務都合や習熟度に応じて学ぶことができる環境を整え、職員の能力向上を支援する。</p> <p>2 電算処理、外部結合、業務委託の付議内容</p> <p>（1）電算処理</p> <p>研修システム（eラーニング）を新たに導入することで、研修対象者や受講状況など研修に係る情報のデータベースを構築し、一元管理する。</p> <p>（2）外部結合</p> <p>事業者が提供する研修システム（eラーニング）と外部結合し、人材育成センターで当該システムに職員情報のデータベースをインポートし、研修システム内で研修管理、職員情報の管理、研修命令の発信、研修教材のアップロードを行う。また、研修受講者は、研修申込・変更・欠席連絡、受講結果報告を当該システムにより行う。</p> <p>3 対象者数</p> <p>約4,000人</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

# クラウド型研修システム（eラーニング）に係る個人情報の流れ

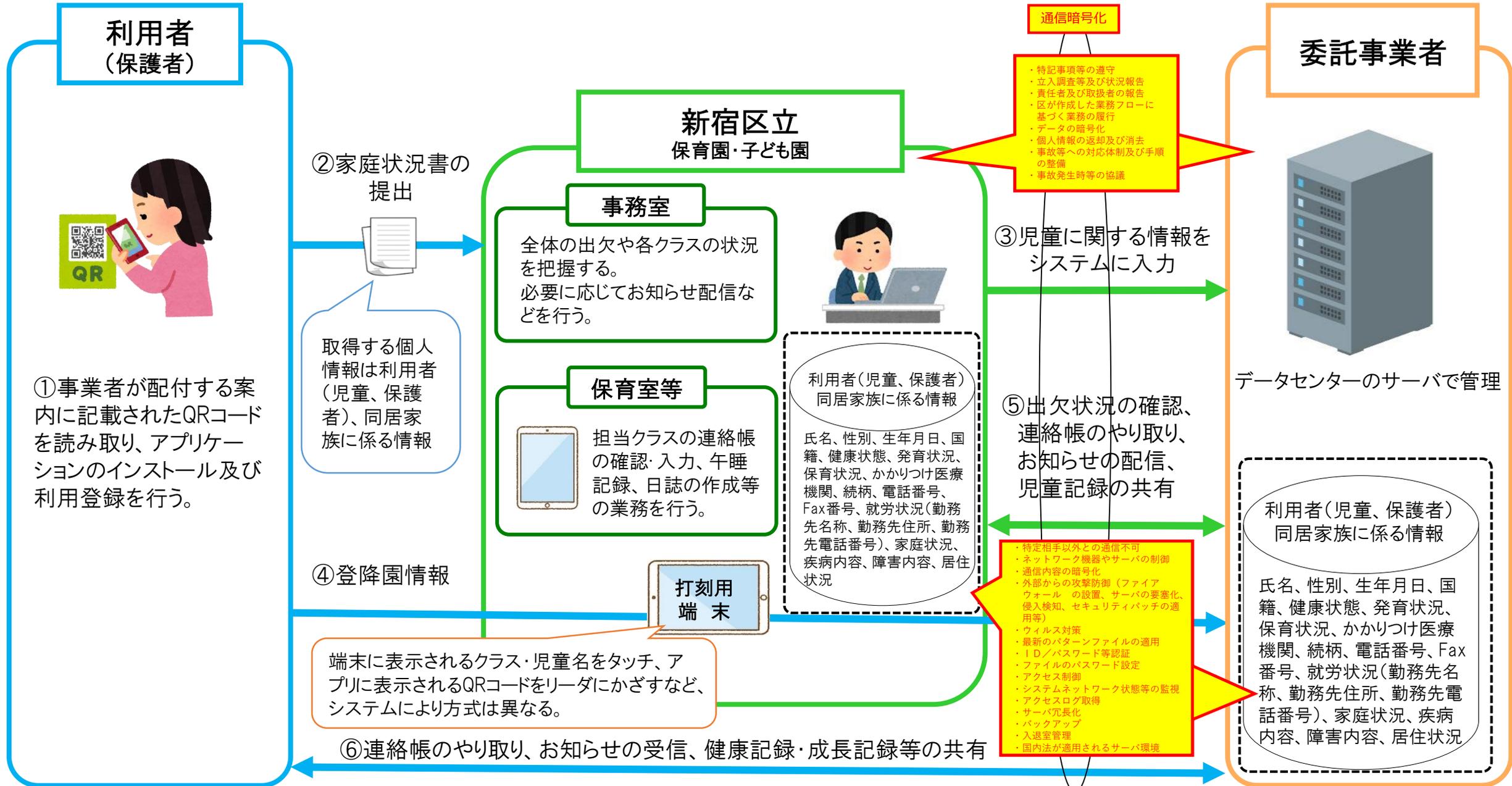
- ・ 特定相手以外との通信不可
- ・ ネットワーク機器やサーバの制御
- ・ 通信内容の暗号化
- ・ 外部からの攻撃防御（ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等）
- ・ ウィルス対策
- ・ 最新のパターンファイルの適用
- ・ ID/パスワード等認証
- ・ ファイルのパスワード設定
- ・ アクセス制御
- ・ システムネットワーク状態等の監視
- ・ アクセスログ取得
- ・ サーバ冗長化
- ・ バックアップ
- ・ 入退室管理
- ・ 国内法が適用されるサーバ環境



事業名	一時保育システム導入及びコンビニ収納等の開始
担当課	保育課
区分	電算処理、外部結合、業務委託
目的	利用者の利便性向上及び保育園等の業務効率化
対象者	一時保育を利用する児童の保護者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>区では、区内在住で一時的に児童の保育が必要な保護者に対して一時保育を行っている。</p> <p>現在、利用申込み等の手続きについては、電話または来園で行う必要があるため、一時保育システムを導入し、利用申込み等をオンライン化することで利用者の利便性を向上させる。</p> <p>また、保育料の支払い場所について、金融機関窓口となっているが、コンビニエンスストア等での支払いのニーズがあるため、コンビニ収納と電子マネー決済を追加し、利用者のニーズに対応する。さらに、これまで保育課と保育園等が郵送や FAX で行っていた、利用者情報の管理・共有が、一時保育システムを導入することにより、システム上で可能となるため、利用申込み確認と利用実績確認の業務が効率化できる。</p> <p>2 電算処理、外部結合、業務委託の付議内容</p> <p>(1) 電算処理</p> <p>利用申込み等の手続きをオンライン化することにより、利用者の利便性を向上させる。</p> <p>(2) 外部結合</p> <p>一時保育システム及び保育料収納データを区のイントラネット端末と結合することにより、利用者の情報を取得する。</p> <p>(3) 業務委託</p> <p>一時保育システム及び保育料収納データ作成等の業務を委託する。</p> <p>3 対象人数</p> <p>約 6, 0 0 0 人／年</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり



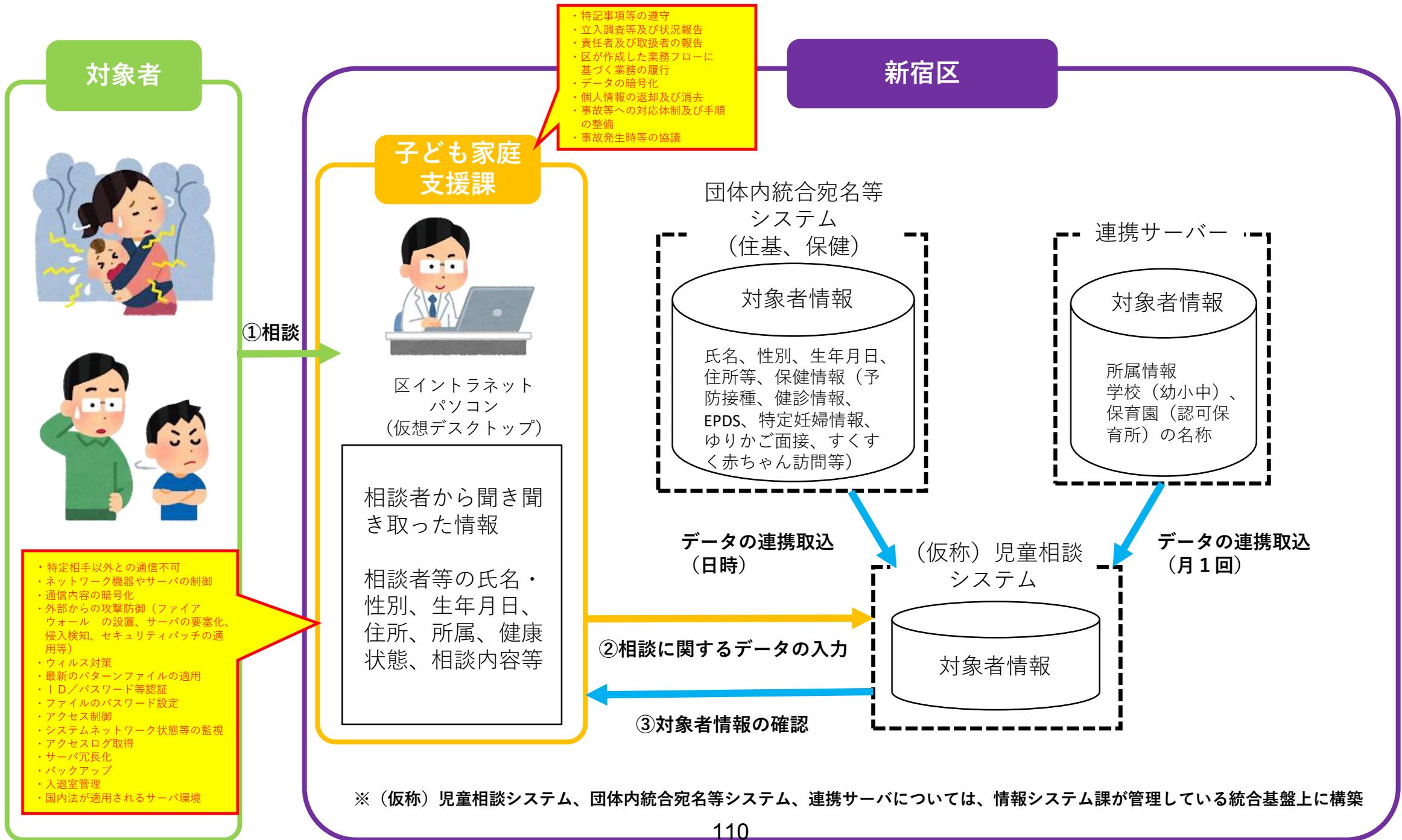
事業名	保育業務支援システム
担当課	保育課
区分	電算処理、外部結合、業務委託
目的	利用者の利便性向上及び保育施設における事務の効率化
対象者	区立保育園・子ども園（民営を除く）を利用する児童、保護者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>令和4年度新宿区業務改善等支援委託業務において提案を受けた保育業務支援システムを導入し、事務室や各クラス等にタブレット端末を整備することで、事務効率化及び利便性向上を図る。</p> <p>これまで職員が紙媒体により作成していた指導計画や、手書きで行っていた保育日誌や保健記録等を電子化し、各データの相互連携機能を利用することで、計画作成や記録作業の事務負担を軽減する。</p> <p>また、登降園時に保護者自ら打刻を行うシステムの導入により、登降園時間帯の職員による人的対応を省力化するとともに、登降園情報の即時共有することで、各クラスの出欠確認の負担軽減を図る。</p> <p>さらに、保護者向けの機能として、スマートフォン用アプリケーションを導入することで、①欠席連絡等、電話しか手段がなかった連絡方法の電子化による保護者の利便性向上、②朝の繁忙時間帯における職員の電話対応の負担軽減、③これまで配付や掲示を行っていた園だより等の配信による保護者の利便性向上及び連絡周知の徹底、④連絡帳の電子化による保護者の利便性向上と合わせ、保育における記録や画像を容易に共有することにより保護者とのコミュニケーションの緊密化を図る。</p> <p>2 電算処理、外部結合、業務委託の付議内容</p> <p>(1) 電算処理 保護者と職員の連絡手段や園内業務の電子化を行い、システムを利用した計画や記録の園内共有や保護者との連絡等を行う。</p> <p>(2) 外部結合 各園に整備するタブレット端末、保護者が利用するスマートフォンを、ASP事業者が使用するクラウドサーバへ接続することにより、対象者の情報を含む情報の取得及び送信を行う。</p> <p>(3) 業務委託 上記(1)のシステムに係るサービス提供を委託する。</p> <p>3 対象者数 公立保育園・子ども園の児童及び保護者</p> <p>(1) 児童数                    2, 5 2 4 人 (園の定員) (2) 保護者数                約5, 0 0 0 人</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり



(仮称) 児童相談システムの開発等について (No.46)

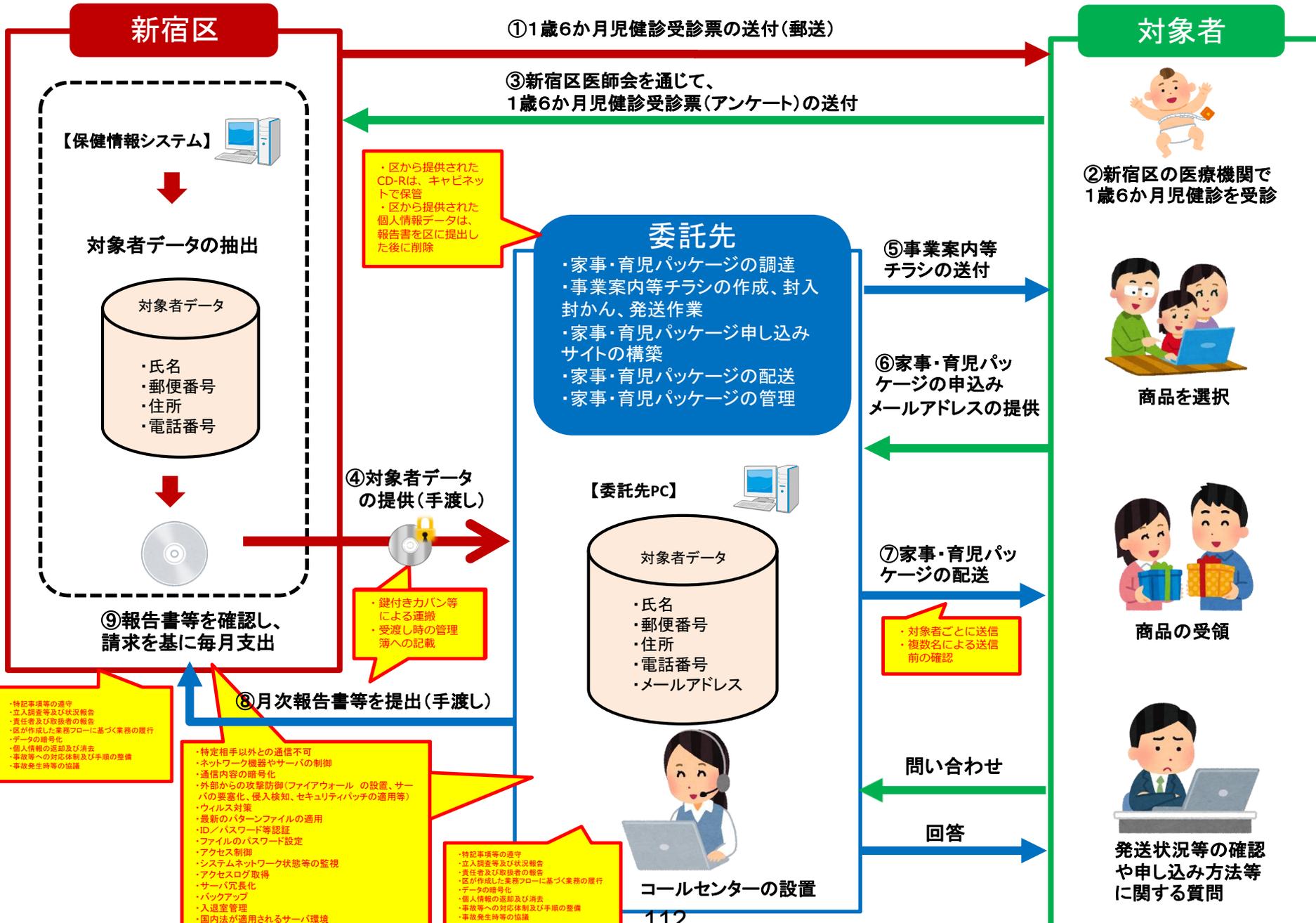
事業名	(仮称) 児童相談システムの導入
担当課	子ども家庭支援課
区分	電算処理、業務委託
目的	令和7年10月末に、子ども家庭相談管理システム（以下「現行システム」という。）の事業者による、保守が終了するため、(仮称) 児童相談システムへの移行が必要となっている。また、毎年の相談件数が増加傾向にある中、適切かつ迅速な対応が行えるよう、現行システムの機能に加え、庁内関係部署とデータ連携をすることで、相談機能の強化を図るため。
対象者	要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者等又は特定妊婦
事業内容	<p>1 概要</p> <p>区では、子育ての不安や悩みを持つ保護者に対して、相談や助言を行うための相談支援を行っており、平成21年度から現行システムを導入し、相談対応を行ってきた。相談対応の件数は年々、増加傾向にあり、児童及び特定妊婦に関する相談・援助履歴を正確に把握するためには、区が保有する住基等（教育、保育及び母子保健分野）の情報とデータ連携をすることがあることから、(仮称) 児童相談システム（以下「新システム」という。）を導入する。現行システムから新システムへ移行するにあたり、これに係る電算処理、当該システムのサービス提供に係る業務委託を行う。</p> <p>2 電算処理、業務委託の付議内容</p> <p>(1) 電算処理</p> <p>委託事業者にも新システムを区の統合基盤上に構築させ、既存システムからデータ移行を行う。当該システムを用い、相談支援を行う。</p> <p>(2) 業務委託</p> <p>事業者にも新たな新システムを区の統合基盤上に構築させる業務委託及び当該事業者が構築したシステムを、区民サービスを低下させずに安定的に利用するためのシステムのサービス提供・保守にかかる業務委託を行う。</p> <p>3 対象者数</p> <p>約40,000件</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

# (仮称) 児童相談システムにおける個人情報の流れ



バースデーサポート事業に係る業務の委託について (No.47)

事業名	バースデーサポート事業
担当課	健康づくり課
区分	業務委託
目的	新宿区の母子保健事業と関わる機会が少ない1歳6か月から2歳児を育てる者に対し、子育て支援に関する情報提供と、当該家庭に対する相談支援を強化するとともに、家事・育児パッケージの配付を行うことで、妊娠・出産・子育てのより切れ目のない相談支援の充実と経済的支援を実施することを目的とする。
対象者	1歳6か月児健診(医療機関)を受診した児を養育し、子育てに関するアンケートに回答した世帯
事業内容	<p>1 概要</p> <p>都は、全ての子育て家庭に対して妊娠期から行政の専門職が関わることにより、出産・子育てに関する不安を軽減するとともに、各家庭のニーズに応じた支援を妊娠期から子育て期にわたって切れ目なく行う区市町村を支援する、「とうきょうママパパ応援事業」を行っており、区では、令和5年度より当該事業に参加している。</p> <p>当該事業のうち、バースデーサポート事業については、アンケートに回答した方に、「育児パッケージ」(こども商品券10,000円分)を送付している。なお、第2子には10,000円、第3子以降には20,000円をそれぞれ加算している。この度、東京都の「とうきょうママパパ応援事業」の拡充に伴い、区が実施するバースデーサポート事業について、以下のとおり、実施方法を変更する。</p> <p>(1) 東京都の事業拡充を踏まえ、ギフト内容を「育児パッケージ」から家事支援用品も含めて幅広く選択できる「家事・育児パッケージ」に変更する。</p> <p>(2) 令和5年4月1日以降に出生した児について金額を50,000円ずつ拡充し、第1子60,000円、第2子70,000円、第3子以降は80,000円分の家事・育児パッケージを配付する。</p> <p>(3) 令和6年度からは「こども商品券」に代えて「電子ギフト(電子クーポン、電子カタログ等)」(以下「電子ギフト」という。)を配付する。</p> <p>2 業務委託の付議内容</p> <p>ノウハウを有する事業者に、以下の業務を委託する。</p> <p>(1) 家事・育児パッケージの調達</p> <p>(2) 対象者リストの受領</p> <p>(3) 事業案内等チラシの作成、封入封かん、発送作業</p> <p>(4) 家事・育児パッケージ申し込みサイトの構築</p> <p>(5) 家事・育児パッケージの配送</p> <p>(6) 家事・育児パッケージの管理</p> <p>(7) コールセンターの整備</p> <p>(8) 配送実績の報告</p> <p>3 対象者数</p> <p>約2,500人</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり



・区から提供されたCD-Rは、キャビネットにて保管  
 ・区から提供された個人情報データは、報告書を区に提出した後に削除

・鍵付きカバン等による運搬  
 ・受渡し時の管理簿への記載

・対象者ごとに送信  
 ・複数名による送信前の確認

・特定相手以外との通信不可  
 ・ネットワーク機器やサーバの制御  
 ・通信内容の暗号化  
 ・外部からの攻撃防御(ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等)  
 ・ウイルス対策  
 ・最新のパターンファイルの適用  
 ・ID/パスワード等認証  
 ・ファイルのパスワード設定  
 ・アクセス制御  
 ・システムネットワーク状態等の監視  
 ・アクセスログ取得  
 ・サーバ冗長化  
 ・バックアップ  
 ・入退室管理  
 ・国内法が適用されるサーバ環境

・特記事項等の遵守  
 ・立入調査等及び状況報告  
 ・責任者及び取扱者の報告  
 ・区が作成した業務フローに基づく業務の履行  
 ・データの暗号化  
 ・個人情報の通知及び消去  
 ・事故等への対応体制及び手順の整備  
 ・事故発生時等の協議

・特記事項等の遵守  
 ・立入調査等及び状況報告  
 ・責任者及び取扱者の報告  
 ・区が作成した業務フローに基づく業務の履行  
 ・データの暗号化  
 ・個人情報の通知及び消去  
 ・事故等への対応体制及び手順の整備  
 ・事故発生時等の協議

狂犬病予防注射済票交付等業務の委託について (No.48)

事業名	狂犬病予防注射済票交付等事務委託
担当課	衛生課
区分	業務委託
目的	衛生課及び特別出張所で行っている狂犬病予防注射済票交付の手続きを、接種時に動物病院で併せて出来るようにし、区民の利便性を向上させる。
対象者	新宿区内の畜犬登録をしている飼い主
事業内容	<p>1 概要</p> <p>犬の飼い主は、年に1回狂犬病予防注射を飼い犬に接種させることが、狂犬病予防法により義務付けられている。飼い主は予防接種後、動物病院が発行した注射済証明書を持参し、保健所又は各特別出張所の窓口で注射済票交付手続きを行う又は、定期集合注射において手続きを行っている。</p> <p>この度、注射済票の交付等事務を東京都獣医師会に委託し、飼い主が保健所又は各出張所の窓口に来所することなく、予防接種を受けた病院で注射済票を受け取ることができるようにする。</p> <p>2 業務委託の付議内容</p> <p>飼い犬の予防接種後に、保健所又は各出張所の窓口に来所することなく、予防接種を受けた動物病院で注射済票の交付申請が行えるよう、注射済票の交付、手数料の徴収、領収書の交付業務を委託する。</p> <p>3 交付予定数</p> <p>2,600件(年間)</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

# 注射済票交付の代行委託に係る個人情報の流れ

新宿区内の畜犬登録を  
している飼い主



- ・特記事項等の遵守
- ・立入調査等及び状況報告
- ・責任者及び取扱者の報告
- ・区が作成した業務フローに基づく業務の履行
- ・データの暗号化
- ・個人情報の返却及び消去
- ・事故等への対応体制及び手順の整備
- ・事故発生時等の協議

②注射済票交付申請書を送付

- ・特記事項等の遵守
- ・立入調査等及び状況報告
- ・責任者及び取扱者の報告
- ・区が作成した業務フローに基づく業務の履行
- ・データの暗号化
- ・個人情報の返却及び消去
- ・事故等への対応体制及び手順の整備
- ・事故発生時等の協議

新宿区  
(衛生課)

①システムから抽出した情報を注射済票交付申請書に印字（業者委託）  
※令和2年度第2回情報公開・個人情報保護審議会承認済

保健情報システム

<飼い主>  
郵便番号、住所、氏名、電話番号  
<飼い犬>  
名前、生年月日、性別、毛色、種類、番号（鑑札番号又はマイクロチップ番号）

⑧動物病院名、注射日をシステムへ入力

【注射済票交付申請書】

飼い主  
飼い犬情報

<飼い主>  
郵便番号、住所、氏名、電話番号  
<飼い犬>  
名前、生年月日、性別、毛色、種類、番号（鑑札番号又はマイクロチップ番号）

⑨注射済票交付申請書の管理

委託先  
(東京都獣医師会  
新宿支部加盟動物病院)

④注射

【注射済票交付申請書  
(委託先控)】

⑤注射済票交付申請書  
(委託先控え)の管理

飼い主  
飼い犬情報

<飼い主>  
郵便番号、住所、氏名、電話番号  
<飼い犬>  
名前、生年月日、性別、毛色、種類、番号（鑑札番号又はマイクロチップ番号）

申請書は鍵付き金庫（キャビネット）へ保管する。

⑦注射済票交付申請書を送付（月一回）

③注射済票交付申請書を提出

⑥注射済票交付申請書（飼い主控）、注射済票を渡す

自転車用ヘルメット購入費助成事業委託について（委託内容の変更）（No.49）

事業名	自転車用ヘルメット購入費助成事業
担当課	交通対策課
区分	業務委託
目的	令和5年度から引き続き自転車用ヘルメットの購入費を助成することで、区民のヘルメットの着用を促進する。
対象者	区内在住の方（区市町村民税を滞納している方を除く。）
事業内容	<p>1 概要</p> <p>区では、これまで、自転車用ヘルメットの購入費助成（最大3,000円）をすることで、ヘルメットの着用を促進しており、申請に係る問い合わせ対応や受付業務等については、委託業者に委託している（令和5年度第3回新宿区個人情報保護管理運営会議承認済）。</p> <p>今回、申請方法について現行の窓口及び郵送に加え、新たに電子申請（東京共同電子申請・届出サービス）を導入し、委託先に電子申請に係る受付・審査業務を委託内容に追加することで、さらなる区民の利便性の向上と効率的な事業執行を図る。</p> <p>2 業務委託の付議内容</p> <p>申請方法について、新たに電子申請を追加するため、委託事業者が電子申請に係る受付及び審査業務を行えるよう、委託内容の変更を行う。</p> <p>3 対象者数</p> <p>想定利用者数 5,000人</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

# 自転車用ヘルメット購入費助成業務委託に係る個人情報の流れ

※赤字が変更箇所

販売店（区内外を問わない）

- ①ヘルメットの購入
- ②ヘルメットの販売

申請者

申請者情報

- ・氏名・住所・生年月日・電話番号、メールアドレス（電子申請の場合のみ。申請フォームに入力）
- ・銀行口座情報
- ・購入ヘルメットの情報（購入日、購入店、メーカー、品番、安全認証、購入金額）
- ・助成申請額

【助成申請書類】

- ・申請書
  - ・本人確認書類(写し)
  - ・領収書又はレシート(写し)※
  - ・振込先口座番号が確認できる書類(写し)
- ※紛失した場合は申出書

③申請書類の提出

(郵送又は電子申請(共同運営サービス))

【委託】  
委託先に提供する情報項目を追加する。

- ・特記事項等の遵守
- ・立入調査等及び状況報告
- ・責任者及び取扱者の報告
- ・区が作成した業務フローに基づく業務の履行
- ・データの暗号化
- ・鍵付きカバン等による運搬
- ・受渡し時の管理簿への記載
- ・鍵付キャビネット等での保管
- ・個人情報の返却及び消去
- ・事故等への対応体制及び手順の整備
- ・事故発生時等の協議

委託先

※第二分庁舎横倉庫で業務

⑦申請書類の事前審査

<委託先のPC>

⑧台帳登録

【申請者情報】  
氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス（電子申請の場合のみ）、銀行口座情報、購入ヘルメットの情報、進捗状況、助成可否、交付額

⑫決定通知・封筒印刷及び封入処理

⑭決定通知書の送付(郵送)

⑮助成金支給(口座振替)

新宿区

④申請書類の開封  
・電子申請書類の印刷・整理

- ・特定相手以外との通信不可
- ・ネットワーク機器やサーバの制御
- ・通信内容の暗号化
- ・外部からの攻撃防御（ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等）
- ・ウイルス対策
- ・最新のパターンファイルの適用
- ・ID/パスワード等認証
- ・ファイルのパスワード設定
- ・アクセス制御
- ・システムネットワーク状態等の監視
- ・アクセスログ取得
- ・サーバ冗長化
- ・バックアップ
- ・入退室管理
- ・国内法が適用されるサーバ環境

⑩審査・起案(申請者情報の照合・審査)

<区のイントラPC>

【申請者情報】  
氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、銀行口座情報、購入ヘルメットの情報、進捗状況、助成可否、交付額

- ・鍵付きカバン等による運搬
- ・受渡し時の管理簿への記載

⑤申請書類一式の送付(紙、CD等・手渡し)

⑨申請書類一式及び台帳データの送付(紙、CD等・手渡し)

⑪決定情報の連絡

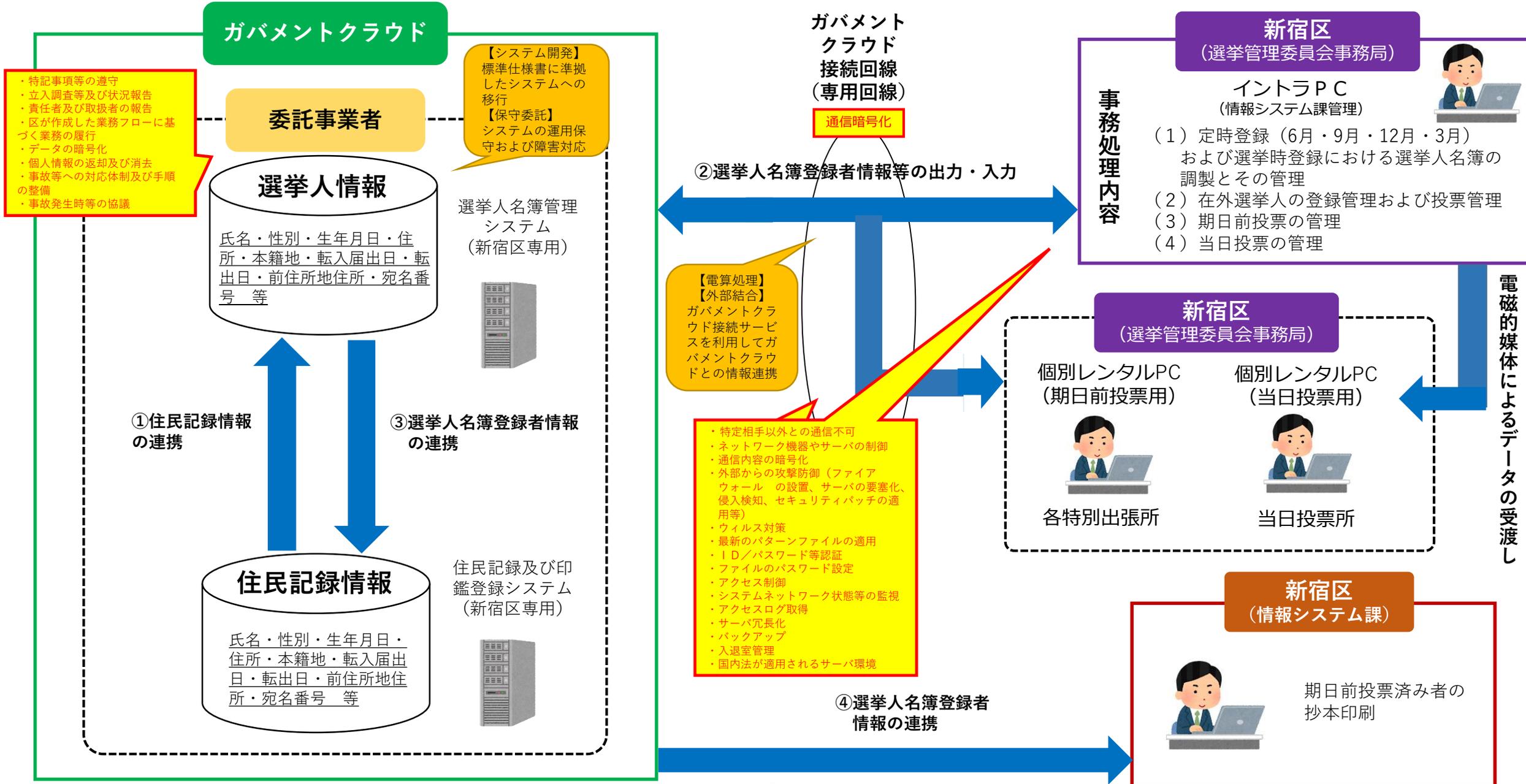
⑬決定通知書の納品(手渡し)

地方公共団体情報システム標準化に対応した選挙人名簿管理システムへの移行等について  
(No.50)

事業名	地方公共団体情報システム標準化に対応した選挙人名簿管理システムへの移行
担当課	選挙管理委員会事務局
区分	電算処理、外部結合、業務委託
目的	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年法律第40号)(以下「標準化法」という。)に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に対応し、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。
対象者	新宿区(以下「区」という。)における選挙人名簿、在外選挙人名簿および国民投票の投票人名簿の名簿登録要件を満たす者。
事業内容	<p>1 概要</p> <p>現在、選挙管理委員会では、住民記録システムから提供を受ける住民記録データに基づき、選挙人名簿(在外選挙人名簿含む)の調製並びに管理を行っている。毎年3、6、9、12月及び選挙時に、名簿登録要件を満たす者を登録し、登録月以外の月毎に名簿登録要件を満たさなくなった者について抹消する。</p> <p>なお、選挙時において、選挙人名簿管理システム及び在外選挙人名簿管理システムで確定した選挙人のデータを、投票所管理システム・期日前投票管理システムへ移行させ、投票事務を行っている。</p> <p>令和3年9月1日、地方公共団体に対し、住民記録事務をはじめとする23の標準化対象事務について、標準化基準(標準仕様書)に適合した情報システム(以下「標準準拠システム」という。)の利用を義務付ける、「標準化法」が施行され、令和7年度末までに選挙人名簿等管理システムも、標準化へ対応することが求められている。</p> <p>併せて、標準化法第10条により、標準準拠システムの利用においてガバメントクラウドの利用を第一に検討することとされており、セキュリティ面やコスト面等が優れていることから、デジタル庁が提供するガバメントクラウドを利用し、選挙人名簿等管理システムの運用を行う。</p> <p>2 電算処理、外部結合、業務委託の付議内容</p> <p>(1) 電算処理</p> <p>「標準化法」に基づき下記の事務を処理するシステムを「選挙人名簿管理システム標準仕様書」に準拠したシステムへ移行する。</p> <p>ア 永久選挙人名簿 イ 在外選挙人名簿 ウ 期日前投票管理 エ 当日投票管理</p> <p>(2) 外部結合</p> <p>選挙人名簿管理システム標準化にあたり、デジタル庁が提供するガバメントクラウド上に事業者が構築する標準準拠システムを運用し、ガバメントクラウドとの結合を行う。</p> <p>(3) 業務委託</p> <p>① 選挙人名簿管理システム標準化にあたり、前項(1)電算処理および(2)外部結合に係るシステムへの移行業務を委託する。</p> <p>② 前項①において移行した選挙人名簿管理システムについて、運用保守業務を委託する。</p> <p>3 対象者数</p> <p>(1) 永久選挙人名簿登録者数 275,406名</p>

	<p>(2) 在外選挙人名簿登録者数 (令和5年9月1日現在) 1,079名</p> <p>※ 国民投票の投票人名簿の調製については、国民投票の執行が決定した後に行う。</p>
<p>個人情報の 流れ及び情 報保護対策</p>	<p>別紙のとおり</p>

# 地方公共団体情報システム標準化に対応した選挙人名簿管理システムへの移行等に係る個人情報の流れ



私立学校就学者等支援給付金給付事業に係るシステム構築等について (No.5 1)

事業名	私立学校就学者等支援給付金給付事業
担当課	教育調整課
区分	電算処理、業務委託
目的	学齢期の児童及び生徒であって、私立学校に就学する者等に対し、区立学校における学校給食費相当の食材料費を支援することで、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図る。サービスの質を下げることなく現行の業務を行うため。
対象者	以下の①及び②の両方の条件を満たす者とする。 ① 学校教育法第 18 条に規定する学齢児童又は学齢生徒 ② 基準日時点で新宿区の住民基本台帳に記載されている者（基準日時点で新宿区に居住しているものの、住民基本台帳に記載できない特別な事情がある者を含む）であって、基準日時点において新宿区立学校に在籍していないもの
事業内容	<p>1 概要</p> <p>区では、物価高騰や子育て世帯への支援方策の一つとして、各学校の給食食材費補助や多子世帯に対する給食費の無償化を実施するなど、保護者の方々の給食費の負担が増えることのないよう学校給食の提供に取り組んできた。令和 6 年度は、さらなる子育て世帯の負担軽減を図るため、新たに全ての子育て世帯を対象に区立学校の給食費を無償化するとともに、私立学校就学者等へ区立学校給食費相当額の給付を実施する。</p> <p>給付方法については、受給手続きを簡素化し、受給者の利便性を図るため、プッシュ型給付を基本とする。</p> <p>(1) 初回については、学齢簿情報を使用して世帯主に確認書を送付し、確認書に振込口座を記載して返送してもらうことにより給付する。</p> <p>(2) 2 回目以降は、案内書を送付することによる手続き不要の給付を行う。</p> <p>給付金額については、学齢児童 1 人当たり 1 回 17,000 円、学齢生徒 1 人当たり 1 回 21,000 円とし、年 3 回支給する。</p> <p>2 電算処理、業務委託の付議内容</p> <p>(1) 電算処理</p> <p>給付対象者を正確かつ迅速に把握し、円滑な支給事務に資するとともに、受給者からの問い合わせに対応するため、給付状況を一元的に管理するための給付管理システムを構築する。</p> <p>(2) 業務委託</p> <p>システムの構築等、給付金の案内・確認書等の印刷、封入封緘、発送、口座情報の入力及び作成、コールセンター・相談窓口による案内等の業務等について、迅速かつ安全に行う必要があるため、専門的な知識等を有し、豊富なノウハウを備えた業者に委託する。なお、一部について再委託を行う。</p> <p>3 対象者数</p> <p>4,925 人 (私立学校 3,203 人、国立学校 273 人、都立学校 221 人、各種学校等 463 人、他自治体立学校 63 人、その他 703 人)</p>
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

# 【私立学校就学者等支援給付金給付事業の個人情報の流れ】

